

令和4年度開設予定大学等 審査意見（第一次）

（総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科）

審査意見への対応を記載した書類（6月）

目次 医療福祉学部 医療福祉マネジメント学科 (3月申請時名称)

【設置の趣旨・目的等】

- 1 養成する人材像について、例えば、「医療福祉マネジメントの知識を修得し、地域共生社会の構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて応用的に運営・管理ができる人材」等、経営者としての観点が含まれている一方、ニーズ調査アンケートでは、取得を目指す資格として医師事務作業補助者や診療報酬請求事務等の一般診療事務を行う者も含めているなど、養成する人材像が必ずしも一貫していないように見受けられる。養成する人材像について、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・6ページ
- 2 3つのポリシーについて、例えば、カリキュラム・ツリー上、相関関係にない項目がディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーのそれぞれに含まれているほか、相関関係にあるとされているDP1とCP1の設定内容の関係性が判然としない。また、アドミッションポリシーとディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係性自体についての説明がなく、不明確であるなど、3つのポリシー全体の整合性が不明確であることに加え、審査意見1のとおり、養成する人材像にも疑義があるため、それらの整合性・妥当性が判断できない。このため、これらの点を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシー等の内容並びにそれらの関係性について改めて検討した上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・7ページ
- 3 学部の名称にも冠している「医療福祉」という用語について、一般的には社会福祉学を基盤とした領域であるが、本学部においては「社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援を意味している」とする等、通常定義される「医療福祉」と異なる説明がなされていることから、適切に改めること。その際、現在の「医療福祉」の用語の説明は抽象的であり、その意味するところが必ずしも明らかではないことから、具体的な説明となるよう留意すること。
(是正事項)・・・9ページ
- 4 「マネジメント」という用語について、例えば医療福祉学部全体の養成する人材像では「マネジメント(経営、運営管理)」とする一方で、設置の背景として示している「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」から「要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うこと」と引用する等、「マネジメント」の定義が一定ではないように見受けられるため、本学部及び2つの学科についての設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、適切に改めること。
(是正事項)・・・10ページ

5 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科の2つの学科を設置する構想だが、前者において介護福祉士の資格取得が可能であるなどケアワークに関する教育課程が含まれている一方で、後者においても養成する人材像を「医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材」とするなど、それぞれの学科を設置する趣旨・目的や養成する人材像の在り方に関し役割分担や整合性が必ずしも明確ではないので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・11 ページ

6 教育課程とカリキュラム・ポリシーとの整合性が不明確であり、養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの整合性・妥当性も判断できない。具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。なお、その際は、審査意見2も踏まえ、カリキュラム・ツリーについても整合性のある形で適切に改めて作成すること。

(是正事項)・・・18 ページ

7 養成する人材像等で言及のある「医学モデルも包含したICF(国際生活機能分類)の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材」の意味するところが全体的に不明確であるため、具体的に説明すること。

(是正事項)・・・21 ページ

8 「農福連携」という用語について、本学部の設置の必要性において「農福連携などのソーシャルイノベーションを起こし、医療と福祉の狭間をマネジメントしていく人材が求められている」とあるが、教育課程においては実習先施設の一部に含まれているのみと見受けられるなど、本学部の養成する人材像や3つのポリシー、教育課程等においてどのように反映されているか明確ではないため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・22 ページ

【名称等】

9 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科は、養成する人材像や教育課程等が相当程度異なるものと見受けられるが、いずれも学位は「学士(医療福祉学)」とされているため、その妥当性を明確に説明の上、必要に応じて適切に改めること。また、学部・学科・学位の英語名称として用いられる「Social Care」について、ケアワーク又はソーシャルワークに関連する学修を中心とする学部・学科・学位の英語名称としては不適切であるため、審査意見3の対応を踏まえた上で、適切な英語名称を検討すること。

(是正事項)・・・22 ページ

【教育課程】

10 審査意見2及び6のとおり、3つのポリシーの整合性等が不明確であるほか、「医療福祉マネジメント」に関する内容が教育課程にどのように反映されているかが不明確であるなど、教育課程が体系的かつ適切に編成されているか判断できない。審査意見2及び6への対応を踏まえた上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・24 ページ

11 審査意見3及び4のとおり、設置の必要性の根幹に係る説明で定義が明らかでない文言が含まれており、その妥当性が判断できず、また、教育課程にどのように反映されているかも判断できない。このため、審査意見3及び4への対応を踏まえた上で、設置の趣旨及

び必要性、養成する人材像、3つのポリシー等と教育課程の整合性並びにその妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・24 ページ

12 教育課程について、必修科目が比較的少なく、選択科目が非常に多く設定されていることから、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて、実際に体系的に履修できるか疑義がある。履修条件等も含め、教育課程の体系的な履修を担保するためにどのように対応しているか、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・25 ページ

13 一部の科目において、アクティブ・ラーニング(ケーススタディ(CS) や問題解決型学習(PBL))を導入する旨の記載があるが、その根拠としている資料が学習指導要領であり、高等教育段階においてアクティブラーニングを導入する根拠としては適当ではないと考えられるため、その妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、特にケーススタディについて、教育課程の中で具体的にどのように実施するのか不明確であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・26 ページ

14 CAP 制について、学年ごとに導入する旨の説明があるが、学期ごとでない趣旨が不明であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(改善事項)・・・27 ページ

【入学者選抜】

15 大学全体と学部、学科それぞれのアドミッション・ポリシーの整合性・関係性が不明確であるので、具体的に説明すること。また、3つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーについてのみ、大学全体のものが設けられている趣旨が不明確であるので、具体的に説明すること。
(是正事項)・・・27 ページ

16 本学科のアドミッション・ポリシーのうち AP 2 について、学力の3要素のいずれにも該当しない旨の説明であるが、その妥当性を明確に説明すること。
(是正事項)・・・28 ページ

17 本学科のアドミッション・ポリシーのうち AP 1 に関し、学生に求める学習成果として「思考力・判断力・表現力」が該当する旨の説明がなされており、大学入学共通テスト利用選抜においては大学入学共通テストを用いて「思考力・判断力・表現力」を測る旨の説明がなされている。AP1 に掲げる「医療機関、社会福祉施設、一般企業等のマネジメント(経営、運営管理)に関心のある人」について、大学入学共通テストを用いてどのように評価するか不明確であるので、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・29 ページ

18 一般選抜において、「公民(政治・経済)」「数学」「化学」「生物」「物理」の選択科目を設け、本学科で必要な基礎知識を測定する旨の説明があるが、科目の範囲が多岐にわたるに

もかかわらず、1科目のみの選択としている趣旨が不明確であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、大学入学共通テスト選抜と試験科目が異なる理由や、他の選抜形式ではそれらに類する能力をどのような形で測定するかも具体的に説明すること。

(是正事項)・・・29 ページ

- 19 各選抜形式において、例えば、一般選抜における学科試験と個人面接の評価の割合等、評価基準が不明確であるため、具体的に説明すること。

(是正事項)・・・30 ページ

- 20 一般選抜において、社会福祉関係の学修に必要となる公民(政治・経済)について、数学・理科の他教科の科目と合わせていずれか1科目の選択としている趣旨が不明確なので、妥当性を説明すること。

(改善事項)・・・31 ページ

【教員組織】

- 21 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(改善事項)・・・31 ページ

【施設・設備等】

- 22 提出されている各図書について、特に専門書については著作年度も重要であるため、明確にすること。また本学部の扱う領域に応じた専門書について、充実することが望まれる。

(改善事項)・・・32 ページ

【その他】

- 23 申請書類の記載について、以下の事項に例示されるような不適切な記載が散見されるため、網羅的に見直し、適切に改めること。

(1) 教員名簿の中に、完成年度時に退職年齢を超える専任教員であることが適切に示されていない者が含まれている。

(2) 官公庁やその審議会の報告書等を資料として提出しているにもかかわらず、その引用部分が適切に記載されていない。(例:「設置の趣旨」P5「包括的な相談支援システムの構築」)

(3) 趣旨の近い記載は見られるものの、引用文章と推察される記載が引用元の報告書等の中に存在しない。(例:「設置の趣旨」P8「制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発」)

(4) 学科ごとに項目を分けていないため非常に把握しづらい。(例:「設置の趣旨」P41「(1)基礎教育科目」の記載内容。)

(5) 実習がどの学科におけるものことか他の項目を見ないと確認できない。(「設置の趣旨」P44 第7 実習の具体的計画。)

(6) 誤字が散見される。(例:「設置の趣旨」P54 「本『学科』の卒業要件」)

(7) 文字が見切れている。(例:「設置の趣旨」資料13 DP・CP等)

(8) 自明と思われ、記載意図が不明確な記載が散見される。(例:「設置の趣旨」P42 「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」)

(9) 学生確保の見通しの根拠として提出された高校生を対象としたアンケート調査について、質問7の一部選択肢を選んだ者が存在しない質問に移動するよう指示がついている。

(改善事項)・・・33 ページ

【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

24 地域における受験者層の動向について、道内の18歳人口は減少するものの、進学率等は上昇するとの説明があるが、進学率の上昇を加味しても大学への進学者は減少するとの予測値である。それに対して、札幌市内の18歳人口が増加する旨等の説明をもって学生確保の見通しについて説明しているが、客観的な根拠を用いて具体的かつ明確に説明すること。

(是正事項)・・・ページ36

25 学生確保の見通しの根拠として、高校生を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり根拠として成り立つとは言い難いので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

(1) 4年制大学への進学希望者のうち一定数が「マネジメント系資格」に興味を持っていることが示されているが、本学科の進学希望者に直接結びつくものではないと考えられるほか、秘書検定等、本学科の養成する人材像と必ずしも関係ない資格が含まれている。また、受験資格の制限のない検定も含めて「本学科で取得可能な学科」と記載するなど、質問項目も不適切である。

(2) 本学科に関心を持った層と進学の意向がある層のクロス集計等を行うわけでもなく、4年制大学への進学希望者全体にスクリーニング質問としての設定をすることなくそれぞれの質問を行っており、妥当な内容となっているか判断できない。

(3) 進学希望者に対してその理由を問うアンケートの中で、「国試合格率」を理由に選んだ者が最大数となっているが、本学科で取得できる資格を特に示しておらず、進学の意向がある層として期待できるか疑義が残る。

(4) 中長期的な学生確保の見通しがあるか判断できる項目がない。

(5) 審査意見23(9)のとおり、存在しない質問に移動するよう指示がついているほか、回答者が存在しないはずの質問9に回答している者がいる。

(是正事項)・・・38ページ

26 人材需要の社会的動向の根拠として、病院・社会福祉施設等を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり、根拠として成り立つとは言い難(がた)いので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

(1) 事務職の過不足の状況について質問した結果、一定数不足している旨の回答があったとの説明がなされているが、割合としてはかなり低いことに加え、本学科の養成する人材像は単なる事務職ではないので、根拠とは言い難(がた)い。

(2) 採用意向について、単に採用予定があるかのみ確認しており、どの程度の期間で何名程度の採用を見込めるのか不明確である。

(是正事項)・・・42ページ

審査意見への対応を記載した書類(6月)

1 【設置の趣旨・目的等】

1 養成する人材像について、例えば、「医療福祉マネジメントの知識を修得し、地域共生社会の構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて応用的に運営・管理ができる人材」等、経営者としての観点が含まれている一方、ニーズ調査アンケートでは、取得を目指す資格として医師事務作業補助者や診療報酬請求事務等の一般診療事務を行う者も含めているなど、養成する人材像が必ずしも一貫していないように見受けられる。養成する人材像について、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

『医療福祉』の文言の定義が不明確であると考え、削除し、学部・学科名称の変更に伴い、養成する人材像についての文言をより教育実態と合わせ記載した【資料17 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図】。本学科の養成する人材を“介護福祉士”人材とより特定化し、指摘された『経営者としての観点が含まれている』点については、学科で提供される経営者教育はあくまで介護施設等の業務管理者としての素養を学部教育の中で修得させる点を明確にした。新たな養成する人材像は

1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材。
2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材。
3. マネジメントする専門的能力を身につけ、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材。

に変更した。

後半の『ニーズ調査アンケートでは、取得を目指す資格として医師事務作業補助者や診療報酬請求事務等の一般診療事務を行う者も含めているなど、養成する人材像が必ずしも一貫していないように見受けられる』の指摘につき、アンケートを再度実施した。

学生向けの調査アンケートでは介護福祉マネジメント学科の育成する人材の取得資格を“介護福祉士”を最初に掲げ、本学科の育成する人材像に合致した調査形式を採用した。

新	旧
<p>19 ページ</p> <p>(2)介護福祉マネジメント学科</p> <p>①養成する人材像</p> <p>本学の基本理念に基づき、介護福祉マネジメント学科が養成する人材像は以下の通りである。</p> <p>1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂</p>	<p>18 ページ</p> <p>(2)医療福祉マネジメント学科</p> <p>①養成する人材像</p> <p>本学の基本理念に基づき、介護福祉マネジメント学科が養成する人材像は以下の通りである。</p> <p>1. 医療福祉マネジメントの知識を修得し、地域共生社会の構築に向けた『医療福祉』に関わる</p>

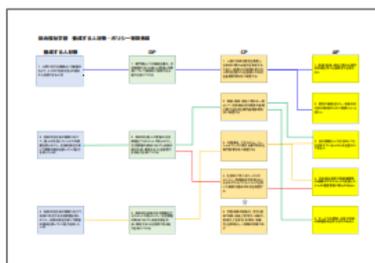
行で、そのことを他者に指導できる人材

2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材
3. マネジメントする専門的能力を身につけ、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材

専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて応用的に運営・管理ができる人材

2. 医学モデルを包含したICF(国際生活機能分類)の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント・支援方針、ケアプランを立案し伴走的支援ができる人材
3. マネジメントを実践的に活用し、医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で新たなサービス事業開発やマネジメントを担うことができる人材

【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図（追加）



2 【設置の趣旨・目的等】

2 3つのポリシーについて、例えば、カリキュラム・ツリー上、相関関係にない項目がディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーのそれぞれに含まれているほか、相関関係にあるとされている DP1 と CP1 の設定内容の関係性が判然としない。また、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係性自体についての説明がなく、不明確であるなど、3つのポリシー全体の整合性が不明確であることに加え、審査意見1のとおり、養成する人材像にも疑義があるため、それらの整合性・妥当性が判断できない。このため、これらの点を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシー等の内容並びにそれらの関係性について改めて検討した上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

『医療福祉』の文言を削除し、学部・学科名称の変更し、その際『DP1 と CP1 の設定内容の関係性が判然としない』点について、DP1 と CP1 との関係等について一部記載ミスがあった部分を書き改めた。

『アドミッションポリシーとディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係

性自体についての説明がなく、不明確であるなど、3つのポリシー全体の整合性が不明確である』との指摘について、その関係性を記載した図を添付した【資料17 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図】。

さらに、指摘内容『養成する人材像にも疑義があるため、それらの整合性・妥当性が判断できない。このため、これらの点を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシー等の内容並びにそれらの関係性について改めて検討した上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること』について養成する人材像と3つのポリシーとの関係性を以下の回答文にて記載した。【資料17 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図】

養成する人材像と3つのポリシーに関する関係について以下の3つの人材像ごとに3つのポリシーが如何に関係しているかを説明する。

養成する人材像（1） 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材。

AP2にある、差別や偏見をなくし、地域共生社会の実現のために貢献したいと思う学生に対して、CP1の基礎教育科目で、人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人格を涵養させ、主にDP1にある、人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解することができる能力を修得させること。さらにAP1にある、介護福祉に関わる専門的知識を学べる基礎学力を有する学生に対し、主にCP2にある専門基礎教育科目に配置されている、包括的・重点的支援に必要な専門職の知識を修得させるための「社会福祉の基礎」及び「経営の基礎」に関する科目を履修させ、DP2の利用者のアセスメントから生活課題を明らかにして、介護計画の作成、実施、評価ができ、そのことを他の介護職に指導できる能力を修得させること。以上、2点のDP達成により当該（1）人材を育成する。

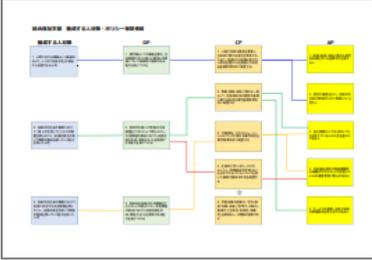
養成する人材像（2） マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材。

主にAP3の自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにできる学生に対し、CP3の専門教育科目にある、専門職の技能を修得するための科目を履修させ、DP3の介護計画の作成・実施において、多職種等と協働して支援する能力を修得させること。さらにCP4にある主体的に学べるケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）などのアクティブ・ラーニングを用いて、マネジメント能力の高い実践力を育てる手法を活用し実践力を育成させ、DP4の介護職員のリーダーとして、チームで介護業務を遂行していくことができるようになる能力を修得させること。以上2点のDPの達成が、当該（2）の人材の育成には必要である。

養成する人材像（3） マネジメントする専門的能力を身につけ、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材。

AP4の社会福祉施設、医療機関等の組織の経営、運営管理について論理立てて考える力がある学生やAP5の新しいソーシャルビジネスやサービスを開発・企画すること

を論理立てて考える力がある学生を中心にC P 2の「社会福祉の基礎」及び「経営の基礎」に関する科目を専門基礎教育科目やC P 3の専門職の技能を修得するための専門教育科目を履修させ、D P 5の社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わることができるようになる能力を修得させて、当該（3）にある人材を育成する。

新	旧
<p>【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図（追加）</p> 	

3 【設置の趣旨・目的等】

3 学部の名称にも冠している「医療福祉」という用語について、一般的には社会福祉学を基盤とした領域であるが、本学部においては「社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援を意味している」とする等、通常定義される「医療福祉」と異なる説明がなされていることから、適切に改めること。その際、現在の「医療福祉」の用語の説明は抽象的であり、その意味するところが必ずしも明らかではないことから、具体的な説明となるよう留意すること。（是正事項）

〔対応〕

ご指摘の通り、本学科の考える「医療福祉」については、通常定義される「医療福祉」とは異なる説明であった。終末期ケアや認知症ケア、あるいは医療的ケア児、精神疾患を抱える人々等への地域における支援が急速に増大している事態に着目するあまり、医学・医療の知識の獲得に焦点化した概念に独自の解釈を加え、医療福祉としていた。ご指摘を受け、本学が本来目指していたものはむしろ社会福祉の対象の拡大に伴う、総合的、包括的な福祉の確立であると思いつた。

地域での自立生活支援には、本人への直接的ケアも重要であるが、その人の生きる意欲を励まし、生きる希望を尊重し、それらの人々へのソーシャルサポートネットワークを構築することが極めて重要である。現在の社会では、従来の子ども、障害者、高齢者といった対象者別の切口のみでは解決が不可能な生活課題に直面している人々が多く存在している。それは、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった、世帯に複数の課題をもった世帯や、

いわゆる「ごみ屋敷」に居住する人々や、100万人いるとされる引きこもりの人々といった支援や制度の狭間にいる人々、また申請主義のもとで、自ら相談やサービスを利用することを求めないが支援を必要とする単身認知症の人々や自ら障害者サービスを求めない人々が存在する。さらに地域での自立生活には、福祉機器や介護ロボットの活用までの支援を考えると、まさに福祉の力を総合的にかつ包括的に機能させうる人材は、福祉を総合的にとらえる視点が重要である。

介護福祉マネジメント学科では、人が生きるということを総合的に理解するための枠組みについて教授し、社会福祉施設等での組織の運営管理や持続のための一翼を担うための科目を設定している。

以上の、対象者を横断的に捉える意味での「総合的」と、個人や家族の生活課題に対する個別支援に加えて、地域住民の生活課題に対する地域支援を「総合的」に実施していく人材を育成することを目的とする故に、「総合福祉学部」という名称で、福祉・介護専門職の人材養成を行うことで、ご指摘の是正事項への修正内容としたい。

新	旧
医療福祉学部を総合福祉学部に改める。 医療福祉マネジメント学科を介護福祉マネジメント学科に改める。	「医療福祉学部」 「医療福祉マネジメント学科」

4 【設置の趣旨・目的等】

4 「マネジメント」という用語について、例えば医療福祉学部全体の養成する人材像では「マネジメント(経営、運営管理)」とする一方で、設置の背景として示している「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」から「要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うこと」と引用する等、「マネジメント」の定義が一定ではないように見受けられるため、本学部及び2つの学科についての設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、適切に改めること。
(是正事項)

〔対応〕

指摘にある“マネジメント”の用語について、対人関連(ケアマネジメントなど)や、小集団マネジメントの運営管理として用いられるマネジメントと、経営学を起点とした組織の経営管理として介護福祉施設・医療機関等での組織の運営管理にあたるマネジメントの表記がご指摘の通り、混在している。前者の概念だけをマネジメントそのままの表記で後者を“組織の運営管理”や“組織の運営”等に適切に書き換えた。

さらに『本学部及び2つの学科についての設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、』の指摘と関係づけて回答すると、介護福祉マネ

ジメント学科では、介護福祉士の育成を中心とし、関連する介護福祉施設等で業務管理者としての素養を学部教育で修得させるために、経営学関連科目の教育を施すものである。の中で用いている“マネジメント”の用語については上記で区別したように“マネジメント”および“組織の運営管理”や“組織の運営”等で表現を変更した。

新	旧
<p>設置の趣旨 14 ページ</p> <p>介護専門職は、事業所の管理責任者業務を就職後早期の時期から求められることから、事業所やそこでサービスの経営や運営ができるマネジメント能力の養成が不可欠となる。</p> <p>16 ページ</p> <p>③を強化する科目としては、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「リーダー論」、「医療管理総論」がある。「持続可能社会と地域医療福祉経営」では、個人や地域の問題解決能力を高めることを目的としている。「リーダー論」と「医療管理総論」では組織のマネジメント力を養うことを目的としている。</p> <p>23 ページ</p> <p>さらに介護職員のリーダーとしての資質を持ち、チームで介護業務を遂行していく能力が求められていることから、介護職員等のマネジメントに加え、社会情勢の変化に迅速に対応しながら、施設の運営管理のマネジメント能力の素養も備えた人材育成を目指す。</p>	<p>設置の趣旨 14 ページ</p> <p>介護専門職は、事業所の管理責任者業務を就職後早期の時期から求められることから、事業所やそこでサービスのマネジメント能力の養成が不可欠となる。</p> <p>16 ページ</p> <p>③を強化する科目としては、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「リーダー論」、「医療管理総論」がある。「持続可能社会と地域医療福祉経営」では、個人や地域の問題解決能力を高めることを目的としている。「リーダー論」と「医療管理総論」ではマネジメント力を養うことを目的としている。</p> <p>23 ページ</p> <p>さらに介護職員のリーダーとしての資質を持ち、チームで介護業務を遂行していく能力が求められていることから、介護職員等のマネジメントに加え、社会情勢の変化に迅速に対応しながら、施設のマネジメント能力の素養も備えた人材育成を目指す。</p>

5 【設置の趣旨・目的等】

5 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科の2つの学科を設置する構想だが、前者において介護福祉士の資格取得が可能であるなどケアワークに関する教育課程が含まれている一方で、後者においても養成する人材像を「医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材」とするなど、それぞれの学科を設置する趣旨・目的や養成する人材像の在り方に関し役割分担や整合性が必ずしも明確ではないので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

学部及学科の名称を『総合福祉学部』に変更し、指摘にあるように『前者において介護福祉士の資格取得が可能であるなどケアワークに関する教育課程が含まれている』点を明確にして、養成する人材である介護福祉士の資格取得に合わせ教育プログラムを反映さ

せ、学科名称を『介護福祉マネジメント学科』に変更した。学科変更に伴い設置する趣旨・目的及びこれに関わる設置の背景と育成する人材像の内容について精査し明確にし、指摘にある『それぞれの学科を設置する趣旨・目的や養成する人材像の在り方に関し役割分担や整合性が必ずしも明確ではない』点をあらためて、介護福祉マネジメント学科の設置する趣旨・目的及びこれに関わる背景と育成する人材像の内容について変更をして整合させた。

新	旧
<p>設置の趣旨 7 ページ</p> <p>3 設置の趣旨及び必要性</p> <p>～（中略）～</p> <p>「総合福祉学部」には、「ソーシャルワーク学科」と「介護福祉マネジメント学科」の2学科を開設した。両学科を設置する意図は、いずれの学科の人材養成も、人々の「生活」を支援することに共通性をもっている。ここでの人々の「生活」の支援とは、生活者の立場に立ち、生活者とその環境との関係で生じている社会生活上の課題の解決や緩和に向けて支援することである。これは、WHOのICF（国際生活機能分類）のよる利用者把握の視点とも共通し、利用者を社会生活モデルで支援することを意図している。同時に、「社会福祉士・介護福祉士法」に象徴されるように、ソーシャルワークとケアワークは、共通する人々の生活課題を対象にして、間接的に支援機能を果たすのがソーシャルワークであり、直接的に支援機能を果たすのがケアワークである。そのため、両学科は相互に補完しながら、教育効果を高めていくことを目指していきたい。</p>	<p>設置の趣旨 7 ページ</p> <p>2 「医療福祉学部」設置の背景</p> <p>～（中略）～</p> <p>医療福祉学部には、医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科の2学科を設置する。医療福祉マネジメント学科では、医療福祉の基盤を支えるマネジメントやケアワークの学修を、医療福祉ソーシャルワーク学科では、医療と社会福祉の融合的・包括的支援に関わる専門的知識の修得を目指したソーシャルワークを中心とした学修を行っていく。</p>
<p>設置の趣旨 11 ページ</p> <p>① 「介護福祉マネジメント学科」設置の趣旨</p> <p>「介護福祉マネジメント学科」開設の理由は、生活課題を有する人々や世帯に対して直接的な専門性の高いケアを提供できる人材養成であり、アセスメントから介護計画を作成・実施する介護過程を習得し、介護福祉士の国家資格取得を目指すことが基本である。ただ、それに留まらず、対象者の生きる意欲を高め、人々の主体性や生きる希望を尊重し、それらの人々へのソーシャルサポートネットワークづくりを支援できる人材を養成していく。以上は、人々の生活課題を解決していくという「ソーシャルワーク学科」と共通性をもたせて人材養成を行っていく。そのため、介護人材不足を背景にして福祉機器や介護ロボットを活用した支援が求められているが、生活者の視点から、</p>	<p>設置の趣旨 9 ページ</p> <p>① 「医療福祉マネジメント学科」設置の趣旨</p> <p>豊かな教養教育を含め、学術的業績を基礎とした専門教育における学問・思想の修得により、自らの人格の健やかなる形成と医療福祉分野のマネジメントに関わる人材としての倫理観と多様な価値観を受容する人間力、さらに科学的分析力・論理力や新たなニーズに対応する事業構想力・企画力の育成を目的に本学科を設立する。</p> <p>医療福祉分野のマネジメントでは、複合化・多様化したニーズに重層的に対応する人材が求められており、そのために体系的なマネジメント教育、多職種連携の実践教育を経て、社会へ実践・応用しうる人材の輩出を目指す。介護福祉分野のマネジメントでは、介護ニーズは高度化・多様化・複雑化してきており、新たな</p>

そうした機器やロボットの活用が、利用者の課題にマッチできるよう支援していく能力を養成していく。

一方、「介護福祉マネジメント学科」では、介護に関わる職員および介護等の事業所やサービスをマネジメントしていく能力を獲得できる人材養成を行っていくことを特徴とする。そのため、学科名称を「介護福祉マネジメント学科」としている。

介護人材の養成については、従来の「まんじゅう型」から「富士山型」への転換が推進されている【資料14】。外国人も含め多様な介護人材が参入してくる中で、本学科では、多様な介護人材に対するスーパービジョンだけでなく、リーダーとして他の介護職員をマネジメントしていく役割を担える「富士山型」の頂上を目指す人材養成を推進していく。介護離職の多くが、職員間での人間関係が大きな要因とされており、本学科では、個々の介護職員の特性を生かした職員チームを作り上げていくマネジメント能力を修得させていく。

また、介護等の事業者やサービスのマネジメントについては、サービスを必要としている利用者の個人情報保護、虐待予防といった尊厳を守る組織運営におけるコンプライアンスに関わるサービス管理、その職場で働く職員の腰痛予防やハラスメント等に係る組織のコンプライアンスに関する働きやすい職場環境を維持・管理していくマネジメント、現状の職員や利用者の新型コロナ感染時や災害時での事業を継続させていくBCP（事業継続計画）に基づくマネジメント、等があるが、このようなマネジメント能力を修得する養成教育を進めていく。同時に、介護保険法や障害者総合支援法に基づく財務的経営に関する教育を行うことで、財務的な管理や経営業務を担える介護専門職を養成していく。介護保険法や障害者総合支援法での福祉や介護に関わる事業者はNPO法人や株式会社等多様な供給組織が参入しており、提供されるサービスの質を担保する品質管理や経営の問題等、福祉サービスに関するマネジメントが大きな課題であり、こうした課題解決を遂行可能な人材養成を進めていく。

以上から、本学の「介護福祉マネジメント学科」が養成する人材は、①生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材、②マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材、③マネジメントする専門的能力を身につけ、社会福祉施

介護人材の養成が求められてきている。終末期医療への支援や介護職員に一定の条件下で医療的ケア行為が認められたことから、日常生活に必要な行為として喀痰吸引や経管栄養等をはじめとした高度な介護が実施され、従来にも増して医学的知識が必要とされている。これからの介護には、福祉サービスを必要としている人への科学的根拠に基づいたケアの提供が求められる。

また、個別的ケアを徹底的に行える能力を身に付けた上で、現在だけではなく先を見通すケア予測も必要となることから、福祉サービスを必要とする人にとって過去から現在、現在から未来を考え、自分の人生の物語を作っていくような支援も求められる。人の人生を支えるマネジメント、必要となるサービスのマネジメント、サービスを提供する側としての人・環境へのマネジメントが重要である。

さらには、サービスを提供している施設の経営や運営ができるマネジメント能力も必要となる。従来の介護分野の教育では、身体的・生活的個別ケアが中心であったが、これからは施設や居宅介護事業所、あるいは障害者サービス事業所において管理責任者としてのマネジメントを実践していける中核的役割を果たす人材が必要であり、その人材輩出を本学科は目指す。

その人材の輩出を本学の「人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する」という基本理念に基づいて教育を実施する。同じように、メイヤロフは『ケアの本質』の中で、「他人をケアすることは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することを助けることである」と述べており、本学の理念と同じ考え方である。

心身状況を理解する視点だけでなく、その人の家族、その人の暮らす地域の理解、国や地方公共団体の制度・政策を理解することを踏まえて、生活の継続性を支援することが必要である。

これからの介護においては、ICT、介護ロボット等の福祉機器の導入を判断する高度なマネジメント能力が求められる。本学科は、福祉機器を導入した合理的・効率的な科学的実践ができる組織のマネジメント能力の修得を目指す。

実践的な教育方法としては、ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を取り入れ、より具体的実践に即した能力を育成することを目指す。そのため、

設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材である。

以上のような人材を養成するために、本学の「介護福祉マネジメント学科」では、国が定めている介護福祉士の養成教育を基盤としうえて、上乘せし開講する科目を履修させることで、①から③の人材養成を行っていく。

①を強化する科目として、「文化人類学」、「ＩＣＦの理解」、「福祉用具と福祉機器」がある。「文化人類学」と「ＩＣＦの理解」では他者を理解するとともに、人が生きるということを総合的に理解するための枠組みについて教授することを目的としている。「福祉用具と福祉機器」では、心身の機能が低下している高齢者や障害を持つ利用者へ、福祉用具の利活用から日常生活の便宜と介護の質向上について教授することを目的としている。介護過程に基づいた支援を行うためには、多様な側面からの利用者理解が起点になり、さらに自ら介護過程を修得することに加え他者への指導を想定した場合には、上記の学修が必要である。

②を強化する科目としては「地域医療連携とチーム医療」「リーダー論」、「人的資源管理論」がある。「地域医療連携とチーム医療」では、地域包括ケアシステムに寄与する多職種連携について教授することを目的としている。「リーダー論」と「人的資源管理論」では、利用者の望む生活の実現に向け、チームとして力を発揮するための資質・役割、そして組織における人材育成とマネジメント機能を教授することを目的としている。利用者に関わる介護専門職は一定水準の業務を遂行していくためには、組織を束ねていく能力と支援技術に関するマネジメント能力が求められるため、上記の学修が必要である。

③を強化する科目としては、「経営学入門」、「会計学入門」、「地域活性化と地域医療」、「経営分析論」、「持続可能社会と地域医療福祉経営」「福祉サービスの組織と経営」、「介護施設経営」「事業構想論」、「ソーシャル・ビジネス」がある。「経営学入門」、「会計学入門」では、組織論の基礎、事業に関する基本的知識と存続・発展、会計や財務等に関する基礎知識を教授することを目的としている。「地域活性化と地域医療」、「経営分析論」、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「福祉サービスの組織と経営」、「介護施設経営」「事業構想論」、「ソーシャル・ビジネス」、「医療管理各論（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」、「医療経営戦略」、「医療流通システム論」では、

医療福祉学部フィールドワークセンターを設置し、デジタル化した実践的教材の開発や教育方法の開発を行い、人材の養成に適用させていく。

また、フィールドワークセンターでは、インターンシップを効率的、有効的に展開できるように、企業、病院、社会福祉施設と連携しながら、インターンシップのプログラム開発を行い、それに基づきインターンシップを実施していく。

このような、新たな教育方法を展開するために、本学の創設の母体ともなった社会福祉法人ノテ福祉会傘下の多様な社会福祉施設、病院等に協力を得られることが確約されている。

さらには、フィールドワークセンターでは、新しいニーズに対応するソーシャルビジネスの事業構想化を支援する教育研究も行う。このような教材を活用し、実践的教育を展開することを通して、介護現場における福祉サービスを必要としている人の心身機能等と生活環境との的確な適合および効率化を促進させるマネジメント能力を持ち合わせた中核的役割を果たす人材を育成する。さらにコスト消費型事業とみなされている介護事業から収益創造的な事業へ転換させ、介護事業を将来夢のあるビジネス分野に変貌させる事を目指す。

社会福祉施設や医療機関等の組織の概要と事業運営の実務を理解し、地域が抱える福祉や医療の諸課題を踏まえた運営管理の基礎知識を教授する。介護保険制度や障害者支援制度が導入され、介護専門職はそれまでの社会福祉事業にはなかった介護報酬や事業所運営を意識しつつ、利用者へ支援していく視点が求められる。経営学、会計学の知見を基礎に、人的資源の育成、人事管理や財務諸表に関する基本的な理解ができ、社会福祉施設や医療機関等での組織の運営管理の実務・実践技能や持続のための一翼を担うために、上記の学修が必要である。

さらには、今後の人口変動により一層課題となっていく「認知症ケア」「医療ケア」、「終末期ケア」については、「介護福祉マネジメント学科」だけでなく「ソーシャルワーク学科」で共通に提供し、関心の高いテーマに基づき生活支援としてのケアを教授することで、①②③を深めることを目指す。

以上をもとに、介護福祉士というケアワーカー養成を基盤にして、より高い専門性を有した人材を輩出していきたいと考えている。結果として、「介護福祉マネジメント学科」の卒業生が働く職場・職域としては、すべてのライフサイクルの人々を対象とした、地域や家族での生活に根ざした在宅の福祉機関、在宅や社会復帰を目指す介護施設や医療施設等となるが、そこでは、生活支援の視点から支援していくことに加えてリーダーとして、マネジメント能力が発揮できる人材として輩出していくことになる。

【資料14】 2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について（追加）



設置の趣旨— 15 ページ

① 「ソーシャルワーク学科」設置の趣旨

「ソーシャルワーク学科」を開設する理由は、日本の社会福祉政策が入所施設での生活支援から地域での生活支援へと変貌し、さらに国が現在推進している

「地域共生社会」政策にみられる、属性・分野ごとではなく、分野横断的に福祉サービスを必要としている本人はもとより、家族全体をアセスメントし、地域での生活を可能ならしめるように“包括的・重層的な支援”が必要となり、そうした人材養成を基本にする。様々な生活課題を有する個人や家族に対して、地域での生活を支えるためには、医療、介護、福祉、就労、教育、住宅保障等の諸サービスを総合的・包括的に提供していく能力が確保できる養成内容とする。さらには、支援においては、それぞれの地域の農林業や漁業といった産業との連携も不可欠である。また、こうしたフォーマルサービスに加えて、インフォーマルサポートの提供も必要であり、そうした人々の質の高い生活を形成する多様な社会資源との調整を可能にする人材養成を実施していく。

ここには、個人や家族に対する支援（個別支援）においても、また地域自体や地域の機関・団体に対する支援（地域支援）においても、アセスメントから支援計画の作成・実施に至るソーシャルワーク機能が遂行できるだけでなく、それを可視化させ、論理的に説明できる能力を高める必要がある。同時に、個別支援であれ、地域支援であれ、多様なニーズに応じていく支援には、多職種連携が不可欠であり、連携を促進する能力が求められる。

以上から、「ソーシャルワーク学科」が養成する人材像は、①地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材、②利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材、③住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）できる人材、④個人や家族への支援である個別支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材である。

「ソーシャルワーク学科」では、こうした①から④の能力を有する人材を養成することで、ソーシャルワーカーである社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得を目指すことになる。そのため、国が定めている国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士養成教育の履修科目を修得させることを基盤としたうえで、多様な科目を開講し、履修させることで、①から④の人材養成の強化を図っていくことになる。

設置の趣旨 13 ページ

①「医療福祉ソーシャルワーク学科」設置の趣旨

医療福祉学部の設置の趣旨でも述べたが、平成27（2015）年9月に厚生労働省より出された「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」の中であげられた3つの課題である「①家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応、②人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、③誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応」に対して、新しい地域包括支援体制が必要であることを述べてきたが、それを実現するために求められる人材として、「①複合的な課題に対する適切なアセスメントと様々な支援のコーディネートや助言を行い、様々な社会資源を活用して総合的な支援プランを作成することができる人材、②福祉サービスの提供の担い手として特定の分野に関する専門性のみならず福祉サービス全般についての一定の基本的な知見・技能を有する人材が求められる」とまとめられているように、ソーシャルワークの重要性が指摘されている。

平成15（2003）年に日本学術会議「社会福祉・社会保障研究連絡委員会」は、対外報告として「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」を公表し、国民が抱えている生活課題の解決には、従来の社会福祉行政では限界があり、個別対人援助ができるソーシャルワークを展開できる新たな社会システムを創ることが必要であると指摘、提言した【資料9】。

さらに、厚生労働省は平成27（2015）年に「生活困窮者自立支援法」を施行し、従来の枠にあてはまらない生活のしづらさを抱えている人々への支援について、市町村を基盤に展開しはじめた。その考え方は、今日、厚生労働省が推進している「地域共生社会政策」における包括的かつ重層的支援として重視され、推進されている。

いまや、市町村において、ソーシャルワークをいかに展開できるかが問われる時代であり、個別支援のソーシャルワークに関する知識、能力だけでなく、市町村のソーシャルワークを展開できるシステムをどう作り、運営管理していくのか、ソーシ

①を強化する科目として、「ソーシャルワークの原理」「医療ソーシャルワーク論」、「地域医療連携とチーム医療」「地域医療連携」がある。「ソーシャルワークの原理」「医療ソーシャルワーク論」ではソーシャルワーク能力を養うことを目的としている。「地域医療連携とチーム医療」「地域医療連携」では多職種連携能力を高めることを目的としている。地域共生社会構築のためには、専門的知識をもとにしたソーシャルワークの実践と地域や多職種との連携が不可欠である。

②を強化する科目として、「ソーシャルワークの原理」、「ケアマネジメント論」、「リハビリテーション論」、「福祉用具と福祉機器」がある。「ソーシャルワークの原理」では個別支援と地域支援の一体的支援を修得することを目的としている。さらに「ケアマネジメント論」では個別支援から地域支援についでいく力を養うことを目的としている。「リハビリテーション論」や「福祉用具と福祉機器」では、ICFの考えに基づき個人と環境の関係で解決を図っていくことを目的とする。生活モデルをもとにした支援を実践していくには、個別支援と地域支援を一体的に行い、ICFを活用して個人と環境に重点を置くことが必要であると考える。

③を強化する科目としては、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「リーダー論」、「医療管理総論」がある。「持続可能社会と地域医療福祉経営」では、個人や地域の問題解決能力を高めることを目的としている。

「リーダー論」と「医療管理総論」では組織のマネジメント力を養うことを目的としている。地域での自立生活を可能とするには、個人や地域における問題解決を図り、公益活動を図りながら地域を支えていくことが重要であると考える。

④を強化する科目として「ソーシャルワークの原理」を開講し、個別支援と地域支援の方法を学習させ、さらに両者の一体的支援について具体的に修得させることを目的としている。これにより、②と③を合わせたソーシャルワークの一体的方法を修得することができる。

さらには、今後の人口変動により一層課題となる「医療的ケア」、「認知症ケア論」については、「ソーシャルワーク学科」だけでなく「介護福祉マネジメント学科」で共通に提供し、関心の高いテーマに基づき生活支援としてのケアを教授することで、①②③④を深めることを目指す。

ソーシャルワークに関するシステムのマネジメント（市町村社会福祉行政のアドミニストレーション）も問われている。

包括的及び重層的支援において、保健、医療、介護、福祉等の専門多職種による支援が想定されているが、そこでは医学モデル、司法モデルとは異なる社会生活モデルに基づくソーシャルワーク機能が専門多職種連携のコーディネート機能として求められている。そのためにも、生活のしづらさを抱えている人々が多く罹患している疾病に関する医学知識を有したソーシャルワークの人材養成が必要であり、またソーシャルワーク機能が十分わかったうえで、専門多職種連携のシステムを運営管理できるマネジメント人材及びコーディネート力を有した人材が必要である。

平成 17（2005）年の障害者自立支援法以降、厚生労働省は、従来の入所施設や病院中心の障害者支援のあり方を変え、できる限り地域での自立生活支援を推進するよう「地域移行政策」を推し進めている。

結果として、地域には多くの一人暮らしの精神障害者や知的障害者等が生活しており、その人々への支援には医学や服薬に関する知識を有したソーシャルワーク専門職が求められており、従来以上に医療と社会福祉を融合的、包括的に対応できるソーシャルワークの人材の養成が必要である。同時に、それらのソーシャルワークを展開できるシステムづくりやそのシステムの運営管理のマネジメントができる人材の養成も重要になる。

そして、社会保障制度の揺らぎの中で、地域包括ケアシステムが各地で構築される中、医療と福祉の連携は大変重要なファクターである。今後求められていく地域共生社会政策の中で医療と福祉を一体的にとらえ、複合化・複雑化した課題を受け止めるソーシャルワークの実践や、地域住民らの主体的な活動を支えていく地域づくりなどの支援を行うことは大変重要である。

そのために、医療機関や社会福祉施設、地域などで専門的知識と技術を持って働き、マネジメントの経営・管理の基礎的知識も持ち合わせたソーシャルワークを行える人材の養成は、社会的必要性があり、多職種連携の上からも不可欠であり、そのためには社会の基礎的知識とともに主体性を持つ

以上をもとに、社会福祉士・精神保健福祉士というソーシャルワーカー養成を基盤にして、より高い専門性を有した人材を輩出していきたいと考えている。結果として、「ソーシャルワーク学科」の卒業生が働く職場・職域としては、すべてのライフサイクルの人々を対象とした、地域を基盤におく、社会福祉、医療、就労、経済的支援に関わる機関や団体が相当する。他方、入所施設や病院においても、そこからの地域移行、社会復帰、退院を支援することに主眼をおきながら、入所者や患者を生活支援の視点から支援していくことで、大きな職場・職域と位置付けることができる。その意味では、多様な機関・団体に活躍できる、極めて汎用性の広いソーシャルワーカー養成を目指している。

【資料15】 2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～（追加）



【資料16】 令和3年4月北海道の月間有効求人倍率（追加）

業種	有効求人	求職者	有効求人倍率
製造業	1,234	1,567	0.787
建設業	567	890	0.637
卸売業・小売業	345	456	0.757
飲食業	234	345	0.678
宿泊業	123	234	0.526
運輸業	456	567	0.804
情報通信業	789	901	0.876
金融業	101	123	0.821
不動産業	234	289	0.810
医療・福祉	345	456	0.757
教育・研究・開発業	456	567	0.804
芸術・文化・スポーツ・娯楽業	567	678	0.836
その他	678	789	0.859
合計	4,567	5,678	0.804

て活躍できるソーシャルワーカーを育てる4年制大学の必要性がある。

そこで、本学では、医療機関や社会福祉施設、地域などで社会福祉実践に関わる医学知識を有し、医学モデルも包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材、並びにその理念を具現化する医療機関、社会福祉施設及び地域等のマネジメントを担うことができる人材を養成するため、本学は医療福祉ソーシャルワーク学科を設置する。

【資料9】 ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりの提案（削除）



6 【設置の趣旨・目的等】

6 教育課程とカリキュラム・ポリシーとの整合性が不明確であり、養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの整合性・妥当性も判断できない。具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。なお、その際は、審査意見2も踏まえ、カ

リキュラム・ツリーについても整合性のある形で適切に改めて作成すること。(是正事項)

〔対応〕

養成する人材像を下記の3つに整理したうえで、養成する人材像にディプロマ・ポリシーを改めた。教育課程は変更せず、審査意見2を踏まえカリキュラム・ポリシーも改めた。

改めた点は以下の通り。

養成する人材像

1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材
2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材
3. マネジメントする専門的能力を身につけ、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材

ディプロマ・ポリシー

1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける
2. 利用者のアセスメントから生活課題を明らかにして、介護計画の作成、実施、評価ができ、そのことを他の介護職に指導できる能力を身につける
3. 介護計画の作成・実施において、多職種等と協働して支援する能力を身につける
4. 介護職員のリーダーとして、チームで介護業務を遂行していくことができる能力を身につける
5. 社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わることができる能力を身につける

カリキュラム・ポリシー

1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人格を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する
2. 包括的・重点的支援に必要な専門職の知識を修得させるため、「社会福祉の基礎」及び「経営の基礎」に関する科目を専門基礎教育科目に配置する
3. 専門職のための技能を修得するための専門教育科目を配置する
4. 主体的に学べるケーススタディ(CS)、問題解決型学習(PBL)などのアクティブ・ラーニングを用いて、マネジメント能力の高い実践力を育てる
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す

それぞれの関連性について

養成する人材像1は、DP1、DP2と関連する。

養成する人材像2は、DP3、DP4と関連する。

養成する人材像3は、DP5と関連する。

DP1は、CP1と関連する。

DP2は、CP2、CP3と関連する。

DP3は、CP3、CP4と関連する。

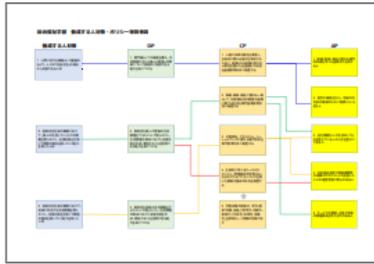
DP4は、CP4と関連する。

DP5は、CP2、CP3と関連する。

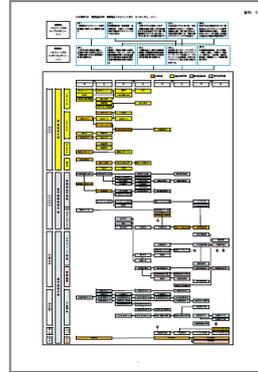
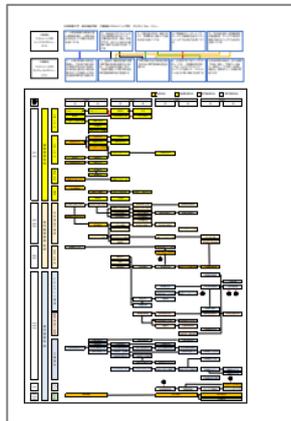
CP5は、CP1、2、3、4に波及するものとして示している。

以上のことから、審査意見を踏まえ整合性・妥当性が明確になるよう変更した構造図を作成して示し、カリキュラム・ツリーに反映して改めた。

新	旧										
<p>設置の趣旨 19 ページ</p> <p>① 養成する人材像</p> <p>本学の基本理念に基づき、<u>介護福祉マネジメント学科</u>が養成する人材像は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="327 712 742 828"> <tr><td>1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材</td></tr> <tr><td>2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材</td></tr> <tr><td>3. マネジメントする専門的能力を身に付け、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材</td></tr> </table>	1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材	2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材	3. マネジメントする専門的能力を身に付け、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材	<p>設置の趣旨 18 ページ</p> <p>① 養成する人材像</p> <p>本学の基本理念に基づき、<u>医療福祉マネジメント学科</u>が養成する人材像は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="829 712 1189 846"> <tr><td>1. 医療福祉マネジメントの知識を修得し、地域共生社会の構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて応用的に運営・管理ができる人材</td></tr> <tr><td>2. 医学モデルを包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、アセスメント・支援方針、ケアプランを立案し、体系的支援ができる人材</td></tr> <tr><td>3. マネジメントを実践的に活用し、医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で新たなサービス事業開発やマネジメントを担うことができる人材</td></tr> </table> <p>『医療福祉』：本学が考える『医療福祉』とは、社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の統合的・包括的支援をいう</p>	1. 医療福祉マネジメントの知識を修得し、地域共生社会の構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて応用的に運営・管理ができる人材	2. 医学モデルを包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、アセスメント・支援方針、ケアプランを立案し、体系的支援ができる人材	3. マネジメントを実践的に活用し、医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で新たなサービス事業開発やマネジメントを担うことができる人材				
1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材											
2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力を有した人材											
3. マネジメントする専門的能力を身に付け、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材											
1. 医療福祉マネジメントの知識を修得し、地域共生社会の構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて応用的に運営・管理ができる人材											
2. 医学モデルを包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、アセスメント・支援方針、ケアプランを立案し、体系的支援ができる人材											
3. マネジメントを実践的に活用し、医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で新たなサービス事業開発やマネジメントを担うことができる人材											
<p>設置の趣旨 19 ページ</p> <p>③ディプロマ・ポリシー</p> <p>本学の基本理念、「<u>介護福祉マネジメント学科の養成する人材像</u>」及び教育目標に基づき、<u>介護福祉マネジメント学科</u>における卒業時の到達目標である学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="327 1249 718 1422"> <tr><td>1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を総合的な存在として理解する能力を身につける</td></tr> <tr><td>2. 利用者のアセスメントから生活課題を明らかにして、介護計画を作成、実施、評価ができ、それを他の介護職に指導できる能力を身につける</td></tr> <tr><td>3. 介護計画の作成・実施において、多職種等と協働して支援する能力を身につける</td></tr> <tr><td>4. 介護職員のリーダーとして、チームで介護業務を遂行していくことができる能力を身につける</td></tr> <tr><td>5. 社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わることができる能力を身につける</td></tr> </table>	1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を総合的な存在として理解する能力を身につける	2. 利用者のアセスメントから生活課題を明らかにして、介護計画を作成、実施、評価ができ、それを他の介護職に指導できる能力を身につける	3. 介護計画の作成・実施において、多職種等と協働して支援する能力を身につける	4. 介護職員のリーダーとして、チームで介護業務を遂行していくことができる能力を身につける	5. 社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わることができる能力を身につける	<p>設置の趣旨 19 ページ</p> <p>③ディプロマ・ポリシー</p> <p>本学の基本理念、「<u>医療福祉マネジメント学科の養成する人材像</u>」及び教育目標に基づき、<u>医療福祉マネジメント学科</u>における卒業時の到達目標である学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="829 1209 1189 1400"> <tr><td>1. 医療福祉マネジメントの専門的知識と技術により実践する能力</td></tr> <tr><td>2. 医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で組織のマネジメントができる能力</td></tr> <tr><td>3. 医学モデルを包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、問題解決プログラムを立案し、それに基づいて体系的支援ができる能力</td></tr> <tr><td>4. 社会生活モデルに基づき、科学的思考から生活ニーズを捉え、直接的介護、またはICTおよび福祉機器を活用した、個別支援のマネジメントができる能力</td></tr> <tr><td>5. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』のマネジメントの専門知識を体系的に理解し、『医療福祉』のニーズに適切に組織の経営及び組織の運営管理ができる能力</td></tr> </table> <p>『医療福祉』：本学が考える『医療福祉』とは、社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の統合的・包括的支援をいう</p>	1. 医療福祉マネジメントの専門的知識と技術により実践する能力	2. 医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で組織のマネジメントができる能力	3. 医学モデルを包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、問題解決プログラムを立案し、それに基づいて体系的支援ができる能力	4. 社会生活モデルに基づき、科学的思考から生活ニーズを捉え、直接的介護、またはICTおよび福祉機器を活用した、個別支援のマネジメントができる能力	5. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』のマネジメントの専門知識を体系的に理解し、『医療福祉』のニーズに適切に組織の経営及び組織の運営管理ができる能力
1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を総合的な存在として理解する能力を身につける											
2. 利用者のアセスメントから生活課題を明らかにして、介護計画を作成、実施、評価ができ、それを他の介護職に指導できる能力を身につける											
3. 介護計画の作成・実施において、多職種等と協働して支援する能力を身につける											
4. 介護職員のリーダーとして、チームで介護業務を遂行していくことができる能力を身につける											
5. 社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わることができる能力を身につける											
1. 医療福祉マネジメントの専門的知識と技術により実践する能力											
2. 医療関連企業、医療機関、地方自治体、介護サービス事業所等で組織のマネジメントができる能力											
3. 医学モデルを包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、問題解決プログラムを立案し、それに基づいて体系的支援ができる能力											
4. 社会生活モデルに基づき、科学的思考から生活ニーズを捉え、直接的介護、またはICTおよび福祉機器を活用した、個別支援のマネジメントができる能力											
5. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』のマネジメントの専門知識を体系的に理解し、『医療福祉』のニーズに適切に組織の経営及び組織の運営管理ができる能力											
<p>設置の趣旨 31 ページ</p> <p>(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：CP）と特色</p> <p>介護福祉マネジメント学科のカリキュラム・ポリシー</p> <table border="1" data-bbox="343 1635 766 1792"> <tr><td>1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人物を養成することを基盤とした科目を基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>2. 包括的・重層的支援に必要な専門的知識を修得させるため、『社会福祉の基礎』及び『経営の基礎』に関する科目を専門基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>3. 専門職のための技能を修得するための専門教育科目を配置する</td></tr> <tr><td>4. 主体的に学べるケーススタディ、問題解決型学習などのアクティブ・ラーニングを用いて、実能力を育てる</td></tr> <tr><td>5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す</td></tr> </table> <p>【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図（追加）</p>	1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人物を養成することを基盤とした科目を基礎教育科目に配置する	2. 包括的・重層的支援に必要な専門的知識を修得させるため、『社会福祉の基礎』及び『経営の基礎』に関する科目を専門基礎教育科目に配置する	3. 専門職のための技能を修得するための専門教育科目を配置する	4. 主体的に学べるケーススタディ、問題解決型学習などのアクティブ・ラーニングを用いて、実能力を育てる	5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す	<p>設置の趣旨 30 ページ</p> <p>(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：CP）と特色</p> <p>医療福祉マネジメント学科のカリキュラム・ポリシー</p> <table border="1" data-bbox="821 1646 1228 1825"> <tr><td>1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人物を養成することを基盤とした科目を基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>2. 包括的・重層的支援に必要な専門的知識を修得させるため、『ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎』に関する科目を専門基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>3. 『医療福祉』に関する組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営に基礎に関する科目を専門基礎科目に配置する</td></tr> <tr><td>4. 主体的に学べるケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）などのアクティブ・ラーニングを用いて、ナラティブ（人生の物語）を支えるマネジメント能力の高い実践力を育てる</td></tr> <tr><td>5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す</td></tr> </table> <p>『医療福祉』：本学が考える『医療福祉』とは、社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の統合的・包括的支援をいう</p> <p>【資料13】 医療福祉マネジメント学科カリキュラム・ツリー（差し替え）</p>	1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人物を養成することを基盤とした科目を基礎教育科目に配置する	2. 包括的・重層的支援に必要な専門的知識を修得させるため、『ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎』に関する科目を専門基礎教育科目に配置する	3. 『医療福祉』に関する組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営に基礎に関する科目を専門基礎科目に配置する	4. 主体的に学べるケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）などのアクティブ・ラーニングを用いて、ナラティブ（人生の物語）を支えるマネジメント能力の高い実践力を育てる	5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す
1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人物を養成することを基盤とした科目を基礎教育科目に配置する											
2. 包括的・重層的支援に必要な専門的知識を修得させるため、『社会福祉の基礎』及び『経営の基礎』に関する科目を専門基礎教育科目に配置する											
3. 専門職のための技能を修得するための専門教育科目を配置する											
4. 主体的に学べるケーススタディ、問題解決型学習などのアクティブ・ラーニングを用いて、実能力を育てる											
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す											
1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人物を養成することを基盤とした科目を基礎教育科目に配置する											
2. 包括的・重層的支援に必要な専門的知識を修得させるため、『ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎』に関する科目を専門基礎教育科目に配置する											
3. 『医療福祉』に関する組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営に基礎に関する科目を専門基礎科目に配置する											
4. 主体的に学べるケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）などのアクティブ・ラーニングを用いて、ナラティブ（人生の物語）を支えるマネジメント能力の高い実践力を育てる											
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す											



【資料19】 介護福祉マネジメント学科 カリキュラム・ツリー（資料番号13→19に変更のうえ、差し替え）



7 【設置の趣旨・目的等】

7 養成する人材像等而言及のある「医学モデルも包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材」の意味するところが全体的に不明確であるため、具体的に説明すること。（是正事項）

〔対応〕

「医学モデルも包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材」について、全体的に不明確であり具体的に説明するように、とのご指摘について以下のように修正したい。

「ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案できる人材」

ICF（国際生活機能分類）がICIDH（国際障害分類）の改訂版として採択された時以来、医学にも福祉にも大きな影響を与えていると理解している。ICIDHが医学モデルと呼ばれたのに比して、ICFは社会生活モデルと呼ばれる。「社会生活モデル」は、「生活モデル」の中で、人が社会との関わりで生じるインターフェースの部分に相当し、これはICFの考え方でもあ

る。今日のように社会福祉の考え方が地域での自立生活支援を目指す時代においては、ソーシャルワーカー、ケアワーカー共に ICF の視点を持ち、社会生活に着目した「社会生活モデル」を基盤にしたアセスメントを修得することは必要だと考え、設置した科目でも ICF の学修に力を入れることにしている。

修正した点として、「医学モデルも包含した」は意味が分かりにくく削除した。加えてソーシャルワークは元来伴走/寄り添い型の支援を重視しているが、ICF の視点と支援の持続を合わせて表現することは、不明確であり「伴走的支援」という文言も削除した。

新	旧
削除	医学モデルを包含した
削除	伴走的支援

8 【設置の趣旨・目的等】

8 「農福連携」という用語について、本学部の設置の必要性において「農福連携などのソーシャルイノベーションを起こし、医療と福祉の狭間をマネジメントしていく人材が求められている」とあるが、教育課程においては実習先施設の一部に含まれているのみと見受けられるなど、本学部の養成する人材像や3つのポリシー、教育課程等においてどのように反映されているか明確ではないため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みのことである。農福連携に取り組むことで、福祉を必要とする人の就労や生きがいとしての場を生み出すだけでなく、新たな社会への参画者と協力した新しいビジネスを起こせる人材養成が求められている。しかし審査意見の通り、本学部の養成する人材像や教育課程に、農福連携の人材養成が十分に反映されているとはいえず、農福連携に関連する記述を削除することとした。

新	旧
削除	5 ページ さらに、これまでの制度の枠に含まれない福祉サービスを必要としている人を支援するために必要なソーシャルビジネスや農福連携などのソーシャルイノベーションを起こし、医療と福祉の狭間をマネジメントしていく人材が求められている。

9 【名称等】

9 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科は、養成する人材像や教育課程等が相当程度異なるものと見受けられるが、いずれも学位は「学士(医療福祉学)」とされているため、その妥当性を明確に説明の上、必要に応じて適切に改めること。また、学部・学科・学位の英語名称として用いられる「Social Care」について、ケアワーク又はソーシャルワークに関連する学修を中

心とする学部・学科・学位の英語名称としては不適切であるため、審査意見3の対応を踏まえた上で、適切な英語名称を検討すること。(是正事項)

[対応]

『医療福祉』の用語より以下に示す用語の方が教育の趣旨や体制を反映しているので学部名称、学科名称、学位名称、あわせてそれぞれの英語表記を以下のように変更した。

学部の名称 総合福祉学部: Faculty of Comprehensive Social Work

学科名称 介護福祉マネジメント学科: Department of Care Work Management

学位名称: 学士(福祉経営学): Bachelor of Care Work and Management

新	旧
<p>1 学部の名称 「総合福祉学部: Faculty of Comprehensive Social Work」 介護と福祉の現場と一体になったキャンパスで、介護福祉とマネジメントに関する専門知識と技術を修得し、マネジメントとソーシャルワークができる人材を育てることを目的とし、新たに設立する学部の名称を「総合福祉学部」とする。</p> <p>2 学科の名称及び学位の名称 (1) 「介護福祉マネジメント学科: Department of Care Work and Management」 本学科は、介護福祉マネジメント等の専門分野に関する知識・技術の修得を学修の中心とするため、その趣旨が伝わりやすいように「介護福祉マネジメント学科」とする。</p> <p>「学士(福祉経営学): Bachelor of Care Work and Management」 介護福祉マネジメントに関する学修を通し、福祉経営学ができる能力を身に付けた人材へ授与するものとして、学位名称を「学士(福祉経営学)」とする。</p>	<p>1 学部の名称 「医療福祉学部: Faculty of Social Care」 医療と福祉の現場と一体になったキャンパスで、医療福祉とマネジメントに関する専門知識と技術を修得し、マネジメントとソーシャルワークができる人材を育てることを目的とし、新たに設立する学部の名称を「医療福祉学部」とする。</p> <p>注記: 「Social Care」とは、対人援助にかかわる用語としてイギリスで使われており、その人の生活環境、社会環境をも視野に入れて、対人援助をするという考え方であり、ケアワークとソーシャルワークを統合的にとらえている。</p> <p>2 学科の名称及び学位の名称 (1) 「医療福祉マネジメント学科: Department of Social Care Management」 本学科は、医療福祉マネジメント等の専門分野に関する知識・技術の修得を学修の中心とするため、その趣旨が伝わりやすいように「医療福祉マネジメント学科」とする。</p> <p>「学士(医療福祉学): Bachelor of Social Care」 医療福祉マネジメントに関する学修を通し、医療福祉マネジメントができる能力を身に付けた人材へ授与するものとして、学位名称を「学士(医療福祉学)」とする。</p>

10 【教育課程等】

10 審査意見2及び6のとおり、3つのポリシーの整合性等が不明確であるほか、「医療福祉マネジメント」に関する内容が教育課程にどのように反映されているのが不明確であるなど、教育課程が体系的かつ適切に編成されているか判断できない。審査意見2及び6への対応を踏まえた上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

審査意見2に関する回答の通り、養成する人材像と3つのポリシーについての関係性と整合性を記載した。合わせて審査意見6にて記載したように『医療福祉』の広範な記載をやめ、介護福祉という概念により学科の教育視点を精鋭化し、上記整合性との関連を説明した。

新	旧
(追加) 設置の趣旨資料17 日本医療大学 総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科 人材像ポリシー等関係図	

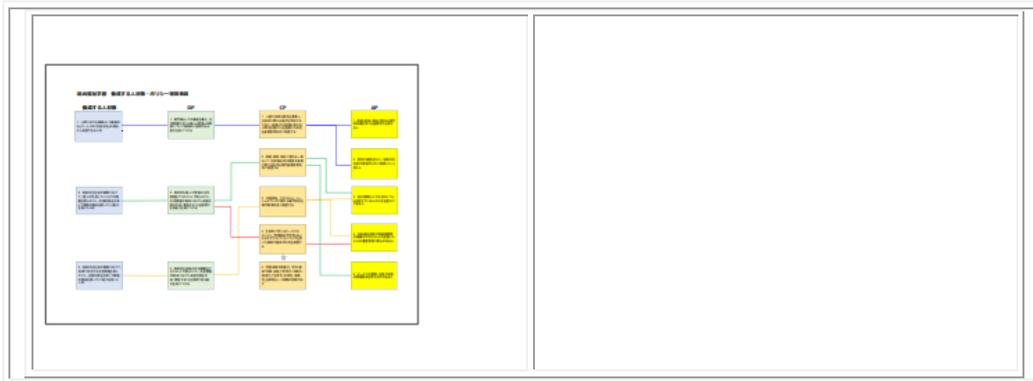
11 【教育課程等】

11 審査意見3及び4のとおり、設置の必要性の根幹に係る説明で定義が明らかでない文言が含まれており、その妥当性が判断できず、また、教育課程にどのように反映されているかも判断できない。このため、審査意見3及び4への対応を踏まえた上で、設置の趣旨及び必要性、養成する人材像、3つのポリシー等と教育課程の整合性並びにその妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

審査意見3の回答で示しように、学部及び両学科の名称に冠している『医療福祉』についての変更と、それに関わる設置の趣旨等の記載を変更し、養成する人材像及び3つのポリシー等と教育課程を整合させた。さらに審査意見4で記載した回答の通り組織運営、経営学概念に関するものをマネジメントという表現を用いなくて峻別した。育成する人材像と3つのポリシーと教育課程の整合性と妥当性は審査意見2での回答で示したとおりである。【資料17 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図】にてその関係性を示し教育課程との関係を明らかにした。

新	旧
【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図 (追加)	



12 【教育課程等】

12 教育課程について、必修科目が比較的少なく、選択科目が非常に多く設定されていることから、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて、実際に体系的に履修できるか疑義がある。履修条件等も含め、教育課程の体系的な履修を担保するためにどのように対応しているか、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

学科の選択科目は、30単位(16科目)である。本学科では、介護福祉士の資格取得のために必要な履修科目が92単位(42科目)と多いこともあり、学生の自由な学びを尊重するために、当初から必修科目を少なく設定していた。

審査意見2を踏まえ、人材像、DP、CP、AP、履修モデルを見直し再検討した結果、必修科目数は変更せず、履修モデルを再度整理した。

具体的な内容として「保健医療と福祉」(2年次前期)、「医療安全・臨床倫理」(3年次後期)、「企業法務」(4年次後期)を削除し、「ICFの理解」(2年次前期)、「経営分析論」(3年次前期)、「ケアマネジメント論」(3年次後期)、「事業構想論」(3年次後期)、「ソーシャル・ビジネス」(4年次後期)を追加することとし、養成する人材像(下記)に到達するように改めた。

養成する人材像1および養成する人材像3にある能力を有した人材を育成するために、利用者が抱える生活課題を解決するために地域にある様々な社会資源を活用し、総合的かつ効率的に課題解決を図っていくことと、さらに福祉サービスの運営管理まで学修する必要性が確認できたため、教育課程の専門基礎教育科目区分にある社会福祉の基礎分野に「ケアマネジメント論」を追加することとした。

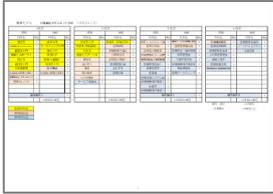
その内容を、【資料17】総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図および【資料24】介護福祉マネジメント学科履修モデルに示す。また、DPに掲げた能力到達のために、学生が科目選択を決定する際のオリエンテーション、個別の履修相談等を通して、具体的に何が必要かを説明し対応することとする。

養成する人材像

1. 生活を支援する視点で、利用者のアセスメント、介護計画の作成、実施、評価に基づく介護過程が遂行でき、そのことを他者に指導できる人材
2. マネジメントに関する専門的知識を修得し、介護職員等をマネジメントする能力

を有した人材

3. マネジメントする専門的能力を身につけ、社会福祉施設・医療機関等の運営管理、サービスの維持や開発に関わるマネジメント能力を有した人材

新	旧
<p>専門基礎教育科目 社会福祉の基礎 「ケアマネジメント論」を追加。</p> <p>【資料24】 介護福祉マネジメント学科履修モデル（資料番号18→24に変更のうえ、差し替え）</p> 	<p>資料18 医療福祉マネジメント学科履修モデル（削除）</p> 

13 【教育課程等】

13 一部の科目において、アクティブ・ラーニング(ケーススタディ(CS) 是正事項や問題解決型学習(PBL))を導入する旨の記載があるが、その根拠としている資料が学習指導要領であり、高等教育段階においてアクティブ・ラーニングを導入する根拠としては適当ではないと考えられるため、その妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、特にケーススタディについて、教育課程の中で具体的にどのように実施するのか不明確であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

指摘の通り学習指導要領を根拠とすることは適当ではなかったため、大学教育におけるアクティブ・ラーニングを推進する答申である「新たな未来を気づくための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」を根拠とすることで高等教育段階でのアクティブ・ラーニングを導入する根拠とした。

教育課程の中でケーススタディは1年次前期の基礎科目である「経営学入門」から取り入れてケーススタディの基礎を学び、3年次の「経営分析論」や「医療マーケティング」など複数の科目でケーススタディを取り入れている。また応用的に医療機関のマネジメントを行う医療経営シミュレーションゲームや、地域連携実践での企業実習を通じて、ケーススタディで学んだことを実践できるようにした。

新	旧
---	---

<p>(削除)</p> <p>【資料22】「新たな未来を気づくための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(追加)</p>	<p>【資料16】「新しい学習指導要領等が目指す姿」(アクティブ・ラーニングの推進)(削除)</p>
---	--

14 【教育課程等】

14 CAP 制について、学年ごとに導入する旨の説明があるが、学期ごとでない趣旨が不明であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(改善事項)

〔対応〕

本学では、既存の保健医療学部において、すでに通年の学年ごとの CAP 制を用いており、申請の本学部においても、CAP 制は通年で実施することとした。

今回の指摘を受け、セメスター制も検討をしたが、実習科目や演習科目等の通年科目も多いことや、本学他学科の状況も鑑み、学年ごとの CAP 制のままをしたい。

新	旧

15 【入学者選抜】

15 大学全体と学部、学科それぞれのアドミッション・ポリシーの整合性・関係性が不明確であるので、具体的に説明すること。また、3つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーについてのみ、大学全体のものが設けられている趣旨が不明確であるので、具体的に説明すること。(是正事項)

〔対応〕

日本医療大学のアドミッション・ポリシーは、大学開学の理念を共有できる人材を募集するため設けたものである。そのため、大学のアドミッション・ポリシーとして記載したものの根幹は学部や学科のアドミッション・ポリシーに対して取り入れられている。しかし、大学のアドミッション・ポリシーについては中央教育審議会大学分科会大学教育部会『『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』【審査意見への対応を記載した書類(6月)(資料) 資料1】に沿って作成されたものではなく、アドミッション・ポリシーとして設置の趣旨に記載することは適切ではないため、今回の記載から削除する。

学部学科のアドミッション・ポリシーは、総合福祉学部が養成する人材像を設定し、大学を構成する単位としての学部で、どのような入学者を求めるといふ大枠を決めている。そのうえで専門性の高い学問を学ぶ学科においては、学部が設定した大枠を踏まえた人材像を想像し、多様な受験者を評価できるように5つのAPを定めている。このアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを

踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、各ポリシーを踏まえたものとした。

新	旧
(削除)	設置の趣旨 55 ページ 日本医療大学のアドミッション・ポリシー <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本学の教育理念に共鳴し、自らの成長を自己推進していくことができる学生を求めています。養成する人材が卒業後に札幌地域のみ貢献するのではなく、北海道全体、ひいては日本国内、また広く国際的な視野を持ちつつ活動していきことができる人材を求めます。さらに北海道という地域特性に鑑み、医療の地域偏在をなくすため、各地域・へき地においても人々の健康な生活を支援することに貢献できるたくましい人材を募集します。 </div>

16 【入学者選抜】

16 本学科のアドミッション・ポリシーのうち AP2 について、学力の3要素のいずれにも該当しない旨の説明であるが、その妥当性を明確に説明すること。(是正事項)

〔対応〕

本意見に対する回答を検討する中で、本学科の AP の妥当性について再度検討を行った。また、回答 17 での指摘の通り本学科の AP では入学選抜の測定が適切に行えないため AP を適切に改めることにした。養成する人材像、DP や CP との整合性もあることから、指摘前の AP の趣旨を維持しつつも表現を改めることで、入学者受け入れ方針を明確に評価できるようにした。

なお、養成する人材像、DP、CP、AP の整合性をとり、理解をしやすく配置するため AP の番号を付けなおした。AP2 の要素は、AP5 が引き継いでいる。

旧：「新しいソーシャルビジネスやサービスを開発・企画することに関心がある人」(AP2)

新：「新しいソーシャルビジネスやサービスを開発・企画することを論立てて考える力がある人」(AP5)

検討の結果、AP2 (新 AP5) は学力の3要素「思考力・判断力・表現力」に該当していることが判明したため、訂正して3要素に加える。思考力・判断力・表現力に加えた理由として、本人や地域の課題解決について考える力がある人は、課題解決を考え、本人や地域の課題を判断し、それを表現していく力あり、そのような人を入学者として受け入れたいと考えているからである。

新	旧

17 【入学者選抜】

17 本学科のアドミッション・ポリシーのうち AP1 に関し、学生に求める学習成果として「思考力・判断力・表現力」が該当する旨の説明がなされており、大学入学共通テスト利用選抜においては大学入学共通テストを用いて「思考力・判断力・表現力」を測る旨の説明がなされている。AP1 に掲げる「医療機関、社会福祉施設、一般企業等のマネジメント(経営、運営管理)に関心のある人」について、大学入学共通テストを用いてどのように評価するか不明確であるので、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

大学入学共通テストで本学が必須科目としている国語(国語総合の古文・漢文を除く)は、文章から得られた情報を多面的・多角的に解釈し、目的や場面等に応じて文章を書く力を求める問題(思考力・判断力・表現力)である。また英語(リーディング)では、会話文形式の問題あるいは日常生活の場面に即した問題等から概要や要点を把握する力や必要とする情報を読み取る力等求める問題(判断力・表現力)であり、「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価する選抜として位置づけている。このように大学入学共通テストでは、「思考力・判断力・表現力」そのものは評価できる。

次に、AP1 では「医療機関、社会福祉施設、一般企業等のマネジメント(経営、運営管理)に関心のある人」について大学共通テストを用いて評価することが不明確というご指摘を受け、この点を検討した。その結果 AP1 の方針である「医療機関、社会福祉施設、一般企業等のマネジメント(経営、運営管理)に関心のある人」を大学入学共通テストという択一式試験の評価方法では評価できず、本学科の入学者受け入れ方針が反映できない結論になった。そのため AP1 を含めたアドミッション・ポリシーの表記を改め、大学共通テストでもアドミッション・ポリシーが反映できるように改めた。

新	旧

18 【入学者選抜】

18 一般選抜において、「公民(政治・経済)」「数学」「化学」「生物」「物理」の選択科目を設け、本学科で必要な基礎知識を測定する旨の説明があるが、科目の範囲が多岐にわたるにもかかわらず、1科目のみの選択としている趣旨が不明確であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、大学入学共通テスト選抜と試験科目が異なる理由や、他の選抜形式ではそれらに類する能力をどのような形で測定するかも具体的に説明すること。(是正事項)

〔対応〕

①本学の一般選抜は3科目入試を基本にこれまで実施されてきた。本学科においてもそれを踏襲することを基本とし、必須2科目・選択1科目の計3科目入試としている。特に選択科目は、5科目の多岐にわたる選択から、以下のとおり、3科目に改める。現代における政治・経済・国際関係等について、多面的・多角的に考察できる基礎知識となる「公民（政治・経済）」、統計調査に必要な基礎的数学知識となる「数学（数学Ⅰ・数学A）」、生物の機能に関する生物学的基礎知識となる「理科（生物基礎）」の3科目である。

②一般選抜および大学入学共通テストの試験科目は以下のとおりに改める。

【一般選抜】

必須科目：国語（国語総合の古文・漢文を除く）、

英語（コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、英語表現Ⅰ）

選択科目：公民（政治・経済）、数学（数学Ⅰ・数学A）、理科（生物基礎）から1科目選択

【大学入学共通テスト】

必須科目：国語（国語総合の古文・漢文を除く）、

英語（コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、英語表現Ⅰ）

選択科目：公民（政治・経済）、数学（数学Ⅰ・数学A）、理科（生物基礎）から1科目選択

③学校推薦型選抜は、思考力・判断力・表現力及び主体性・多様性・協働性の評価を重視する選抜方法であり、高等学校もしくは中等教育学校により、本学の基本理念や教育目的を理解し、高い入学意欲を有していると判断され、学業成績の全体評定平均値が3.5以上の条件を満たした学生を対象とした選抜である。また、文部科学省から示された「令和3年度大学入学者選抜実施要項について」に従い、推薦書、調査書、大学入学志望理由書、個人面接に加え、知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価するために、小論文（図表またはグラフあり）を設け能力測定を実施している。

総合型選抜は、思考力・判断力・表現力及び主体性・多様性・協働性の評価を重視する選抜方法であり、特に、本学の基本理念や教育目的を理解し、高い入学意欲、志望動機、コミュニケーション能力、入学後の学修意欲などを評価する選抜である。また、文部科学省から示された「令和3年度大学入学者選抜実施要項について」に従い、総合型選抜では、大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価するため調査書等の出願種類のみではなく、小論文（図表またはグラフあり）を設け能力測定を実施している。”

新	旧

19 【入学者選抜】

19 各選抜形式において、例えば、一般選抜における学科試験と個人面接の評価の割合等、評価基準が不明確であるため、具体的に説明すること。（是正事項）

〔対応〕

学科試験は、国語（国語総合の古文・漢文を除く）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・英語表現Ⅰ）の2科目を必須、公民（政治・経済）、数学（数学Ⅰ・数学A）、理科（生物基礎）の3科目から1科目選択、計3科目の300点満点で評価をしている。個人面接は、本学独自の「面接評価基準表」に基づき、A～D評価を行っている。

学科試験と個人面接の割合は、第一段階として、学科試験の合格基準を満たした者を選出し、第二段階として、その中から面接評価A～Cになっている者を選出、第三段階として、面接評価Dになっている者は、調査書および大学入学希望理由書等の書類審査を実施する。以上が、一般選抜における学科試験と個人面接の割合・評価基準である。”

新	旧

20 【入学者選抜】

20 一般選抜において、社会福祉関係の学修に必要な公民(政治・経済)について、数学・理科の他教科の科目と合わせていずれか1科目の選択としている趣旨が不明確なので、妥当性を説明すること。(改善事項)

〔対応〕

公民・数学・理科の3教科の中から、本学科が求める基礎学力として、「公民（政治・経済）」は、現代における政治・経済・国際関係等について多面的・多角的に考察できる力を求める科目、「数学（数学Ⅰ・数学A）」は、統計調査に必要な基礎的数学知識の力を求める科目、「理科（生物基礎）」は、生物の機能に関する生物学的基礎知識の力を求める科目として設定している。多くの受験生は、「公民（政治・経済）」を選択することが予測されるが、選択科目の選択肢を広げることで、「数学（数学Ⅰ・数学A）」あるいは「理科（生物基礎）」の「知識・技能」を持った受験生にも本学科の受験機会を設定したい。また、選択科目を3科目にすることで、文系理系それぞれに興味・関心の高い学生達が融合して学ぶ環境が可能となる。

新	旧

21 【教員組織】

24 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(改善事項)

〔対応〕

開設時の専任教員の構成は30歳代2人、40歳代2人、50歳代4人、60歳代5人、70歳代1人と50歳代以上が10名となっている。採用計画については現職の専任教員が定年退職となる当該年度または前年度に新任教員を採用し、一定の教育期間を設けることで、新任教員の育成および引継ぎを実施し教育研究の継続的な向上を図る。

採用する教員は、現在の専任教員の年齢構成・専門分野等を考慮した上で、20代～40代

の若手教員を中心とし、学科の教員組織の年齢構成がバランスの取れる形とする。

令和12年(2030)までの採用計画 (人)

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
退職	0	0	0	0	3	1	0	1	1
採用	0	0	0	0	4	0	1	1	0

開設 完成年度

新	旧																														
<p>(追加)</p> <p>設置の趣旨 66 ページ</p> <p>・・・公正な選抜で審査を行い昇任・採用する。</p> <p>開設時の専任教員の構成は30歳代2人、40歳代2人、50歳代4人、60歳代5人、70歳代1人と50歳代以上が10名となっている。採用計画については現職の専任教員が定年退職となる当該年度または前年度に新任教員を採用し、一定の教育期間を設けることで、新任教員の育成および引継ぎを実施し教育研究の継続的な向上を図る。</p> <p>採用する教員は、現在の専任教員の年齢構成・専門分野等を考慮した上で、20代～40代の若手教員を中心とし、学科の教員組織の年齢構成がバランスの取れる形とする。</p> <p>令和12(2030)年までの採用計画 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年</th> <th>R5年</th> <th>R6年</th> <th>R7年</th> <th>R8年</th> <th>R9年</th> <th>R10年</th> <th>R11年</th> <th>R12年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>採用</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>開設 完成年度</p>		R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	退職	0	0	0	0	3	1	0	1	1	採用	0	0	0	0	4	0	1	1	0	<p>設置の趣旨 64 ページ</p> <p>・・・公正な選抜で審査を行い昇任・採用する。</p>
	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年																						
退職	0	0	0	0	3	1	0	1	1																						
採用	0	0	0	0	4	0	1	1	0																						

22 【施設・設備等】

22 提出されている各図書について、特に専門書については著作年度も重要であるため、明確にすること。また、本学部の扱う領域に応じた専門書について、充実することが望まれる。(改善事項)

〔対応〕

図書一覧に、著作年度を掲載した。専門書の充実については、毎年増量していくよう努めていく。

新	旧
設置の趣旨等の記載した書類添付資料 【資料 46】 図書一覧 差し替え	設置の趣旨等の記載した書類添付資料 【資料 39】 図書一覧

23 【その他】

23 申請書類の記載について、以下の事項に例示されるような不適切な記載が散見されるため、網羅的に見直し、適切に改めること。

(1) 教員名簿の中に、完成年度時に退職年齢を超える専任教員であることが適切に示されていない者が含まれている。

(2) 官公庁やその審議会の報告書等を資料として提出しているにもかかわらず、その引用部分が適切に記載されていない。(例：「設置の趣旨」P5 「包括的な相談支援システムの構築」)

(3) 趣旨の近い記載は見られるものの、引用文章と推察される記載が引用元の報告書等の中に存在しない。(例：「設置の趣旨」P8 「制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発」)

(4) 学科ごとに項目を分けていないため非常に把握しづらい。(例：「設置の趣旨」P41 「(1)基礎教育科目」の記載内容。)

(5) 実習がどの学科におけるものか他の項目を見ないと確認できない。(「設置の趣旨」P44 第7 実習の具体的計画。)

(6) 誤字が散見される。(例：「設置の趣旨」P54 「本『学科』の卒業要件」)

(7) 文字が見切れている。(例：「設置の趣旨」資料13 DP・CP等)

(8) 自明と思われ、記載意図が不明確な記載が散見される。(例：「設置の趣旨」P42 「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」)

(9) 学生確保の見通しの根拠として提出された高校生を対象としたアンケート調査について、質問7の一部選択肢を選んだ者が存在しない質問に移動するよう指示がついている。

(改善事項)

〔対応〕

(1) 指摘を受け、確認をしたところ、専任教員の3林 美枝子、4石黒匡人に(高)の記載が漏れており付した。また、兼任教員の16 笹岡真弓、17 鈴木幸雄、21 島本和明、22 宮本 篤に(高)の記載が漏れており、(高)を付した。

(2) 指摘を受け、確認をしたところ、設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料2が一部抜粋のみになっており、該当箇所が漏れていることを確認した。資料が途中で終了してしまっていたため、資料の該当箇所を掲載したものに差し替えた。

(3) 資料が一部抜粋のみになっている指摘があり確認をしたところ、該当箇所の掲載が漏れていることと、「制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発」ということではなく、「個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション（交渉）、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える能力を習得できる内容とすべきである。」と記載されているため、設置の趣旨の文言を改め、さらに資料も該当箇所を掲載した。しかしながら、補正申請において、設置の趣旨に記載された該当箇所が修正によって記載がなくなった。

(4) 指摘を受け、学科ごとの整理に改めた。

(5) 指摘を受け、実習について、学科ごとの整理に改めた。

(6) 誤字の散見

例にあがったP54「本学科の卒業要件」は「本学部の卒業要件」に修正。そのほかも改めた。

(7) 文字が見切れている

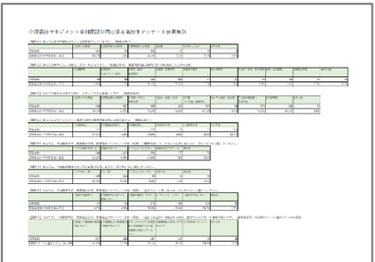
例にあがった資料13上段のDP・CPの文言が切れていた。内容も含め、差し替えた。

(8) 自明のこと・不明確な記載については、例にあがったP42「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」は削除した。

(9) ご指摘のとおり、アンケートフォームに不備があった。当審査意見と、審査意見25を踏まえ、高校生向けのアンケートを再度実施した。詳細な対応については審査意見25への対応参照。

新	旧
<p>(1) 教員一覧 専任教員のうち、以下の教員の年齢の下に（高）を付した。 3 林 美枝子、4 石黒匡人 以下の兼任教員の年齢の下に（高）を付した。 17 笹岡真弓、18 鈴木幸雄、21 島本和明、22 宮本 篤</p>	<p>(1) 教員一覧 専任教員のうち、以下の教員の年齢の下に（高）が漏れていた。 3 林 美枝子、4 石黒匡人 以下の兼任教員の年齢の下に（高）を付した。 17 笹岡真弓、18 鈴木幸雄、21 島本和明、22 宮本 篤</p>
<p>(2) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料2 2 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」の差し替えを行う。</p>	<p>(2) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料2 2 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」の抜粋が適当ではなかった</p>
<p>(3) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料6 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求め</p>	<p>(3) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料6 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求め</p>

<p>られる役割等について」の差し替えを行うが、補正申請において設置の趣旨を書き改めたことにより、該当資料からの引用はなくなった。</p> <p>(4) 設置の趣旨等の記載 42 ページ</p> <p>3 卒業要件について、以下のように改めた。</p> <p>(1) 介護福祉マネジメント学科</p> <p>①基礎教育科目 ・・・</p> <p>②専門基礎教育科目 ・・・</p> <p>③専門教育科目 ・・・</p> <p>(2) ソーシャルワーク学科</p> <p>①基礎教育科目 ・・・</p> <p>②専門基礎教育科目 ・・・</p> <p>③専門教育科目 ・・・</p> <p>(5) 実習について以下のように改めた。</p> <p>設置の趣旨等 46 ページ</p> <p>第7 実習の具体的計画</p> <p>1 介護福祉マネジメント学科</p> <p>(1) 介護福祉士</p> <p>2 ソーシャルワーク学科</p> <p>(1) 社会福祉士</p> <p>(2) 精神保健福祉士</p> <p>(6) 誤字について、適宜、修正を行った。</p> <p>(7) 文字が見切れている箇所が見られる 資料 21 介護福祉マネジメント学科カリキュラム・ツリーを修正した。</p> <p>(8)</p>	<p>られる役割等について」</p> <p>(4) 設置の趣旨等の記載 41 ページ</p> <p>3 卒業要件について</p> <p>(1) 基礎教育科目 ・・・</p> <p>(2) 専門基礎教育科目 ・・・</p> <p>(3) 専門教育科目 ・・・</p> <p>(5) 実習についての記載の方法が学科ごとになっていなかった</p> <p>設置の趣旨等 46 ページ</p> <p>第7 実習の具体的計画</p> <p>1 社会福祉士 ・・・</p> <p>2 精神保健福祉士 ・・・</p> <p>3 介護福祉士</p> <p>(6) 誤字の散見について</p> <p>(7) 文字が見切れている箇所が見られる 資料 13 医療福祉マネジメント学科カリキュラム・ツリー上段の DP・CP の文言が切れている。</p> <p>(8) 自明のこと・不明確な記載が散見 設置の趣旨 P42</p>
--	--

<p>(削除)</p> <p>(9) 【-学生確保の見通し等 資料13】 介護福祉マネジメント学科設置計画に係る高校生アンケート結果集計 (資料番号12→13に変更のうえ、差し替え)</p> 	<p>「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」</p> <p>(9) 【-学生確保の見通し等 資料12】 医療福祉マネジメント学科設置計画に係る高校生ニーズ調査報告書 (削除)</p> 
---	---

24 【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

24 地域における受験者層の動向について、道内の18歳人口は減少するものの、進学率等は上昇するとの説明があるが、進学率の上昇を加味しても大学への進学者は減少するとの予測値である。それに対して、札幌市内の18歳人口が増加する旨等の説明をもって学生確保の見通しについて説明しているが、客観的な根拠を用いて具体的かつ明確に説明すること。(是正事項)

〔対応〕

審査意見を踏まえ、札幌における18歳人口が本学の学生確保に関連する旨につき下記の通り本学の過去4年間の高校所在地別志願者数、入学者数の推移の資料を添付し下記のとおり説明を追加した。

本学の受験者となり得る中長期的な18歳人口の地域動向について、北海道内の15～24歳人口は約46%減を見込んでいるが、本学の所在する札幌については約30%減と、北海道全体の減少率よりも低いことを確認した。

また、17歳人口(高校3年生)と翌年の18歳人口(大学1年生)の変化としては、北海道全体では流出数が上回っているが、札幌市においては流入数が上回っていることを確認した。

過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移をみると、志願者数は、札幌市と石狩(石狩は札幌市が所在する地域で、一般的な通勤・通学圏内である)を合わせた本学既存学部の4年平均の志願者数は632人(全志願者数964人)で、全志願者数に占める割合は65.6%である。また、入学者数は193人(全入学者数313人)で全入学者のうち61.5%を占める状況である。

このことから、本学志願者や入学者の多くを安定して確保してきた札幌市およびその近郊地域は、大学受験年齢層の減少幅が他地域に比べて低いこと、同時に、大学受験年齢層の他地域から札幌市への流入率が高いことから、札幌周辺における本学の受験者層は中長期的にも底堅いと考えている。

新	旧
<p>-学生確保の見通し等- 3 ページ</p> <p>2) 北海道・札幌近郊における受験者層の推移</p> <p>「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、北海道の人口は平成22(2010)年から令和27(2045)年までの35年間で約150万人減少(減少率28%)し、4,004,973人になると見込まれている。特に15～24歳までの年齢層は、522,715人から45.5%(237,623人)の人口減少が見込まれ、285,092人へ減少されると推計されている。</p> <p>しかしながら、本学が所在する札幌市の同35年間に於ける15～24歳までの人口は、205,642人から59,658人減少の145,984人と見込まれるものの、減少率は30%と北海道内の他地域に比して相当程度低い減少率で推移するものと推計されている【資料3】。また、文部科学省の18歳人口に関する予測によれば、平成29(2017)年に120万人と見込まれる同年齢層の人口が、令和22(2040)年には88万人まで減少するとみられる中であって、大学進学率は、平成29(2017)年の52.6%から漸増傾向を辿り、令和15(2033)年には56.7%、令和22(2040)年には57.4%に上昇するものと予測されている。こうした18歳人口の推移は、北海道にあっても同様の傾向を辿るものとされているが、平成29(2017)年の47,624人から、令和22(2040)年には31,499人と大きく減少する一方、大学進学率は、平成29(2017)年の43.9%から、令和22(2040)年には54.4%と10ポイント以上伸長するものと推計されている【資料4】。</p> <p>17歳人口(高校3年生)と翌年の18歳人口(大学1年生)の変化としては、北海道全体では流出数が上回っているが【資料4】、札幌市においては流入数が上回っている【資料5】。</p> <p>過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移【資料6】をみると、志願者数は、札幌市と石狩(石狩は札幌市が所在する地域で、一般的な通勤・通学圏内である)を合わせた本学既存学部4年間の平均の志願者数は632人(全志願者数964人)で、全志願者数に占める割合は65.6%である。また、同じ</p>	<p>-学生確保の見通し等- 3 ページ</p> <p>2) 北海道における受験者層の推移</p> <p>「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、北海道の人口は平成22(2010)年から令和27(2045)年までの35年間で約150万人減少(減少率28%)し、4,004,973人になると見込まれている。特に15～24歳までの年齢層は、522,715人から45.5%(237,623人)の人口減少が見込まれ、285,092人へ減少されると推計されている。</p> <p>しかしながら、本学が所在する札幌市の同35年間に於ける15～24歳までの人口は、205,642人から59,658人減少の145,984人と見込まれるものの、減少率は30%と北海道内の他地域に比して相当程度低い減少率で推移するものと推計されている【資料3】。また、文部科学省の18歳人口に関する予測によれば、平成29(2017)年に120万人と見込まれる同年齢層の人口が、令和22(2040)年には88万人まで減少するとみられる中であって、大学進学率は、平成29(2017)年の52.6%から漸増傾向を辿り、令和15(2033)年には56.7%、令和22(2040)年には57.4%に上昇するものと予測されている。こうした18歳人口の推移は、北海道にあっても同様の傾向を辿るものとされているが、平成29(2017)年の47,624人から、令和22(2040)年には31,499人と大きく減少する一方、大学進学率は、平成29(2017)年の43.9%から、令和22(2040)年には54.4%と10ポイント以上伸長するものと推計されている【資料4】。将来の担い手となる北海道の学生の動向は漸減傾向にあるものの、特に札幌市においては、その減少はより緩やかであり、特に17歳人口と18歳人口を比較すると増加している傾向にあることから、札幌市以外の学生が市内に流入している状況が推測できる【資料5】。</p>

く入学者数は193人（全入学者数313人）で全入学者のうち61.5%を占める状況である。このことより、本学志願者や入学者の多くを安定して確保してきた札幌市およびその近郊地域は、大学受験年齢層の減少幅が他地域に比べて低いこと、同時に、大学受験年齢層の他地域から札幌市への流入率が高いことから、札幌周辺における本学の受験者層は中長期的にも底堅いと考えている。

【資料6】 過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移（追加）

過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移

志願者数	年	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		4年間の平均	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
札幌市	2016	146	55.8%	141	53.2%	137	51.2%	132	47.9%	136	50.3%
札幌近郊	2016	10	3.8%	11	4.1%	12	4.4%	13	4.7%	11	4.0%
道内他地域	2016	13	4.9%	14	5.2%	15	5.4%	16	5.8%	14	5.1%
道外他地域	2016	15	5.6%	16	6.0%	17	6.2%	18	6.5%	16	5.9%
外国人	2016	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2016	264	100.0%	262	100.0%	261	100.0%	259	100.0%	261	100.0%
入学者数	2016	121	45.8%	110	40.0%	107	40.6%	102	37.8%	110	41.3%
札幌市	2016	76	62.8%	71	64.5%	68	63.5%	63	61.7%	71	64.1%
札幌近郊	2016	2	1.7%	3	2.7%	3	2.8%	4	3.9%	3	2.7%
道内他地域	2016	1	0.8%	2	1.8%	2	1.9%	3	2.9%	2	1.8%
道外他地域	2016	1	0.8%	2	1.8%	2	1.9%	2	2.0%	2	1.8%
外国人	2016	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2016	264	100.0%	262	100.0%	261	100.0%	259	100.0%	261	100.0%

25 【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

25 学生確保の見通しの根拠として、高校生を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり根拠として成り立つとは言い難いので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

- (1) 4年制大学への進学希望者のうち一定数が「マネジメント系資格」に興味を持っていることが示されているが、本学科の進学希望者に直接結びつくものではないと考えられるほか、秘書検定等、本学科の養成する人材像と必ずしも関係ない資格が含まれている。また、受験資格の制限のない検定も含めて「本学科で取得可能な学科」と記載するなど、質問項目も不適切である。
- (2) 本学科に関心を持った層と進学の意向がある層のクロス集計等を行うわけでもなく、4年制大学への進学希望者全体にスクリーニング質問としての設定をすることなくそれぞれの質問を行っており、妥当な内容となっているか判断できない。
- (3) 進学希望者に対してその理由を問うアンケートの中で、「国試合格率」を理由に選んだ者が最大数となっているが、本学科で取得できる資格を特に示しておらず、進学の意向がある層として期待できるか疑義が残る。
- (4) 中長期的な学生確保の見通しがあるか判断できる項目がない。

(5) 審査意見 23(9)のとおり、存在しない質問に移動するよう指示がついているほか、回答者が存在しないはずの質問 8 に回答している者がいる。(是正事項)

〔対応〕

(1) (2) (3) (5) のご指摘をうけ、設問を見直した上で再度アンケート調査を実施、クロス集計等の分析を行い下記の通り説明を追加した。

アンケート調査結果を踏まえた学生確保の見通しの検討

総合福祉学部介護福祉マネジメント学科のアンケート調査結果について単純集計に加え、「質問 2. 高校卒業後の進路」、「質問 3. 進学したい学問分野」、「質問 8. 本学科への進学意向」についてクロス集計を実施し、本学科の需要を確認した。

アンケートの実施方法については、緊急事態宣言下の北海道における安全なアンケート実施方法を検討した結果、本学既存学科の大学イベント参加者や大学資料請求をしたことのある高校生もしくは既卒の方を対象として実施した。そのため、「質問 3. 進学したい学問分野」においては本学の既存学科(看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科)の属する「看護・医療関係(看護師、臨床検査技師、診療放射線技師など)」の選択が多い結果となっているが、この項目については複数選択式であり、ほかの分野への回答についてはアンケート調査結果の根拠として使用できるものと考えている。

また、同時期に実施した総合福祉学部介護福祉マネジメント学科とソーシャルワーク学科のアンケート対象者は重複しないよう配慮した。

なお、学部学科名称はアンケート開始後に変更したため、下記日程で実施したアンケートでは 3 月申請時の仮称にてアンケートフォームを作成しており、集計結果の質問中の学部学科名称は 3 月申請時の仮称のまま記載している。

アンケート概要は以下のとおり

- ・ 期間：2021 年 6 月 1 日～7 日
- ・ 対象：本学既存学科のイベント参加や資料請求を行った高校生（既卒生も含む）
- ・ 方法：対象者への案内 DM 送付のうえ、Web による回答
- ・ アンケート調査依頼数：2,506 人
- ・ アンケート回収数（率）：921 人（36.8%）

【アンケート調査結果】

総合福祉学部介護福祉マネジメント学科のアンケート調査結果について単純集計に加え、「質問 2. 高校卒業後の進路」、「質問 3. 進学したい学問分野」、「質問 8. 本学科への進学意向」についてクロス集計を実施し、本学科に対するニーズを確認した。

① 「質問 2. 高校卒業後の進路」と「質問 3. 進学したい学問分野」のクロス集計

大学進学希望者 761 名（全回答者の 82.6%）である大学進学希望者につき、進学したい学問分野とのクロス集計を行った。前述のとおり、本学既存学部の関連分野への関心が高い点についてはアンケート依頼対象の関係から突出しているものの、他の分野について一定の関心があることが確認できた。

本学科に関連する「介護関係」分野は延べ 82 人、「経営学・マネジメント関係」分野は

延べ70人が関心ありと回答し、両分野合計152人から重複して回答した15人を減じた137人（全回答者の14.9%）の高校生が本学科の分野に関心があることを確認できた。

②「質問2. 高校卒業後の進路」を大学進学希望した回答者における「質問3. 進学したい学問分野」と「質問8. 本学科への進学意向」のクロス集計

大学進学希望者761名（全回答者の82.6%）を対象とし、進学したい学問分野と本学科への進学意向についてクロス集計を行った。

本学科に関連する「介護関係」分野を選んだ回答者、「経営学・マネジメント関係」分野を選んだ回答者、両分野を選んだ回答者の合計78人（回答者全体の8.5%、大学進学希望者の10.2%）が学科への進学可能性を示唆しており、限られたアンケート回答数において多くの進学希望者を見込めることが確認できた。なお、「質問8. 本学科への進学意向」の回答については「1. 進学を希望する」「2. 併願校の可否により進学したい」「3. 進学を検討したい」を本学への進学希望がある回答者として取り扱っている。

上記のアンケート調査結果より、介護福祉マネジメント学科の学生確保について、アンケート調査対象ではない高校生等からの志願や進学意向も想定されることから、入学定員40人を満たす学生は十分に確保できるものと考ええる。

(4) ご指摘の通り、当アンケートでは中長期的な学生確保の見通しの判断は難しく、中長期的な学生確保については「学生確保の見通し-2- のイ定員充足の根拠となる客観的なデータの概要」のとおり考えている。

新	旧
<p>-学生確保の見通し等- 5 ページ</p> <p>a 総合福祉学部介護福祉マネジメント学科</p> <p>【アンケート調査の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：新学科設置検討のため、高校生の進学希望分野等のニーズ確認 ・期間：2021年6月1日～7日 ・対象：本学既存学科の資料請求やイベント参加を行った高校生もしくは既卒の方 ・方法：対象者への案内DM送付のうえ、Webによる回答 ・アンケート調査依頼数：2,506人 ・アンケート回収数（率）：921人（36.8%） <p>【アンケート調査結果】</p> <p>総合福祉学部介護福祉マネジメント学科のアンケート調査結果【資料13】について単純集計に加え、「質問2. 高校卒業後の進路」、「質問3. 進学したい学問分野」、「質問8. 本学科への進学意向」についてクロス集計を実施し、本学科に対するニーズを確認した。</p>	<p>-学生確保の見通し等- 5 ページ</p> <p>a 医療福祉学部医療福祉マネジメント学科</p> <p>【アンケート調査の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的 新学科設置検討のため、アンケート調査を実施し設置検討の資料とする ・調査対象 大学進学層が多いと想定される北海道内の高等学校に在籍する2年生 ・調査方法 調査票による定量調査(アンケート調査) ・実施時期 令和2(2020)年12月18日～令和3(2021)年1月22日 ・回収状況 本調査では、71校を対象に調査票を配布し、その結果39校4,407人の調査票を回収(回収率54.9%) <p>【アンケート調査結果】</p>

①「質問2 高校卒業後の進路」と「質問3 進学したい学問分野」のクロス集計

大学進学希望者 761 名（全回答者の 82.6%）である大学進学希望者につき、進学したい学問分野とのクロス集計を行った。前述のとおり、本学既存学部に関連分野への関心が高い点についてはアンケート依頼対象の関係から突出しているものの、他の分野について一定の関心があることが確認できた。本学科に関連する「介護関係」分野は延べ 82 人、「経営学・マネジメント関係」分野は延べ 70 人が関心ありと回答し、両分野合計 152 人から重複して回答した 15 人を減じた 137 人（全回答者の 14.9%）の高校生が本学科の分野に関心があることを確認できた。

②「質問2 高校卒業後の進路」を大学進学希望した回答者における「質問3 進学したい学問分野」と「質問8 本学科への進学意向」のクロス集計

大学進学希望者 761 名（全回答者の 82.6%）を対象とし、進学したい学問分野と本学科への進学意向についてクロス集計を行った。

本学科に関連する「介護関係」分野を選んだ回答者、「経営学・マネジメント関係」分野を選んだ回答者、両分野を選んだ回答者の合計 78 人（回答者全体の 8.5%、大学進学希望者の 10.2%）が学科への進学可能性を示唆しており、限られたアンケート回答数において多くの進学希望者を見込めることが確認できた。なお、「質問8 本学科への進学意向」の回答については「1. 進学を希望する」「2. 併願校の可否により進学したい」「3. 進学を検討したい」を本学への進学希望がある回答者として取り扱っている。

上記のアンケート調査結果より、介護福祉マネジメント学科の学生確保について、アンケート調査対象ではない高校生等からの志願や進学意向も想定されることから、入学定員 40 人を満たす学生は十分に確保できるものと考ええる。【資料 15】

【資料 13】介護福祉マネジメント学科設置計画に係る高校生アンケート結果集計
（資料番号 12→13 に変更のうえ、差し替え）

①マネジメント系資格への興味

取得したい資格として「施設経営士」「医療経営士」「医療事務作業補助者技能検定」「診療事務技能審査検定」「秘書検定」「社会福祉主事」について尋ねたところ、進学希望者 3,312 人中 1,405 人（42.4%）がマネジメント系資格に関心を示した。

②医療福祉学部医療福祉マネジメント学科への興味
医療福祉学部医療福祉マネジメント学科への関心について尋ねたところ、3,312 人中「とても興味を持った」は 142 人（4.2%）、「興味を持った」は 568 人（17.1%）であり、合計すると 710 人（21.4%）が医療福祉学部医療福祉マネジメント学科に関心を持っている結果であった。

③医療福祉学部医療福祉マネジメント学科への進学意向

日本医療大学が新たに設置する医療福祉学部医療福祉マネジメント学科に進学したいか尋ねたところ、3,312 人中「進学を希望する」は 84 人（2.5%）、「併願校の可否により進学したい」は 37 人（1.1%）、「進学を検討してみたい」は 141 人（4.2%）であり、「進学を希望する」で入学定員（40 人）の 2.1 倍、「進学を検討してみたい」まで含めると 6.5 倍であった。合計すると 262 人（7.9%）が医療福祉学部医療福祉マネジメント学科に進学の意向を持つ結果であった。

④医療福祉学部医療福祉マネジメント学科への進学希望理由

進学希望生徒に医療福祉学部医療福祉マネジメント学科の魅力について確認したところ、「国試合格率」が 86 人、「グループ介護施設多数」が 57 人、「チーム医療・チームケア」が 52 人、「医療福祉の総合大学」が 49 人などであり、本学全体の認知度の向上や既存学科の状況等から進学を希望していることが伺える。

これらのアンケート結果を踏まえれば、調査対象以外の高校からも進学が想定されることから、医療福祉学部医療福祉マネジメント学科の入学定員 40 人を満たす学生は十分に確保できるものと考ええる【資料 14】。



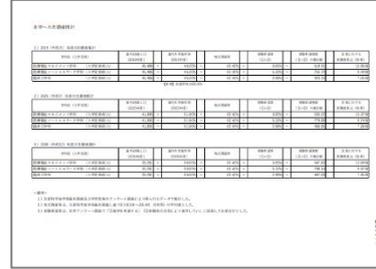
【資料12】(削除)



【資料15】本学への志願者推計
資料番号 14→15に変更のうえ、差し替え



【資料14】(差し替え)



26 【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

26 人材需要の社会的動向の根拠として、病院・社会福祉施設等を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり、根拠として成り立つとは言い難(がた)いので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

(1)事務職の過不足の状況について質問した結果、一定数不足している旨の回答があったとの説明がなされているが、割合としてはかなり低いことに加え、本学科の養成する人材像は単なる事務職ではないので、根拠とは言い難(がた)い。

(2)採用意向について、単に採用予定があるかのみ確認しており、どの程度の期間で何名程度の採用を見込めるのか不明確である。(是正事項)

〔対応〕

審査意見を踏まえ再度事業所に対しアンケートを実施し、以下の通り説明、資料を追加した。

まず、医療・介護における将来の需給動向につき、日本医師会が提供するwebサイトである地域情報システム(JMAP)より各二次医療圏による差異はあるものの、北海道全体では医療需要は2025年頃、介護需要は2030年頃まで、札幌二次医療圏では医療需要は2035年(2015年比+20%)、介護需要は2045年(2015年比+70%)まで需要の拡大が見込まれるこ

とを確認し、今後も継続的に医療・福祉に従事する人材需要が見込める状況であると分析した。

医療・介護における将来の需給動向の拡大を確認したうえで、下記のとおりアンケートを実施し、事業所の本学卒業生の採用状況等をあらためて確認した。

(注) 学部学科名称はアンケート開始後に変更したため、下記日程で実施したアンケートでは3月申請時の仮称にてアンケートフォームを作成しており、集計結果の質問中の学部学科名称は3月申請時の仮称のまま記載している。

【アンケート調査の概要】

・調査の目的

新学科設置検討のため、アンケート調査を実施し設置検討の資料とする

・調査対象

新学科の専攻分野の卒業生の就職先として考えられる北海道内に所在する社会福祉施設・病院等を主とする事業所

・調査方法

調査票による定量調査(アンケート調査)

・実施時期

2021年6月10日～6月16日

・回収状況

396事業所を対象に調査票を配布、その結果117件の回答を得た(回収率29.5%)

【アンケート調査結果】

①養成する人材の事業所における過年度の採用状況と今後の採用の必要性

各事業所の過去3年平均の採用人数は、介護福祉士は147人/年、経営ができる人材は5.3人/年の採用で推移している。

また、各事業所の今後採用したい人材としての必要性は両人材とも8割を超える事業所が「とても必要」もしくは「必要」と回答しており、採用ニーズの高さがうかがえる。

②卒業生に対する採用希望

本学科が養成する介護と経営に関する知識を有する人材について、88.0%の事業所が「とても魅力を感じる」「魅力を感じる」との回答があり、75%の事業所が「採用したい」「採用を検討したい」と採用意向を示している。

また、採用を考える人数の合計は151人と、1事業所当たり約1.4名の採用を希望しており、5年以内の採用計画も一定の数が見込まれる。

アンケートで回答が得られた事業所だけでなく、調査対象外の事業所による採用も想定できることから、介護福祉マネジメント学科の入学定員40人の就職先は十分に確保できるものとする。

新	旧
-学生確保の見通し等- 12ページ	-学生確保の見通し等- 12ページ

1) 急激な高齢化の進行と急がれる介護従事者の養成

①65歳以上人口の増加に伴う介護需要の急増

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、平成22(2010)年における全人口：128,057千人は、令和27(2045)年には106,421千人と、30年間で17%減少するとされる一方、65歳以上人口は、29,245千人から39,192千人へと34%上昇すると推計されている。同様に北海道にあっては、平成22(2010)年における全人口：5,506千人が令和27(2045)年には4,004千人に、その内65歳以上人口は、1,358千人から1,713千人と26%上昇すると試算されている【資料3】。

こうした中で、医療・介護における将来の需給動向について、日本医師会が提供するwebサイトである地域情報システム(JAMP)【資料19】により各二次医療圏による差異はあるものの、北海道全体では医療需要は2025年頃、介護需要は2030年頃まで、札幌二次医療圏では医療需要は2035年、介護需要は2045年まで需要の拡大が見込まれる。

また、第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を見ると、高齢化の進行に伴い介護需要が上昇の一途をたどっており、介護職員の有効求人倍率は、平成27(2015)年度の1.92倍から4年後の令和元(2019)年度には3.20倍まで上昇している【資料20】

②介護サービスの需給見込み

しかしその一方で、介護職員の離職率も高く、全国の平成28(2016)年度における全職業従事者の離職率が15.0%であるのに対し、介護職員は20.0%、令和元(2019)年度には全職業が15.6%であるのに対し、介護職員は15.8%と離職率は平均を上回る水準で推移している【資料21】。高齢化の急速な進行を避けられない我が国にあっては、時代が要請する介護の専門知識を基盤に、高度の専門性を有する介護人材を安定的に養成・供給できる体制づくりを推進していかなければならない。厚生労働省が試算した都道府県別の「第7期

1) 急激な高齢化の進行と急がれる介護従事者の養成

①65歳以上人口の増加に伴う介護需要の急増

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、平成22(2010)年における全人口：128,057千人は、令和27(2045)年には106,421千人と、30年間で17%減少するとされる一方、65歳以上人口は、29,245千人から39,192千人へと34%上昇すると推計されている。同様に北海道にあっては、平成22(2010)年における全人口：5,506千人が令和27(2045)年には4,004千人に、その内65歳以上人口は、1,358千人から1,713千人と26%上昇すると試算されている【資料3】。

また、第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を見ると、高齢化の進行に伴い介護需要が上昇の一途をたどっており、介護職員の有効求人倍率は、平成27(2015)年度の1.92倍から4年後の令和元(2019)年度には3.20倍まで上昇している【資料19】

②介護サービスの需給見込み

しかしその一方で、介護職員の離職率も高く、全国の平成28(2016)年度における全職業従事者の離職率が15.0%であるのに対し、介護職員は20.0%、令和元(2019)年度には全職業が15.6%であるのに対し、介護職員は15.8%と離職率は平均を上回る水準で推移している【資料19】。高齢化の急速な進行を避けられない我が

介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」によると、北海道における介護職員数は、平成28(2016)年度で89,583人、令和2(2020)年度の供給見込み数が96,772人、令和7(2025)年度には96,935人と見込まれているのに対し、令和2(2020)年度の需要見込みが104,007人(供給見込み数/需要見込み数=0.93)、令和7(2025)年度では116,476人(供給見込み数/需要見込み数=0.83)と推計され、需給率がこの5年間で10%低下するなど、時代の要請に反し、介護職員の供給不足数は今後更に増大していくものと見込まれている【資料22】。

③介護現場の実情と要望

また、本学が所在する札幌市が実施した介護サービス提供事業者を対象とした調査によると、およそ40%の事業所が「常勤職員、非常勤職員とも、計画通り採用できていない」と回答しており、介護事業所の運営に関する問題点として、「人材育成が難しい」(49.9%)、「職員が定着しにくい」(32.4%)と回答している【資料23】。

さらに、介護サービス事業者の職員にはどのような研修が必要かという質問では、「管理者・リーダー層の養成に関する研修」(54.3%)、「認知症に関する研修」(52.1%)、「接遇研修」(49.4%)「介護保険制度に関する研修」(43.9%)、「メンタルヘルスに関する研修」(38.7%)など、介護に関する専門的知識の修得や現場において介護職員を科学的根拠に基づいた指導ができる高度な介護人材の必要性が提起されている【資料24】。

そのため、求められる介護福祉士は、介護福祉に関する知識を有するだけでなく、介護職員に介護方法等を指導し、事業所の事業計画の策定、業務改善の提案、組織の活性化、人材育成など、施設経営の基盤を支え、経営の安定などを担うといった複合的かつ高度な知識や技能を有する人材求められている。

国にあつては、時代が要請する介護の専門知識を基盤に、介護サービスの品質向上心のある介護の専門家を安定的に養成・供給できる体制づくりを推進していかなければならない。厚生労働省が試算した都道府県別の「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」によると、北海道における介護職員数は、平成28(2016)年度で89,583人、令和2(2020)年度の供給見込み数が96,772人、令和7(2025)年度には96,935人と見込まれているのに対し、令和2(2020)年度の需要見込みが104,007人(供給見込み数/需要見込み数=0.93)、令和7(2025)年度では116,476人(供給見込み数/需要見込み数=0.83)と推計され、受給率がこの5年間で10%低下するとし、時代の要請に反し、介護職員の供給不足数は今後更に増大していくものと見込まれている【資料20】。

③介護現場の実情と要望

また、本学が所在する札幌市が実施した介護サービス提供事業者を対象とした調査によると、およそ40%の事業所が「常勤職員、非常勤職員とも、計画通り採用できていない」と回答しており、介護事業所の運営に関する問題点として、「人材育成が難しい」(49.9%)、「職員が定着しにくい」(32.4%)と回答している【資料21】。

さらに、介護サービス事業者の職員にはどのような研修が必要かという質問では、「管理者・リーダー層の養成に関する研修」(54.3%)、「認知症に関する研修」(52.1%)、「接遇研修」(49.4%)「介護保険制度に関する研修」(43.9%)、「メンタルヘルスに関する研修」(38.7%)など、介護に関する専門的知識の修得や現場において介護福祉士を牽引できる科学的根拠に基づいた指導ができる介護人材の必要性が提起されている【資料22】。

令和4年度開設予定大学等 審査意見（第一次）

(総合福祉学部 ソーシャルワーク学科)

審査意見への対応を記載した書類(6月)

目次 医療福祉学部 医療福祉ソーシャルワーク学科 (3月申請時名称)

【設置の趣旨・目的等】

- 1 本学科が養成するソーシャルワーカーについて、「包括的及び重層的支援において保健、医療、介護、福祉等の専門多職種による支援が想定されているが、そこでは医学モデル、司法モデルとは異なる社会生活モデルに基づくソーシャルワーク機能が専門多職種連携のコーディネート機能として求められている」とするなど、非常に広範なソーシャルワーク機能を持った人材を想定しているように見受けられる一方で、養成する人材像においては医療福祉に限定したソーシャルワーク機能を求めているようにも見受けられ、それらの整合性が不明確である。また、その具体的な範囲も国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士の職務範囲とどの程度違い等があるのか明確ではない。これらの点を踏まえた上で、本学科で養成する人材像について、その妥当性等を具体的かつ明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・P7
- 2 3つのポリシーについて、アドミッションポリシーとディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係性自体についての説明がなく、不明確であるなど、3つのポリシー全体の整合性が不明確であることに加え、審査意見1のとおり、養成する人材像にも疑義があるため、それらの整合性・妥当性が判断できない。このため、これらの点を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシー等の内容並びにそれらの関係性について改めて検討した上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・P8
- 3 学部の名称にも冠している「医療福祉」という用語について、一般的には社会福祉学を基盤とした領域であるが、本学部においては「社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援を意味している」とする等、通常定義される「医療福祉」と異なる説明がなされていることから、適切に改めること。その際、現在の「医療福祉」の用語の説明は抽象的であり、その意味するところが必ずしも明らかではないことから、具体的な説明となるよう留意すること。
(是正事項)・・・P10
- 4 「マネジメント」という用語について、例えば医療福祉学部全体の養成する人材像では「マネジメント(経営、運営管理)」とする一方で、設置の背景として示している「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」から「要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うこと」と引用する等、「マネジメント」の定義が一定ではないように見受けられるため、本学部及び2つの学科に関する設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、適切に改めること。
(是正事項)・・・P11

5 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科の2つの学科を設置する構想だが、前者において介護福祉士の資格取得が可能であるなどケアワークに関する教育課程が含まれている一方で、後者においても養成する人材像を「医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材」とするなど、それぞれの学科を設置する趣旨・目的や養成する人材像の在り方に関し役割分担や整合性が必ずしも明確ではないので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・P12

6 教育課程とカリキュラム・ポリシーとの整合性が不明確であり、養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの整合性・妥当性も判断できない。具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。なお、その際は、審査意見2も踏まえ、カリキュラム・ツリーについても整合性のある形で適切に改めて作成すること。
(是正事項)・・・P14

7 養成する人材像等で言及のある「医学モデルも包含したICF(国際生活機能分類)の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材」の意味するところが全体的に不明確であるため、具体的に説明すること。
(是正事項)・・・P17

8 「農福連携」という用語について、本学部の設置の必要性において「農福連携などのソーシャルイノベーションを起こし医療と福祉の狭間をマネジメントしていく人材が求められている」とあるが、教育課程においては実習先施設の一部に含まれているのみと見受けられるなど、本学部の養成する人材像や3つのポリシー、教育課程等においてどのように反映されているか明確ではないため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・P18

【名称等】

9 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科は、養成する人材像や教育課程等が相当程度異なるものと見受けられるが、いずれも学位は「学士(医療福祉学)」とされているため、その妥当性を明確に説明の上、必要に応じて適切に改めること。また、学部・学科・学位の英語名称として用いられる「Social Care」について、ケアワーク又はソーシャルワークに関連する学修を中心とする学部・学科・学位の英語名称としては不適切であるため、審査意見3の対応を踏まえた上で、適切な英語名称を検討すること。
(是正事項)・・・P19

【教育課程等】

10 審査意見2及び6のとおり、3つのポリシーの整合性等が不明確であるほか、「医療福祉マネジメント」に関する内容が教育課程にどのように反映されているかが不明確であるなど、教育課程が体系的かつ適切に編成されているか判断できない。審査意見2及び6への対応を踏まえた上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・P20

11 審査意見3及び4のとおり、設置の必要性の根幹に係る説明で定義が明らかでない文言

が含まれており、その妥当性が判断できず、また、教育課程にどのように反映されているかも判断できない。このため、審査意見3及び4への対応を踏まえた上で、設置の趣旨及び必要性、養成する人材像、3つのポリシー等と教育課程の整合性並びにその妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・P20

12 本学科の設置の必要性に関する説明として、「その人のニーズに合う新しい福祉サービスやソーシャルビジネスを創出できるソーシャルワーク人材の養成が求められている」としているが、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則ではそのような人材の養成が想定されていないことから、教育課程においてどのように対応するか不明確であるので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・P22

13 精神保健福祉士の資格取得に関して、「1年次の面談等によって指導し、希望者を募る」旨の説明があるが、詳細が不明確なことに加え、教育課程上、社会福祉学領域に関する必要な知識を学修した状態で指導・募集等が行われるか疑義があるため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・P23

14 指定規則で定める「ソーシャルワークの基盤と専門職」に関する科目が専門教育科目に配置されている一方で、医療ソーシャルワークに関する科目が専門教育基礎科目に配置されているなど等、教育課程の体系的に疑義があることから、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・P24

15 専門教育科目に位置付けられている科目について、いずれも「医療福祉の～」と銘打っているが、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得に関する授業科目の科目区分を医療福祉関係科目とする妥当性が不明確であるため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。また、「医療福祉の実習」について、実習先に医療機関以外も含まれており、医療福祉関係科目とする妥当性が不明確であることから、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・P24

16 ソーシャルワーク実習について、実習施設機関が2回とも同一の施設機関で実施する場合も想定される旨の説明であるが、2以上の実習施設機関で実施する必要があるので適切に改めること。

(是正事項)・・・P25

17 教育課程について、必修科目が比較的少なく、選択科目が非常に多く設定されていることから、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて、実際に体系的に履修できるか疑義がある。履修条件等も含め、教育課程の体系的な履修を担保するためにどのように対応しているか、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・・P26

18 一部の科目において、アクティブ・ラーニング(ケーススタディ(CS) や問題解決型学習(PBL))を導入する旨の記載があるが、その根拠としている資料が学習指導要領であり、高等教育段階においてアクティブラーニングを導入する根拠としては適当ではないと考えられるため、その妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、特にケーススタディについて、教育課程の中で具体的にどのように実施するのか不明確であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・P28

19 CAP 制について、学年ごとに導入する旨の説明があるが、学期ごとでない趣旨が不明であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(改善事項)・・・P28

【入学者選抜】

20 大学全体と学部、学科それぞれのアドミッション・ポリシーの整合性・関係性が不明確であるので、具体的に説明すること。また、3つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーについてのみ、大学全体のものが設けられている趣旨が不明確であるので、具体的に説明すること。
(是正事項)・・・P29

21 本学科のアドミッション・ポリシーのうち AP 2 に関し、学生に求める学習成果として「思考力・判断力・表現力」が該当する旨の説明がなされており、大学入学共通テスト利用選抜においては大学入学共通テストを用いて「思考力・判断力・表現力」を測る旨の説明がなされている。AP 2 に掲げる「自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにすることに貢献したい人」について、大学入学共通テストを用いてどのように評価するか不明確であるので、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(是正事項)・・・P30

22 各選抜形式において、例えば、一般選抜における学科試験と個人面接の評価の割合等、評価基準が不明確であるため、具体的に説明すること。
(是正事項)・・・P30

23 一般選抜において、社会福祉関係で必要となる公民等について、数学・理科の各科目と同列でいずれか1科目の選択としている趣旨が不明確なので、妥当性を説明すること。
(改善事項)・・・P31

【教員組織】

24 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。
(改善事項)・・・P31

【施設・設備等】

25 提出されている各図書について、特に専門書については著作年度も重要であるので、明確にすること。また、本学科の扱う領域に応じた専門書については、充実することが望ま

れる。

(改善事項)・・・P32

【その他】

26 申請書類の記載について、以下の事項に例示されるような不適切な記載が散見されるため、網羅的に見直し、適切に改めること。

- (1) 教員名簿の中に、完成年度時に退職年齢を超える専任教員であることが適切に示されていない者が含まれている。
- (2) 官公庁やその審議会の報告書等を資料として提出しているにもかかわらず、その引用部分が適切に記載されていない。(例:「設置の趣旨」P5 「包括的な相談支援システムの構築」)
- (3) 趣旨の近い記載は見られるものの、引用文章と推察される記載が引用元の報告書等の中に存在しない。(例:「設置の趣旨」P8 「制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発」)
- (4) 学科ごとに項目を分けていないため非常に把握しづらい。(例:「設置の趣旨」P41 「(1) 基礎教育科目」の記載内容。)
- (5) 実習がどの学科におけるものことか他の項目を見ないと確認できない。(「設置の趣旨」P44 第7 実習の具体的計画。)
- (6) 誤字が散見される。(例:「設置の趣旨」P54 「本『学科』の卒業要件」)
- (7) 自明と思われ、記載意図が不明確な記載が散見される。(例:「設置の趣旨」P42 「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」)

(改善事項)・・・P32

【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

27 地域における受験者層の動向について、道内の18歳人口は減少するものの、進学率等は上昇するとの説明があるが、進学率の上昇を加味しても大学への進学者は減少するとの予測値である。それに対して、札幌市内の18歳人口が増加する旨等の説明をもって学生確保の見通しについて説明しているが、中長期的な学生確保の見通しが立っているか不明確であるため、客観的な根拠を用いて具体的かつ明確に説明すること。

(是正事項)・・・P35

28 学生確保の見通しの根拠として、高校生を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり根拠として成り立つとは言いがたいので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

- (1) 4年制大学への進学希望者のうち一定数が「医療福祉の資格」に興味を持っていること

が示されているが、本学科の進学希望者に直接結びつくものではないと考えられるほか、医療事務作業補助者技能検定等、本学科の養成する人材像と必ずしも関係ない資格が含まれている。また、受験資格の制限のない検定も含めて「本学科で取得可能な学科」と記載するなど、質問項目も不適切である。

(2) 本学科に関心を持った層と進学の意向がある層のクロス集計等を行うわけでもなく、4年制大学への進学希望者全体にスクリーニング質問としての設定をすることなくそれぞれの質問を行っており、妥当な内容となっているか判断できない。

(3) 進学希望者に対してその理由を問うアンケートの中で、「国試合格率」を理由に選んだ者もあげているが、本学科で取得できる資格を明確に示しておらず、進学の意向がある層として期待できるか疑義が残る。

(4) 中長期的な学生確保の見通しがあるか判断できる項目がない。

(是正事項)・・・P37

29 人材需要の社会的動向の根拠として、病院・社会福祉施設等を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり、根拠として成り立つとは言い難(がた)いので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

(1) 社会福祉士等の過不足の状況について質問した結果、一定数不足している旨の回答があったとの説明がなされているが、割合としてはかなり低いことに加え、本学科の養成する人材像とは異なるため、根拠とは言い難(がた)い。

(2) 採用意向について、単に採用予定があるかのみ確認しており、どの程度の期間で何名程度の採用を見込めるのか不明確である。

(是正事項)・・・P41

審査意見への対応を記載した書類(6月)

1 【設置の趣旨・目的等】

1 本学科が養成するソーシャルワーカーについて、「包括的及び重層的支援において保健、医療、介護、福祉等の専門多職種による支援が想定されているが、そこでは医学モデル、司法モデルとは異なる社会生活モデルに基づくソーシャルワーク機能が専門多職種連携のコーディネート機能として求められている」とするなど、非常に広範なソーシャルワーク機能を持った人材を想定しているように見受けられる一方で、養成する人材像においては医療福祉に限定したソーシャルワーク機能を求めているようにも見受けられ、それらの整合性が不明確である。また、その具体的な範囲も国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士の職務範囲とどの程度違い等があるのか明確ではない。これらの点を踏まえた上で、本学科で養成する人材像について、その妥当性等を具体的かつ明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

【対応】

本学科はご指摘のように、養成する人材像の整合性について課題があり、医療福祉に限定したソーシャルワーク機能を求める姿勢を抜本的に修正する。そのため、医療福祉ソーシャルワーク学科を改め「ソーシャルワーク学科」を開設し、地域共生社会に広く貢献できる人材を養成したい。

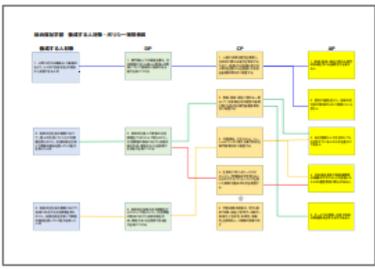
地域共生社会では、属性分野ごとではなく、分野横断的に福祉サービスを必要としている。課題を抱える本人はもとより、家族全体を考慮して、地域での生活を可能ならしめるような支援、すなわちな“包括的・重層的な支援”が必要である。そうした地域での生活を支えるためには、医療、介護、社会福祉、就労、教育、住宅保障等の諸サービスを総合的・包括的に提供していく能力を持った人材が必要である。

本学の「ソーシャルワーク学科」の養成する人材は、

1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材
2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材
3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材
4. 個人や家族への支援である個別支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材 と改めた。

また、本学の教育目標は、「1. 人間に対する尊厳という価値のもとで、人々の「社会生活」の視点から支援できる人材、2. 地域共生社会の構築に向けて、個人が生活していく上での課題を明らかにし、支援計画を立案して課題解決を図っていく能力を有した人材、3. 地域共生社会の構築に向けて、地域に存在する生活課題を明らかにし、支援計画を立案して解決していく能力を有した人材」である。

ニーズを抱えて地域で自立生活を営む人々への支援のために、ソーシャルワークの国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士の養成のカリキュラムに加えて、特に「医療的ケア」「認知症ケア」「終末期ケア」等の学修を積み上げ、QOLのみならずQODをも視野に入れた社会的課題に応える能力を持った人材の養成に努め、地域共生社会構築に貢献したい。

新	旧
<p>養成する人材像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材 2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材 3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材 4. 個人や家族への支援である個別支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材 <p>【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図（追加）</p> 	<p>養成する人材像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』に関する専門的知識を修得し、主体的にソーシャルワークが実践できる人材 2. 福祉サービスを必要としている人の意思を尊重し、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、ナラティブ（人生の物語）を支えるアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる人材 3. 地域での自立生活を支援する問題解決プログラムの作成、並びに医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材

2 【設置の趣旨・目的等】

2 3つのポリシーについて、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係性自体についての説明がなく、不明確であるなど、3つのポリシー全体の整合性が不明確であることに加え、審査意見1のとおり、養成する人材像にも疑義があるため、それらの整合性・妥当性が判断できない。このため、これらの点を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシー等の内容並びにそれらの関係性について改めて検討した上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）

〔対応〕

審査意見3でも述べるが、『医療福祉』の文言を削除し、学部・学科名称の変更し、「アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係性自体に

についての説明がなく、不明確であるなど、3つのポリシー全体の整合性が不明確である」との指摘について、その関係性を記載した図を添付した（設置の趣旨資料 17『日本医療大学総合福祉学部 ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図』参照）。さらに、指摘内容『養成する人材像にも疑義があるため、それらの整合性・妥当性が判断できない。このため、これらの点を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシー等の内容並びにそれらの関係性について改めて検討した上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること』について養成する人材像と3つのポリシーとの関係性を以下の回答文にて説明し記載した。

1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材

AP1にある「保健医療・福祉に関わる専門的知識を学べる基礎学力を有」し、AP2の「差別や偏見をなくし、地域共生社会の実現のために貢献したい」学生に対して、CP1の基礎教育科目で、人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人格を涵養させ、DP1にある「人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する」ことができる能力を修得させる。さらにAP3にある「自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにできる」学生に対し、CP2の専門基礎教育科目に配置されている包括的な支援に必要な専門職かつチームの一員として社会福祉及び運営管理の基礎に関する科目を履修させ、DP2の保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識や技術に関する能力を修得させる。

以上により、当該（1）の人材を養成する。

2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材

AP2の「差別や偏見をなくし、地域共生社会の実現のために貢献したい」と思い、AP5の「本人や地域の課題解決について考える力がある」学生に対し、CP4のケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決型プログラムに関する科目を履修させ、DP4の「利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力」を修得させる。

さらに、AP4にある「社会福祉施設や医療機関等の支援システムの運営管理に関心のある」学生に対し、CP3の専門教育科目に配置されている福祉サービスを必要とする人の支援を可能とするためのソーシャルワーク及び運営管理に関する科目を履修させ、利用者主体の生活支援としてソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を修得させる。

以上により、当該（2）人材を養成する。

3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材

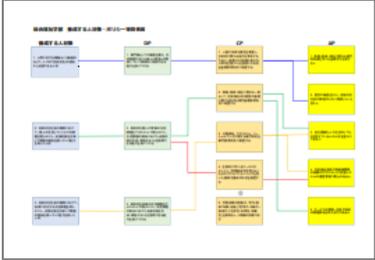
AP4の「社会福祉施設や医療機関等の支援システムの運営管理に関心のある」学生に対し、CP3の専門教育科目に「福祉サービスを必要とする人の支援を可能とするため、ソーシャルワーク及び運営管理に関する」科目を配置することで、DP5の「地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力」を修得させる。これにより、当該（3）人材を養成する。

4. 個人や家族への支援である個別支援と地域への支援である地域支援を連続して支援で

きる人材

A P 5の「本人や地域の課題解決について考える力がある」学生に対し、C P 4のケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通じたアクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置し、C P 6の「個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力」を修得させ、当該（4）人材を養成する。

また、C P 5においては、学習成果の評価原則を記載しており、これについては他のC Pにも通じるものとして関係図では示している。

新	旧
<p>【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図（追加）</p> 	

3 【設置の趣旨・目的等】

3 学部の名称にも冠している「医療福祉」という用語について、一般的には社会福祉学を基盤とした領域であるが、本学部においては「社会福祉実践に関わる医学知識を有し、社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援を意味している」とする等、通常定義される「医療福祉」と異なる説明がなされていることから、適切に改めること。その際、現在の「医療福祉」の用語の説明は抽象的であり、その意味するところが必ずしも明らかではないことから、具体的な説明となるよう留意すること。（是正事項）

〔対応〕

ご指摘の通り、本学科の考える「医療福祉」については、通常定義される「医療福祉」とは異なる説明であった。終末期ケアや認知症ケア、あるいは医療的ケア児、精神疾患を抱える人々等への地域における支援が急速に増大している事態に着目するあまり、医学・医療の知識の獲得に焦点化した概念に独自の解釈を加え、医療福祉としていた。ご指摘を受け、本学が本来目指していたものはむしろ社会福祉の対象の拡大に伴う、総合的、包括的な福祉の確立であると思に至った。

地域での自立生活支援には、本人への直接的ケアも重要であるが、その人の生きる意欲を励まし、生きる希望を尊重し、それらの人々へのソーシャルサポートネットワークを構築することが極めて重要である。現在の社会では、従来の子ども、障害者、高齢者といった対象

者別の切口のみでは解決が不可能な生活課題に直面している人々が多く存在している。それは、8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった、世帯に複数の課題をもった人々や、いわゆる「ごみ屋敷」に居住する人々や、100 万人いるとされる引きこもりの人々といった支援や制度の狭間にいる人々、また申請主義のもとで、自ら相談やサービスを利用することを求めないが支援を必要とする単身認知症の人々や自ら障害者サービスを求めない人々が存在する。さらに地域での自立生活には、福祉機器や介護ロボットの活用までの支援を考えると、まさに福祉の力を総合的かつ包括的に機能させうる人材は、福祉を総合的にとらえる視点が重要である。そのため、そうした課題に応える科目も設置している。

さらに、総合福祉学部の趣旨を考え、ソーシャルワーク学科には新たな科目として「ソーシャルワークの原理」を設置し、ソーシャルワークの原点から社会福祉学を学ぶ道筋を明示した。

以上の、対象者を横断的に捉える意味での「総合的」と、個人や家族の生活課題に対する個別の支援に加えて、地域住民の生活課題に対する地域の支援を「総合的」に実施していく人材を育成することを目的とする故に、「総合福祉学部」という名称で、福祉・介護専門職の人材養成を行うことで、ご指摘の是正事項への修正内容としたい。

新	旧
医療福祉学部を総合福祉学部に変更。	「医療福祉学部」
医療福祉ソーシャルワーク学科をソーシャルワーク学科に変更。	「医療福祉ソーシャルワーク学科」

4 【設置の趣旨・目的等】

4 「マネジメント」という用語について、例えば医療福祉学部全体の養成する人材像では「マネジメント(経営、運営管理)」とする一方で、設置の背景として示している「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」から「要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うこと」と引用する等、「マネジメント」の定義が一定ではないように見受けられるため、本学部及び2つの学科に関する設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

指摘にあるマネジメントの用語について、対人関連(ケアマネジメントなど)や、小集団マネジメントの運営管理として用いられるマネジメントと、経営学を起点とした組織の経営管理として本学部で関連する病院・福祉施設・事業所等での組織の運営管理にあたるマネジメントの表記がご指摘の通り、混在しているので、前者をそのままの表記で後者を“組織の運営管理”や“組織の運営”等に適切に書き換えた。「本学部及び2つの学科についての設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、」について介護福祉マネジメント学科では介護福祉士の育成と関係する介護福祉施設等で業務管理者としての素養を学部教育の中で修得させるための経営学科目の教育という点を明確にした。さらにソーシャルワーク学科でのマネジメントは対人関係に関するものや小集団マネジメント、たとえば所属する組織や地域の運営管理を中心としたマネジメントとして当該用語を活用している。

新	旧
<p>設置の趣旨 39 ページ</p> <p>イ. 『管理運営の実践』</p> <p>マネジメント理論の修得科目として、「経営管理論」、「人的資源管理論」を配置し、病院や医療関連施設のマネジメントに関連する科目として、「医療管理総論」、「医療安全・臨床倫理」を配置した。保健・医療・福祉分野から地域を対象とした課題解決のための科目として、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「地域連携実践」、「ソーシャルビジネス」を配置し、地域社会と事業の創造について学び、公共性の高い事業である保健・医療・福祉による地域の活性化や社会貢献への期待に応えられるよう、知識基盤を築くことができる科目を配置した。ただし、これらの科目はソーシャルワークをより発展させていく科目であり、選択は学生の主体性に任せる。</p>	<p>設置の趣旨 39 ページ</p> <p>イ. 『医療福祉の経営』</p> <p>マネジメント理論の修得科目として、「経営管理論」、「人的資源管理論」を配置し、病院や医療関連施設のマネジメントに関連する科目として、「医療管理総論」、「医療安全・臨床倫理」を配置した。医療福祉分野から地域を対象とした課題解決のための科目として、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「地域連携実践」、「ソーシャルビジネス」を配置し、地域社会と事業の創造について学び、公共性の高い事業である医療福祉による地域の活性化や社会貢献への期待に応えられるよう、知識基盤を築くことができる科目を配置した。</p> <p>卒業後活躍する進路に合わせて領域を設置する。主に医療機関及び社会福祉施設の事業運営について理解するための科目領域の『医療福祉経営』と、マネジメント理論や概念の理解への科目領域の『マネジメント理論』、医療福祉活動を中心として地域開発に関する科目領域の『地域マネジメント』を設置した。</p>

5 【設置の趣旨・目的等】

5 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科の2つの学科を設置する構想だが、前者において介護福祉士の資格取得が可能であるなどケアワークに関する教育課程が含まれている一方で、後者においても養成する人材像を「医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材」とするなど、それぞれの学科を設置する趣旨・目的や養成する人材像の在り方に関し役割分担や整合性が必ずしも明確ではないので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

学部及び学科の名称を『総合福祉学部』に変更し、育成する人材である介護福祉士の資格取得に合わせ、学科名称を『介護福祉マネジメント学科』と、社会福祉士、精神保健福祉士の養成を行うことから「ソーシャルワーク学科」に変更した。さらに、各学科の設置する趣旨・目的及びこれに関わる背景と育成する人材像の内容について変更をして整合させた。

新	旧
<p>設置の趣旨 5 ページ</p> <p>2 「総合福祉学部」設置の背景</p> <p>・・・</p>	<p>設置の趣旨 5 ページ</p> <p>2 「医療福祉学部」設置の背景</p>

(p. 7)

なお、「総合福祉学部」には、「介護福祉マネジメント学科」と「ソーシャルワーク学科」の2学科を開設したい。両学科を設置する意図は、いずれの学科の人材養成も、人々の「生活」を支援することに共通性をもっている。ここでの人々の「生活」の支援とは、生活者の立場に立ち、生活者とその環境との関係で生じている社会生活上の課題の解決や緩和に向けて支援することである。これは、WHOのICF（国際生活機能分類）による利用者把握の視点とも共通し、利用者を社会生活モデルで支援することを意図している。同時に、「社会福祉士及び介護福祉士法」に象徴されるように、ソーシャルワークとケアワークは、共通する人々の生活課題を対象にして、間接的に支援機能を果たすのがソーシャルワークであり、直接的に支援機能を果たすのがケアワークである。そのため、両学科は相互に補完しながら、教育効果を高めていくことを目指していきたい。

(p. 11)

(2) 「介護福祉マネジメント学科」

「介護福祉マネジメント学科」開設の理由は、生活課題を有する人々や世帯に対して直接的な専門性の高いケアを提供できる人材養成であり、アセスメントから介護計画を作成・実施する介護過程を修得し、介護福祉士の国家資格取得を目指すことが基本である。ただ、それに留まらず、対象者の生きる意欲を高め、人々の主体性や生きる希望を尊重し、それらの人々へのソーシャルサポートネットワークづくりを支援できる人材を養成していく。以上は、人々の生活課題を解決していくという「ソーシャルワーク学科」と共通性をもたせて人材養成を行っていく。そのため、介護人材不足を背景にして福祉機器や介護ロボットを活用した支援が求められているが、生活者の視点から、そうした機器やロボットの活用が、利用者の課題にマッチできるよう支援していく能力を養成していく。

また、「介護福祉マネジメント学科」では、介護に関わる職員および介護等の事業所やサービスをマネジメントしていく能力を獲得できる人材養成を行っていくことを特徴とする。そのため、学科名称を「介護福祉マネジメント学科」としている。

(p. 15)

...

(3) 「ソーシャルワーク学科」

「ソーシャルワーク学科」を開設する理由は、日本の社会福祉政策が入所施設での生活支援から地域での生活支援へと変貌し、さらに国が現在推進している「地域共生社会」政策にみられる、属性・分野ごとではなく、分野横断的に福祉サービスを必要としている本人はもとより、家族全体をアセスメントし、地域での生活を可能ならしめるように“包括的・重層的な支援”が必要となり、そうした人材養成を基本にする。様々な生活課題を有する個人や家族に対して、地域での生活を支えるためには、医療、介護、福祉、就労、教育、住宅保障等の諸サービスを総合的・包括的に提供していく能力が確保できる養成内容とする。さらには、支援においては、それぞれの地域の農林業や漁業といった産業との連携も不可欠である。また、こうしたフォーマルサービスに加えて、インフォーマルサポートの提供も必要であり、そうした人々の質の高い生活を形成する多様な社会資源との調整を可能にする人材養成を実施していく。

ここには、個人や家族に対する支援（個別支援）においても、また地域自体や地域の機関・団体に対する支援（地域支援）においても、アセスメントから支援計画の作成・実施に至るソーシャルワーク機能が遂行できるだけでなく、それを可視化させ、論理的に説明できる能力を高める必要がある。同時に、個別支援であれ、地域支援であれ、多様なニーズに応じていく支援には、多職種連携が不可欠であり、連携を促進する能力が求められる。

6 【設置の趣旨・目的等】

6 教育課程とカリキュラム・ポリシーとの整合性が不明確であり、養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの整合性・妥当性も判断できない。具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。なお、その際は、審査意見2も踏まえ、カリキュラム・ツリーについても整合性のある形で適切に改めて作成すること。（是正事項）

〔対応〕

指摘を受け、養成する人材像を以下の3つに改めて整理したうえで、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性を確認し、内容を改めた。教育課程は変更せず、審査意見を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを整合するように改めた。

養成する人材像

1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材
2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材
3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材
4. 個人や家族への支援である個別支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材

ディプロマ・ポリシー

1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける
2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識や技術に関する能力を身につける
3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける
4. 利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力を身につける
5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける
6. 個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力を身につける

カリキュラム・ポリシー

1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人格を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する
2. 包括的な支援に必要な専門職かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する
3. 福祉サービスを必要とする人の支援を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する
4. ケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す

それぞれの関連性について

養成する人材像1は、DP1、DP2と関連する。

養成する人材像2は、DP3、DP4と関連する。

養成する人材像3は、DP5と関連する。

養成する人材像4は、DP6と関連する。

DP1は、CP1と関連する。

DP2は、CP2と関連する。

DP3は、CP3と関連する。

DP4は、CP4と関連する。

DP 5は、CP 3と関連する。

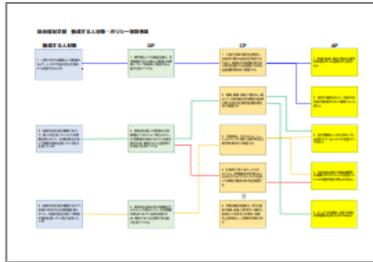
DP 6は、CP 4と関連する。

カリキュラム・ポリシー5は、カリキュラム・ポリシー1、2、3、4に波及するものとして示している。

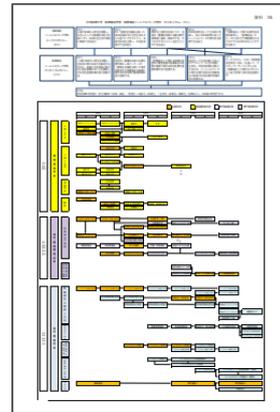
以上の審査意見を踏まえ整合性・妥当性が明確になるよう変更した構造図を作成して示し、カリキュラム・ツリーに反映して改めた。

新	旧											
<p>設置の趣旨 20 ページ</p> <p>①養成する人材像</p> <p>本学の基本理念に基づき、ソーシャルワーク学科が養成する人材像は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 775 738 931"> <tr><td>1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材</td></tr> <tr><td>2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材</td></tr> <tr><td>3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材</td></tr> <tr><td>4. 個人や家族への支援である個別支援と、地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材</td></tr> </table>	1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材	2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材	3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材	4. 個人や家族への支援である個別支援と、地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材	<p>設置の趣旨 20 ページ</p> <p>① 養成する人材像</p> <p>本学の基本理念に基づき、医療福祉ソーシャルワーク学科が養成する人材像は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="823 775 1230 909"> <tr><td>1. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、主体的にソーシャルワークが実践できる人材</td></tr> <tr><td>2. 福祉サービスを必要としている人の意思を尊重し、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、ナラティブ（人生の物語）を支えるアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる人材</td></tr> <tr><td>3. 地域での自立生活を支援する問題解決プログラムの作成、並びに医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材</td></tr> </table> <p>『医療福祉』：本学が考える『医療福祉』とは、社会福祉実践に関わる医学知識を有し社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援をいう</p>	1. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、主体的にソーシャルワークが実践できる人材	2. 福祉サービスを必要としている人の意思を尊重し、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、ナラティブ（人生の物語）を支えるアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる人材	3. 地域での自立生活を支援する問題解決プログラムの作成、並びに医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材				
1. 地域共生社会の構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材												
2. 利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材												
3. 住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材												
4. 個人や家族への支援である個別支援と、地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材												
1. 地域共生社会構築に向けた『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、主体的にソーシャルワークが実践できる人材												
2. 福祉サービスを必要としている人の意思を尊重し、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づき、ナラティブ（人生の物語）を支えるアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる人材												
3. 地域での自立生活を支援する問題解決プログラムの作成、並びに医療機関、社会福祉施設等の包括的・重層的な支援システムのマネジメントを担うことができる人材												
<p>設置の趣旨 21 ページ</p> <p>③ ディプロマ・ポリシー</p> <p>本学の基本理念、「ソーシャルワーク学科の養成する人材像」及び教育目標に基づき、ソーシャルワーク学科における卒業時の到達目標である学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1279 722 1480"> <tr><td>1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける</td></tr> <tr><td>2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識や技術に関する能力を身につける</td></tr> <tr><td>3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける</td></tr> <tr><td>4. 利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力を身につける</td></tr> <tr><td>5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける</td></tr> <tr><td>6. 個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力を身につける</td></tr> </table>	1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける	2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識や技術に関する能力を身につける	3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける	4. 利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力を身につける	5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける	6. 個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力を身につける	<p>設置の趣旨 21 ページ</p> <p>③ディプロマ・ポリシー</p> <p>本学の基本理念、「医療福祉ソーシャルワーク学科の養成する人材像」及び教育目標に基づき、医療福祉マネジメント学科における卒業時の到達目標である学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1279 1214 1447"> <tr><td>1. 人権や多様な人間性を尊重し、社会人としての基礎的な能力を身につけ、地域共生社会の実現に貢献できる能力</td></tr> <tr><td>2. ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる能力</td></tr> <tr><td>3. 柔軟性と協働性を身につけ、包括的・重層的な支援に必要な専門知識と連携・協働ができ、かつそのマネジメントを担うことができる能力</td></tr> <tr><td>4. 科学的思考をもって主体的に学習し、各人の将来目標に応じてソーシャルワークの専門性を発揮できる能力</td></tr> <tr><td>5. 『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて問題解決するプログラムを作成することができる能力</td></tr> </table> <p>『医療福祉』：本学が考える『医療福祉』とは、社会福祉実践に関わる医学知識を有し社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援をいう</p>	1. 人権や多様な人間性を尊重し、社会人としての基礎的な能力を身につけ、地域共生社会の実現に貢献できる能力	2. ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる能力	3. 柔軟性と協働性を身につけ、包括的・重層的な支援に必要な専門知識と連携・協働ができ、かつそのマネジメントを担うことができる能力	4. 科学的思考をもって主体的に学習し、各人の将来目標に応じてソーシャルワークの専門性を発揮できる能力	5. 『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて問題解決するプログラムを作成することができる能力
1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける												
2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関する専門的知識や技術に関する能力を身につける												
3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける												
4. 利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力を身につける												
5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける												
6. 個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力を身につける												
1. 人権や多様な人間性を尊重し、社会人としての基礎的な能力を身につけ、地域共生社会の実現に貢献できる能力												
2. ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる能力												
3. 柔軟性と協働性を身につけ、包括的・重層的な支援に必要な専門知識と連携・協働ができ、かつそのマネジメントを担うことができる能力												
4. 科学的思考をもって主体的に学習し、各人の将来目標に応じてソーシャルワークの専門性を発揮できる能力												
5. 『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて問題解決するプログラムを作成することができる能力												
<p>設置の趣旨 36 ページ</p> <p>(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：CP）と特色</p> <p>ソーシャルワーク学科のカリキュラム・ポリシー</p> <table border="1" data-bbox="331 1704 730 1883"> <tr><td>1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人柄を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>2. 包括的・重層的な支援に必要な専門知識かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>3. 福祉サービスを提供する人の実践を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>4. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する</td></tr> <tr><td>5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す</td></tr> </table> <p>【資料17】 総合福祉学部・介護福祉マネジメント</p>	1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人柄を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する	2. 包括的・重層的な支援に必要な専門知識かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する	3. 福祉サービスを提供する人の実践を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する	4. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する	5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す	<p>設置の趣旨 35 ページ</p> <p>(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：CP）と特色</p> <p>医療福祉ソーシャルワーク学科のカリキュラム・ポリシー</p> <table border="1" data-bbox="863 1704 1174 1928"> <tr><td>1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人柄を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>2. 包括的・重層的な支援に必要な専門知識の一員として、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>3. 『医療福祉』に関わる組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>4. 福祉サービスを提供する人のナラティブ（人生の物語）を支え、伴走的支援を可能とするため、ソーシャルワークに関する専門科目及び医療福祉の経営の科目を専門教育科目に配置する</td></tr> <tr><td>5. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる『医療福祉』に関するマネジメント能力を育む科目を配置する</td></tr> <tr><td>6. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す</td></tr> </table> <p>『医療福祉』：本学が考える『医療福祉』とは、社会福祉実践に関わる医学知識を有し社会生活モデルに基づく医療と社会福祉の融合的・包括的支援をいう</p>	1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人柄を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する	2. 包括的・重層的な支援に必要な専門知識の一員として、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する	3. 『医療福祉』に関わる組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する	4. 福祉サービスを提供する人のナラティブ（人生の物語）を支え、伴走的支援を可能とするため、ソーシャルワークに関する専門科目及び医療福祉の経営の科目を専門教育科目に配置する	5. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる『医療福祉』に関するマネジメント能力を育む科目を配置する	6. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す
1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人柄を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する												
2. 包括的・重層的な支援に必要な専門知識かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する												
3. 福祉サービスを提供する人の実践を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する												
4. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する												
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す												
1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人柄を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する												
2. 包括的・重層的な支援に必要な専門知識の一員として、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する												
3. 『医療福祉』に関わる組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する												
4. 福祉サービスを提供する人のナラティブ（人生の物語）を支え、伴走的支援を可能とするため、ソーシャルワークに関する専門科目及び医療福祉の経営の科目を専門教育科目に配置する												
5. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる『医療福祉』に関するマネジメント能力を育む科目を配置する												
6. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す												

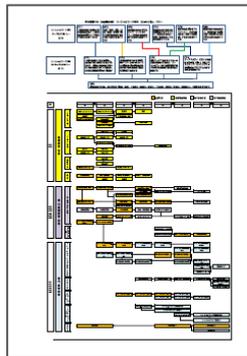
学科・ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図（追加）



【資料15】 ソーシャルワーク学科カリキュラム・ツリー（差し替え）



【資料21】 ソーシャルワーク学科 カリキュラム・ツリー（資料番号15→21に変更のうえ、差し替え）



7 【設置の趣旨・目的等】

7 養成する人材像等と言及のある「医学モデルも包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材」の意味するところが全体的に不明確であるため、具体的に説明すること。（是正事項）

〔対応〕

「医学モデルも包含したICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案し、伴走的支援ができる人材」について、全体的に不明確であり具体的に説明するように、とのご指摘について以下のように修正したい。

「ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針、ケアプランを立案できる人材」

ICF（国際生活機能分類）がICIDH(国際障害分類)の改訂版として採択された時以来、医学にも福祉にも大きな思想的実際的な影響を与えていると理解している。ICIDHが医学モデルと呼ばれたのに比して、ICFは社会生活モデルと呼ばれる。「社会生活モデル」は、「生活モデル」の中で、人が社会との関わりで生じるインターフェースの部分に相当し、これはICFの考え方でもある。今日のように社会福祉の考え方が地域での自立生活支援を目指す時代においては、ソーシャルワーカー、ケアワーカー共にICFの視点を持ち、社会生活に着目した「社会生活モデル」を基盤にしたアセスメントを修得することは必要だと考え、設置した科目でもICFの学修には力を入れることにしている。

修正した点として、「医学モデルも包含した」は意味が分かりにくく削除した。加えてソーシャルワークは元来伴走/寄り添い型の支援を重視しているが、ICFの視点と支援の持続を合わせて表現することは、不明確であり「伴走的支援」という文言も削除した。

新	旧
削除	医学モデルを包含した
削除	伴走的支援

8 【設置の趣旨・目的等】

8 「農福連携」という用語について、本学部の設置の必要性において「農福連携などのソーシャルイノベーションを起こし、医療と福祉の狭間をマネジメントしていく人材が求められている」とあるが、教育課程においては実習先施設の一部に含まれているのみと見受けられるなど、本学部の養成する人材像や3つのポリシー、教育課程等においてどのように反映されているか明確ではないため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みのことである。農福連携に取り組むことで、福祉を必要とする人の就労や生きがいとしての場を生み出すだけでなく、新たな社会への参画者と協力した新しいビジネスを起こせる人材養成が求められている。しかし審査意見の通り、本学部の養成する人材像や教育課程に、農福連携の人材養成が十分に反映されているとはいえず、農福連携に関連する記述を削除することとした。

新	旧
削除	設置の趣旨5ページ さらに、これまでの制度の枠に含まれない福祉サービスを必要としている人を支援するために必要なソーシャルビジネスや農福連携などのソーシャルイノベーションを起こし、医療と福祉の狭間をマネジメントしていく人材が求められている。

9 【名称等】

9 医療福祉マネジメント学科と医療福祉ソーシャルワーク学科は、養成する人材像や教育課程等が相当程度異なるものと見受けられるが、いずれも学位は「学士（医療福祉学）」とされているため、その妥当性を明確に説明の上、必要に応じて適切に改めること。また、学部・学科・学位の英語名称として用いられる「Social Care」について、ケアワーク又はソーシャルワークに関連する学修を中心とする学部・学科・学位の英語名称としては不適切であるため、審査意見3の対応を踏まえた上で、適切な英語名称を検討すること。（是正事項）

〔対応〕

審査意見をもとに、『医療福祉』の用語を比較し、以下に示す用語の方が教育の趣旨や体制を反映していると判断し、学部名称、学科名称、学位名称、あわせてそれぞれの英語表記を変更する。

学部の名称 総合福祉学部：Faculty of Arts in Social Work

学科名称 ソーシャルワーク学科：Department of Social Work

学位名称：学士（社会福祉学）：Bachelor of Social Work

新	旧
<p>1 学部の名称 「総合福祉学部：Faculty of Comprehensive Social Work 介護と福祉の現場と一体になったキャンパスで、介護福祉とソーシャルワークに関する専門知識と技術を修得し、マネジメントとソーシャルワークができる人材を育てることを目的とし、新たに設立する学部の名称を「総合福祉学部」とする。</p> <p>2 学科の名称及び学位の名称 （2）「ソーシャルワーク学科：Department of Social Work」 本学科は、地域共生社会を実現するために、これまでの対象・領域別を超えた、個人や家族から地域を支援の範疇に入れたソーシャルワークが実践できる人材を養成するために、ソーシャルワークに関する知識・技術の修得を学修の中心とする趣旨から、名称を「ソーシャルワーク学科」とする。</p> <p>「学士（社会福祉学）：Bachelor of Social Work」</p>	<p>1 学部の名称 「医療福祉学部：Faculty of Social Care」 医療と福祉の現場と一体になったキャンパスで、医療福祉とマネジメントに関する専門知識と技術を修得し、マネジメントとソーシャルワークができる人材を育てることを目的とし、新たに設立する学部の名称を「医療福祉学部」とする。</p> <p>注記：「Social Care」とは、対人援助にかかわる用語としてイギリスで使われており、その人の生活環境、社会環境をも視野に入れて、対人援助をするという考え方であり、ケアワークとソーシャルワークを統合的にとらえている。</p> <p>2 学科の名称及び学位の名称 （2）「医療福祉ソーシャルワーク学科：Department of Social Work」 本学科は、共生社会を実現するためにこれまでの枠にとらわれない新たなソーシャルワークが実践できる人材を養成するために、関連する医療福祉等のソーシャルワークに関する知識・技術の修得を学修の中心とする趣旨から、名称を「医療福祉ソーシャルワーク学科」とする。</p> <p>「学士（医療福祉学）：Bachelor of Social Work」</p>

個人や家族から地域を支援の範疇に入れたソーシャルワークを中心に社会福祉学を学修し、知識技術を身につけた人材へ授与するものとして、学位名称を「学士(社会福祉学)」とする。

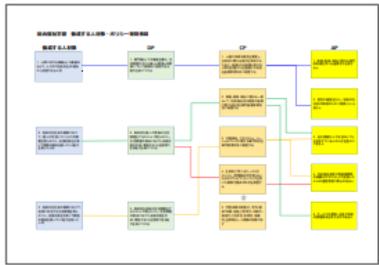
医療と福祉に関する学修を通し、ソーシャルワークが実践できる能力を身に付けた人材へ授与するものとして、学位名称を「学士(医療福祉学)」とする。

10 【教育課程等】

10 審査意見2及び6のとおり、3つのポリシーの整合性等が不明確であるほか、「医療福祉マネジメント」に関する内容が教育課程にどのように反映されているかが不明確であるなど、教育課程が体系的かつ適切に編成されているか判断できない。審査意見2及び6への対応を踏まえた上で、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

審査意見2に関する回答の通り、養成する人材像と3つのポリシーについての関係性を整合性を踏まえたうえで修正した。合わせて審査意見6においても記載したように『医療福祉』の広範な記載をやめ、特に介護福祉マネジメント学科では、介護福祉という概念により学科の教育視点を精鋭化し、上記整合性との関連を説明した。ソーシャルワーク学科でのマネジメントは対人関係に関するものや小集団マネジメント、たとえば所属する組織や地域の運営管理を中心としたマネジメントとして当該用語を活用したり、より現場に即した表現として「運営管理」という用語を使うように修正した。

新	旧
<p>(追加) 設置の趣旨資料17 日本医療大学 総合福祉学部 ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図</p> 	

11 【教育課程等】

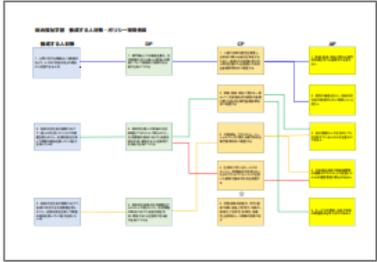
11 審査意見3及び4のとおり、設置の必要性の根幹に係る説明で定義が明らかでない文言が含まれており、その妥当性が判断できず、また、教育課程にどのように反映されているかも判断できない。このため、審査意見3及び4への対応を踏まえた上で、設置の趣旨及び必要性、養成する人材像、3つのポリシー等と教育課程の整合性並びにその妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて

適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

審査意見3の回答で示したように、学部及び両学科の名称に冠している『医療福祉』についての変更と、それに関わる設置の趣旨等の記載を変更し、養成する人材像及び3つのポリシー等と教育課程を整合させた。さらに審査意見4では、マネジメントの用語について、対人関連(ケアマネジメントなど)や、小集団マネジメントの運営管理として用いられるマネジメントと、経営学を起点とした組織の経営管理として本学部で関連する病院・福祉施設・事業所等での組織の運営管理にあたるマネジメントの表記がご指摘の通り、混在しているので、前者をそのままの表記で後者を“組織の運営管理”や“組織の運営”等に適切に書き換えた。「本学部及び2つの学科についての設置の趣旨及び必要性、養成する人材等を踏まえた上で、具体的に説明の上、」について介護福祉マネジメント学科では介護福祉士の育成と関係する介護福祉施設等で業務管理者としての素養を学部教育の中で修得させるための経営学科目の教育という点を明確にした。さらにソーシャルワーク学科でのマネジメントは対人関係に関するものや小集団マネジメント、たとえば所属する組織や地域の運営管理を中心としたマネジメントとして当該用語を活用している。

こうして組織運営、管理概念に関するものをマネジメントという表現を用いないで峻別した。育成する人材像と3つのポリシーと教育課程の整合性と妥当性は審査意見2での回答で示した参考資料『総合福祉学部 ソーシャルワーク学科 人材像・3つのポリシー関係図』にてその関係性を示し、教育課程との関係を明らかにした。

新	旧
<p>(追加)</p> <p>設置の趣旨資料17 日本医療大学 総合福祉学部 ソーシャルワーク学科 人材像ポリシー等関係図</p> 	

12 【教育課程等】

12 本学科の設置の必要性に関する説明として、「その人のニーズに合う新しい福祉サービスやソーシャルビジネスを創出できるソーシャルワーク人材の養成が求められている」としているが、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則ではそのような人材の養成が想定されていないことから、教育課程においてどのように対応するか不明確であるので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）

〔対応〕

社会福祉士の令和3年度から導入された新たな養成課程においては、社会資源の開発が盛り込まれている。地域における資源を開発し、地域を盛り上げていく役割をソーシャルワーカーは必要とされている。そのため、「ソーシャルワーク学科」が養成する人材像は、①地域共生社会構築に向けて、保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識を修得し、多職種連携のもとで、ソーシャルワークが実践できる人材、②利用者主体で、個人やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）できる人材、③住民主体で、地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）ができる人材、④個人や家族への支援である個別支援と地域への支援である地域支援を連続して支援できる人材、である。

特に地域福祉に関わるものとして、③を強化する科目として、「地域医療連携」や「持続可能社会と地域医療福祉経営」がある。「地域医療連携」では、地域でのネットワークづくりについて習得させることを狙いに行っている。「持続可能社会と地域医療福祉経営」では、地域の問題解決能力を高め、地域支援を連続して行うことを目的としている。地域での組織間ネットワークを作り、地域の能力を高めていくことで、地域支援の基本を学習することになる。

また、④を強化する科目として「ソーシャルワークの原理」を開講し、個別支援と地域支援の方法を学習させ、さらに両者の一体的支援について具体的に修得させることを目的としている。これにより、②と③を合わせたソーシャルワークの一体的方法を習得することができる。

以上をもとに、社会福祉士・精神保健福祉士というソーシャルワーカー養成を基盤にして、より高い専門性を有した人材を輩出していきたいと考えている。結果として、「ソーシャルワーク学科」の卒業生が働く職場・職域としては、すべてのライフサイクルの人々を対象とした、地域を基盤におく、社会福祉、医療、就労、経済的支援に関わる機関や団体が相当する。他方、入所施設や病院においても、そこからの地域移行、社会復帰、退院を支援することに主眼をおきながら、入所者や患者を生活支援の視点から支援していくことで、大きな職場・職域と位置付けることができる。その意味では、多様な機関・団体に活躍できる、極めて汎用性の高いソーシャルワーカー養成を目指している。

本学科の教育課程では、基礎教育科目において、「マーケティング入門」や「会計入門」を盛り込み、専門基礎教育科目において、「福祉サービスの組織と経営」及び「介護施設経営」、専門教育科目においてマネジメント理論の修得科目として、「経営管理論」、「人的資源管理論」を、医療福祉分野から地域を対象とした課題解決のための科目として、「持続可能社会と地域医療福祉経営」、「地域連携実践」、「ソーシャルビジネス」を配置し、体系的

に地域社会と事業の創造について学び、公共性の高い事業である医療福祉による地域の活性化や社会貢献への期待に応えられるよう配慮している。

ただし、福祉職が知っておくべきと考える事業所運営に関わる「福祉サービスの組織と経営」「介護施設経営」だけが必修であり、そのほかは選択科目である。履修モデルにおいても、主に地域貢献につながる科目を盛り込んでおり、収益事業につながる「マーケティング入門」などは学生の主体性に任せるものとしている。その旨の記載を、科目区分「医療福祉の経営」をより管理運営に主体を置いた名称として「管理運営の実践」へと改め、その中に含めるとする。

新	旧
<p>(設置の趣旨 39 ページ) (変更)</p> <p>イ.『管理運営の実践』 (追加)</p> <p>ただし、これらの科目はソーシャルワークをより発展させていく科目であり、選択は学生の主体性に任せる。</p>	<p>(設置の趣旨 38 ページ)</p> <p>イ.『医療福祉の経営』</p>

13 【教育課程等】

13 精神保健福祉士の資格取得に関して、「1 年次の面談等によって指導し、希望者を募る」旨の説明があるが、詳細が不明確なことに加え、教育課程上、社会福祉学領域に関する必要な知識を学修した状態で指導・募集等が行われるか疑義があるため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

ソーシャルワーク学科は、社会福祉士取得を目指すことが基本であるが、さらに精神保健福祉士取得を目指すことができる。入学時に全学生にオリエンテーションを実施し、社会福祉士のほかに精神保健福祉士取得を目指すことが可能であること及び選考方法等について精神保健福祉士養成課程履修者選考要領（以下選考要領、設置の趣旨資料 25）の説明を行う。実際の精神保健福祉士取得を目指すことの選考については、1 年次後期の面談等によって指導し、希望者を募る。希望人数が 20 名を超えた場合の選考方法は、選考要領に基づき実施する。

オリエンテーションの他に、1 年次開講科目である「社会福祉の原理と政策Ⅰ・Ⅱ」、「障害者福祉」、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」といった講義科目に加え、「ソーシャルワークの原理」を新たな科目として追加し、精神保健福祉士必修科目である「現代精神保健の課題と支援Ⅰ」、さらには「基礎演習」での社会福祉施設、医療機関等での体験や演習を通じて、精神保健福祉士分野への関心を促す。そのうえで、選考の実施方法とスケジュールについて、12 月に公示（選考要領を同時配布）する。スケジュールは、公示、出願書類配布、出願書類受付、選考試験、履修者発表の順で実施する。出願書類は、志願理由書が主書類となる。選考試験は、小論文と面接試験を行い、適切な選考基準、評価方法をもとに選考する。

新	旧
専門基礎教育科目 「ソーシャルワークの原理」	(追加)

14 【教育課程等】

14 指定規則で定める「ソーシャルワークの基盤と専門職」に関する科目が専門教育科目に配置されている一方で、医療ソーシャルワークに関する科目が専門教育基礎科目に配置されているなど等、教育課程の体系性に疑義があることから、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

「医療ソーシャルワーク論」については、介護福祉マネジメント学科の学生にも受講できるよう専門基礎教育科目に配置をし、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ」については、ソーシャルワーク学科のみの科目として位置付けたことにより、専門教育科目に区分した。しかしながら、指摘の通り「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」については講義内容が基礎に当たる内容であるため、専門基礎教育科目の区分へ移す対応とする。

新	旧
(変更) 専門基礎教育科目 「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」	専門教育科目 「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」

15 【教育課程等】

15 専門教育科目に位置付けられている科目について、いずれも「医療福祉の～」と銘打っているが、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得に関する授業科目の科目区分を医療福祉関係科目とする妥当性が不明確であるため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。また、「医療福祉の実習」について、実習先に医療機関以外も含まれており、医療福祉関係科目とする妥当性が不明確であることから、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

これまで、医療福祉ソーシャルワーク学科としての専門教育科目であることから「医療福祉の～」と銘打った。実習については、ソーシャルワーク実習Ⅰでは、社会福祉士の資格取得の実習ではあるが、医療機関はもちろんのこと、高齢者施設においても終末期ケアである看取り支援を行っている施設を中心に実習施設として配置していることや、ソーシャルワーク実習Ⅱでは、2カ所の実習施設のうち1カ所は必ず精神科医療機関の実習となっているため、精神科病院、クリニックを配置している。以上の理由により、「医療福祉～」という表記の区分であったが、指摘を受け再度検討をし、特に実習及び演習科目においては、区分表現が適切でなかったといえるため、学科名称から「医療福祉」を削除することも含め、「医療福祉の実践演習」については「ソーシャルワーク演習」、「医療福祉の実習」については「ソーシャルワーク実習」に、「医療福祉の理論と方法」についても「ソーシャルワークの理論と方法」に区分名称を改める対応とする。

そのほかの専門基礎教育科目において、区分名称に付された「医療福祉～」という記載についても改めた。

新	旧
(変更)	
専門教育科目	専門教育科目
「ソーシャルワークの理論と方法」	「医療福祉の理論と方法」
「ソーシャルワーク演習」	「医療福祉の実践演習」
「ソーシャルワーク実習」	「医療福祉の実習」
専門基礎教育科目	専門基礎教育科目
「社会福祉の基礎」	「医療福祉の基礎」
「経営の基礎」	「医療福祉の経営の基礎」

16 【教育課程等】

16 ソーシャルワーク実習について、実習施設機関が2回とも同一の施設機関で実施する場合も想定される旨の説明であるが、2以上の実習施設機関で実施する必要があるので適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

指摘の通り、実習施設機関が2回とも同一の施設機関で実施する場合も想定されるような記載が見られた。当初、同一法人内における2カ所の事業所での実習イメージを記載したかった部分であるが、以下のように改める。

「ソーシャルワーク実習Ⅰ」は、夏休み期間と春休み期間の2回の実習を行う。実習施設機関については、異なる機関・事業所の2カ所以上で行うこととし（資料35 ソーシャルワーク実習Ⅰ巡回予定表参照）、1つの機関・事業所において180時間以上の実習を必須とし、支援計画の作成、実施、評価といったソーシャルワークの一連の過程を網羅的に実践することとする。

新	旧
設置の趣旨等 49 ページ	設置の趣旨等 44 ページ
第7 実習の具体的計画	第7 実習の具体的計画
2 ソーシャルワーク学科	1 社会福祉士
(1) 社会福祉士	(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画
⑧ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	
・・・夏休み期間と春休み期間の2回の実習を行う。実習施設機関については、異なる機関・事業所の2カ所以上で行うこととし（設置の趣旨資料35 ソーシャルワーク実習Ⅰ巡回予定表参照）、1つの機関・事業所において180時間以上の実習を必須とし、支援計画の作成、実施、評価といったソーシャルワークの一連の過程を網羅的に実践することとする。ただし、両方とも・・・（以下、省略）	・・・夏休み期間と春休み期間の2回の実習を行う。実習施設機関については、2回とも同一の施設機関で実施する場合と、別の施設・機関とで実施する場合がある。ただし、両方とも、・・・（以下、省略）

17 【教育課程等】

17 教育課程について、必修科目が比較的少なく、選択科目が非常に多く設定されていることから、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて、実際に体系的に履修できるか疑義がある。履修条件等も含め、教育課程の体系的な履修を担保するためにどのように対応しているか、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

必修科目については、ソーシャルワーク学科では、33科目61単位ある。社会福祉士養成や精神保健福祉士養成に係る科目は選択必修として、履修モデルにて示し、基本的には社会福祉士を目指し、さらに精神保健福祉士の受験資格も目指すことが可能であることをオリエンテーションや個別指導を通じて学生への周知をしていく対応とする。

また、1年後期に「ソーシャルワークの原理」を必修科目として専門基礎教育科目に追加し、ソーシャルワーク分野の先駆的な教員2名を兼任講師として追加し、対応することとした。

人材像及び3つのポリシーについては、指摘を受け、大幅な見直しを行ったため、関係図を作成し、関係性を明らかにした。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、以下に示す。

ディプロマ・ポリシー

1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける
2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識や技術に関する能力を身につける
3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける
4. 利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力を身につける
5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける
6. 個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力を身につける

カリキュラム・ポリシー

1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人格を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する
2. 包括的な支援に必要な専門職かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する
3. 福祉サービスを必要とする人の支援を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する
4. ケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する
5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す

新	旧
<p>ディプロマ・ポリシー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間を尊重する態度と高い倫理観を養い、人間を統合的な存在として理解する能力を身につける 2. 保健・医療・福祉・介護・就労・教育等に関わる専門的知識や技術に関する能力を身につける 3. 利用者主体の生活支援として、ソーシャルワークの展開過程を実施できる能力を身につける 4. 利用者やその家族の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（個別支援）する能力を身につける 5. 地域の生活課題をアセスメントし、支援計画を作成・実施（地域支援）する能力を身につける 6. 個別支援から地域支援へ、地域支援から個別支援への連続した支援ができる能力を身につける 	<p>ディプロマ・ポリシー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権や多様な人間性を尊重し、社会人としての基礎的な能力を身につけ、地域共生社会の実現に貢献できる能力 2. ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた社会生活モデルに基づくアセスメント、支援方針等を立案し、伴走的支援ができる能力 3. 柔軟性と協調性を身につけ、包括的・重層的支援に必要な専門多職種と連携・協働ができ、かつそのマネジメントを担うことができる能力 4. 科学的思考をもって主体的に学修し、各人の将来目標に応じてソーシャルワークの専門性を発揮できる能力 5. 『医療福祉』に関わる専門的知識を修得し、『医療福祉』のニーズに合わせて問題解決するプログラムを作成することができる能力
<p>カリキュラム・ポリシー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために基礎となる知識と豊かな人格を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する 2. 包括的な支援に必要な専門職かつチームの一員として、社会福祉と経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する 3. 福祉サービスを必要とする人の支援を可能とするため、ソーシャルワーク及び経営に関する科目を専門教育科目に配置する 4. ケーススタディ（CS）、問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる問題解決プログラムに関する科目を配置する 5. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す 	<p>カリキュラム・ポリシー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権や多様な人間性を尊重し、主体的に関わる能力を育成するために、基礎となる知識と豊かな人格を涵養することを重視した科目を基礎教育科目に配置する 2. 包括的・重層的支援に必要な専門職の一員として、ICF（国際生活機能分類）の視点を踏まえた医療福祉の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する 3. 『医療福祉』に関わる組織の経営及び運営管理の医療福祉の経営の基礎に関する科目を専門基礎教育科目に配置する 4. 福祉サービスを必要とする人のナラティブ（人生の物語）を支え、伴走的支援を可能とするため、ソーシャルワークに関する専門科目及び医療福祉の経営の科目を専門教育科目に配置する 5. ケーススタディ（CS）や問題解決型学習（PBL）を通して、アクティブ・ラーニングによる『医療福祉』に関するマネジメント能力を育てる科目を配置する 6. 学習成果の評価は、学力3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を原則とし、5段階の評価で示す

18 【教育課程等】

18 一部の科目において、アクティブ・ラーニング(ケーススタディ(CS) や問題解決型学習(PBL))を導入する旨の記載があるが、その根拠としている資料が学習指導要領であり、高等教育段階においてアクティブ・ラーニングを導入する根拠としては適当ではないと考えられるため、その妥当性について具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、特にケーススタディについて、教育課程の中で具体的にどのように実施するのか不明確であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

学習指導要領を根拠とすることは適当ではなかったため、大学教育におけるアクティブ・ラーニングを推進する答申である「新たな未来を気づくための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(設置の趣旨資料22)を根拠とすることで高等教育段階でのアクティブ・ラーニングを導入する根拠とした。

教育課程の中でケーススタディは1年次の「基礎演習」から取り入れ、ケーススタディの基礎を学び、2年次以降の「ソーシャルワーク演習」や「ソーシャルワーク実習指導」、さらに、3年次の「専門演習Ⅰ」や4年次の「専門演習Ⅱ」においてもより深めていく。

学習指導要領を根拠とすることは適当ではなかったため、大学教育におけるアクティブ・ラーニングを推進する答申である「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」を根拠とすることにより、高等教育段階でアクティブ・ラーニングを導入する根拠とした。

新	旧
設置の趣旨資料16(削除) (追加) 設置の趣旨資料22「新たな未来を気づくための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」	設置の趣旨資料16「新しい学習指導要領等が目指す姿」(アクティブ・ラーニングの推進)

19 【教育課程等】

19 CAP制について、学年ごとに導入する旨の説明があるが、学期ごとでない趣旨が不明であるため、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(改善事項)

〔対応〕

本学では、既存の保健医療学部において、すでに通年の学年ごとのCAP制を用いており、申請の本学部においても、CAP制は通年で実施することとした。

今回の指摘を受け、セメスター制も検討をしたが、実習科目や演習科目等の通年科目も多いことや、本学他学科の状況も鑑み、学年ごとのCAP制のままをしたい。

新	旧

20 【入学者選抜】

20 大学全体と学部、学科それぞれのアドミッション・ポリシーの整合性・関係性が不明確であるので、具体的に説明すること。また、3つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーについてのみ、大学全体のものが設けられている趣旨が不明確であるので、具体的に説明すること。（是正事項）

〔対応〕

日本医療大学のアドミッション・ポリシーは、大学開学の理念を共有できる人材を募集するため設けたものである。そのため、大学のアドミッション・ポリシーとして記載したものの根幹は学部や学科のアドミッション・ポリシーに対して取り入れられている。しかし、大学のアドミッション・ポリシーについては中央教育審議会大学分科会大学教育部会『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」【審査意見への対応を記載した書類（6月）（資料資料1）に沿って作成されたものではなく、アドミッション・ポリシーとして設置の趣旨に記載することは適切ではないため、今回の記載から削除する。

学部学科のアドミッション・ポリシーは、総合福祉学部が養成する人材像を設定し、大学を構成する単位としての学部で、どのような入学者を求めるといふ大枠を決めている。そのうえで専門性の高い学問を学ぶ学科においては、学部が設定した大枠を踏まえた人材像を想像し、多様な受験者を評価できるように5つのAPを定めている。このアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、各ポリシーを踏まえたものとした。

新	旧
(削除)	設置の趣旨 55 ページ 日本医療大学のアドミッション・ポリシー <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 本学の教育理念に共鳴し、自らの成長を自己推進していくことができる学生を求めています。養成する人材が卒業後に札幌地域のみ貢献するのではなく、北海道全体、ひいては日本国内、また広く国際的な視野を持ちつつ活動していくことができる人材を求めます。さらに北海道という地域特性に鑑み、医療の地域偏在をなくすため、各地域・へき地においても人々の健康な生活を支援することに貢献できるたくましい人材を募集します。 </div>

21 【入学者選抜】

21 本学科のアドミッション・ポリシーのうち AP2 に関し、学生に求める学習成果として「思考力・判断力・表現力」が該当する旨の説明がなされており、大学入学共通テスト利用選抜においては大学入学共通テストを用いて「思考力・判断力・表現力」を測る旨の説明がなされている。AP2 に掲げる「自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにすることに貢献したい人」について、大学入学共通テストを用いてどのように評価するか不明確であるので、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

〔対応〕

全体のポリシーなどの見直しにより、該当 AP は AP2 から AP3 へと移動した。

「自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人」の支援には、机上の学修を通じた知識や理論がそのまま当てはまらないことが多い。そのため、思考力・判断力が問われ、当事者と関わるにあたって時機にあわせた表現力は不可欠である。大学入学共通テスト利用選抜では、複数のデータをもとに必要な情報を組み合わせたり、論理的な答えへと導く思考力や判断力を評価するとしている。ここから、大学入学共通テストをもとに AP3 を評価することは可能と考える。

ただし、「自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにすることに貢献したい人」という意思の程度を共通テストで測るのは困難であるため、「～人生を豊かにできる人」と修正し、本人の資質を測ることを目的とすることとした。

新	旧
(変更) AP3 自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにできる人	AP2 自立困難な人や生活のしづらさを抱えている人の人生を豊かにすることに貢献したい人

22 【入学者選抜】

22 各選抜形式において、例えば、一般選抜における学科試験と個人面接の評価の割合等、評価基準が不明確であるため、具体的に説明すること。(是正事項)

〔対応〕

学科試験は、国語（国語総合の古文・漢文を除く）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・英語表現Ⅰ）の2科目を必須、公民（政治・経済）、数学（数学Ⅰ・数学A）、理科（生物基礎）の3科目から1科目選択、計3科目の300点満点で評価をしている。個人面接は、本学独自の「面接評価基準表」に基づき、A～D評価を行っている。

学科試験と個人面接の割合は、第一段階として、学科試験の合格基準を満たした者を選出し、第二段階として、その中から面接評価A～Cになっている者を選出、第三段階として、面接評価Dになっている者は、調査書および大学入学希望理由書等の書類審査を実施する。以上が、一般選抜における学科試験と個人面接の割合・評価基準である。

新	旧

23 【入学者選抜】

23 一般選抜において、社会福祉関係で必要となる公民等について、数学・理科の各科目と同列でいずれか1科目の選択としている趣旨が不明確なので、妥当性を説明すること。(改善事項)

〔対応〕

公民・数学・理科の3教科の中から、本学科が求める基礎学力として、「公民（政治・経済）」は、現代における政治・経済・国際関係等について多面的・多角的に考察できる力を求める科目、数学（数学Ⅰ・数学A）」は、統計調査に必要な基礎的数学知識の力を求める科目、「理科（生物基礎）」は、生物の機能に関する生物学的基礎知識の力を求める科目として設定している。多くの受験生は、「公民（政治・経済）」を選択することが予測されるが、選択科目の選択肢を広げることで、数学（数学Ⅰ・数学A）」あるいは「理科（生物基礎）」の「知識・技能」を持った受験生にも本学科の受験機会を設定したい。また、選択科目を3科目にすることで、文系理系それぞれに興味・関心の高い学生達が融合して学ぶ環境が可能となる。

新	旧

24 【教員組織】

24 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(改善事項)

〔対応〕

開設時の専任教員の構成は40歳代3人、50歳代6人、60歳代2人、70歳代1人と50歳代以上が9名となっている。採用計画については現職の専任教員が定年退職となる当該年度または前年度に新任教員を採用し、一定の教育期間を設けることで、新任教員の育成および引継ぎを実施し教育研究の継続的な向上を図る。

採用する教員は、現在の専任教員の年齢構成・専門分野等を考慮した上で、20歳代～40歳代の若手教員を中心とし、学科の教員組織の年齢構成がバランスの取れる形とする。

令和12年までの採用計画

(人)

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
退職	0	0	0	0	3	0	0	0	0
採用	0	0	0	0	3	0	0	0	0

開設

完成年度

新	旧																																								
<p>(追加)</p> <p>設置の趣旨 P67</p> <p>・・・公正な選抜で審査を行い昇任・採用する。</p> <p>現在の専任教員の構成は40歳代3人、50歳代6人、60歳代2人、70歳代1人と50歳代以上が9名となっている。今後の採用計画については現職の専任教員が定年退職となる当該年度または前年度に新任教員を採用し、一定の教育期間を設けることで、新任教員の育成および引継ぎを実施し教育研究の継続的な向上を図る。</p> <p>採用する教員は、現在の専任教員の年齢構成・専門分野等を考慮した上で、20代～40代の若手教員を中心とし、学科の教員組織の年齢構成がバランスの取れる形とする。</p> <p>令和12(2030)年までの採用計画 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> </tr> <tr> <th></th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>採用</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">開設 完成年度</p>		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		年	年	年	年	年	年	年	年	年	退職	0	0	0	0	3	0	0	0	0	採用	0	0	0	0	3	0	0	0	0	<p>設置の趣旨 P64</p> <p>・・・公正な選抜で審査を行い昇任・採用する。</p>
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12																																
	年	年	年	年	年	年	年	年	年																																
退職	0	0	0	0	3	0	0	0	0																																
採用	0	0	0	0	3	0	0	0	0																																

25 【施設・設備等】

25 提出されている各図書について、特に専門書については著作年度も重要であるので、明確にすること。また、本学科の扱う領域に応じた専門書については、充実することが望まれる。(改善事項)

[対応]

図書一覧に、著作年度を掲載した。専門書の充実については、毎年増量していくよう努めていく。

新	旧
<p>(変更)</p> <p>設置の趣旨資料 46</p> <p>図書一覧 差し替え</p>	<p>設置の趣旨資料 39</p> <p>図書一覧</p>

26 【その他】

26 申請書類の記載について、以下の事項に例示されるような不適切な記載が散見されるため、網羅的に見直し、適切に改めること。

(1)教員名簿の中に、完成年度時に退職年齢を超える専任教員であることが適切に示されていない者が含まれている。

(2) 官公庁やその審議会の報告書等を資料として提出しているにもかかわらず、その引用部分が適切に記載されていない。(例:「設置の趣旨」P5 「包括的な相談支援システムの構築」)

(3) 趣旨の近い記載は見られるものの、引用文章と推察される記載が引用元の報告書等の中に存在しない。(例:「設置の趣旨」P8 「制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発」)

(4) 学科ごとに項目を分けていないため非常に把握しづらい。(例:「設置の趣旨」P41 「(1)基礎教育科目」の記載内容。)

(5) 実習がどの学科におけるものか他の項目を見ないと確認できない。(「設置の趣旨」P44 第7 実習の具体的計画。)

(6) 誤字が散見される。(例:「設置の趣旨」P54 「本『学科』の卒業要件」)

(7) 自明と思われ、記載意図が不明確な記載が散見される。(例:「設置の趣旨」P42 「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」)
(改善事項)

[対応]

(1) 指摘を受け、確認をしたところ、ソーシャルワーク学科の専任教員では該当者はなく、兼担教員の13加藤敏文、14志渡晃一、15林美枝子、16石黒匡人、23島本和明に(高)の記載が漏れており、(高)を付した。

(2) 指摘を受け、確認をしたところ、設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料2が一部抜粋のみになっており、該当箇所が漏れていることを確認した。資料が途中で終了してしまっていたため、資料の該当箇所を掲載したものに差し替えた。

(3) 資料が一部抜粋のみになっている指摘があり確認をしたところ、該当箇所の掲載が漏れていることと、「制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発」ということだけではなく、「個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション(交渉)、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える能力を習得できる内容とすべきである。」と記載されているため、設置の趣旨の文言を改め、さらに資料も該当箇所を掲載した。しかしながら、補正申請において、設置の趣旨に記載された該当箇所が修正によって記載がなくなった。

(4) 指摘を受け、学科ごとの整理に改めた。

(5) 指摘を受け、実習について、学科毎の整理に改めた。

(6) 誤字の散見

例にあがったP54「本学科の卒業要件」は「本学部の卒業要件」に改め、そのほかも修正した。

(7) 自明のこと・不明確な記載

例にあがった P42「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」は削除し、そのほかも修正した。

新	旧
<p>(1) 教員一覧 兼任教員のうち、以下の教員の年齢の下に（高）を付した。 13 加藤敏文（高）、14 志渡晃一（高）、15 林 美枝子（高）、16 石黒匡人（高）、23 島本和明（高）</p> <p>(2) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料 2 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」の差し替えを行う。</p> <p>(3) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料 6 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」は補正申請において設置の趣旨を書き改めたことにより、該当資料からの引用はなくなったため、削除した。</p> <p>(4) 設置の趣旨等の記載 42 ページ 3 卒業要件について、以下のように改めた。 (1) 介護福祉マネジメント学科 ①基礎教育科目 ・・・ ②専門基礎教育科目 ・・・ ③専門教育科目 ・・・</p> <p>(2) ソーシャルワーク学科 ①基礎教育科目 ・・・ ②専門基礎教育科目 ・・・ ③専門教育科目 ・・・</p> <p>(5) 実習について以下のように学科ごとに改めた。 設置の趣旨 46 ページ 第 7 実習の具体的計画 1 介護福祉マネジメント学科</p>	<p>(1) 教員一覧 兼任教員のうち、以下の教員の年齢の下に（高）が漏れていた。 13 加藤敏文、14 志渡晃一、15 林 美枝子、16 石黒匡人、23 島本和明</p> <p>(2) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料 2 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」の抜粋が適当ではなかった</p> <p>(3) 設置の趣旨等を記載した書類添付資料の資料 6 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」</p> <p>(4) 設置の趣旨等の記載 41 ページ 3 卒業要件について (1) 基礎教育科目 ・・・ (2) 専門基礎教育科目 ・・・ (3) 専門教育科目 ・・・</p> <p>(5) 実習についての記載の方法が学科ごとになっ ていなかった 設置の趣旨等 44 ページ 第 7 実習の具体的計画 1 社会福祉士</p>

<p>(1) 介護福祉士</p> <p>2 ソーシャルワーク学科</p> <p>(1) 社会福祉士</p> <p>(2) 精神保健福祉士</p> <p>(6) 誤字について、適宜、修正を行った。</p> <p>(7)</p> <p>設置の趣旨 P43、44</p> <p>「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」を削除</p>	<p>・・・</p> <p>2 精神保健福祉士</p> <p>・・・</p> <p>3 介護福祉士</p> <p>(6) 誤字の散見について</p> <p>(7) 自明のこと・不明確な記載が散見</p> <p>設置の趣旨 P42</p> <p>「既に単位を修得した授業科目は重複して履修することができない。」</p>
---	--

27 【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

27 地域における受験者層の動向について、道内の18歳人口は減少するものの、進学率等は上昇するとの説明があるが、進学率の上昇を加味しても大学への進学者は減少するとの予測値である。それに対して、札幌市内の18歳人口が増加する旨等の説明をもって学生確保の見通しについて説明しているが、客観的な根拠を用いて具体的かつ明確に説明すること。(是正事項)

〔対応〕

当審査意見を踏まえ、札幌における19歳人口が本学の学生確保に関連する旨につき下記の通り本学の過去4年間の高校所在地別志願者数、入学者数の推移の資料を添付し下記のとおり説明を追加した。

本学の受験者となり得る中長期的な18歳人口の地域動向について、北海道内の15～24歳人口は約46%減を見込んでいるが、本学の所在する札幌については約30%減と、北海道全体の減少率よりも低いことを確認した。【資料3 日本(北海道・札幌市)の将来推計人口】

また、17歳人口(高校3年生)と翌年の18歳人口(大学1年生)の変化としては、北海道全体では流出数が上回っているが【資料4 18歳人口と高等教育機関への進学率の推移】、札幌市においては流入数が上回っていることを確認した。【資料5 札幌市大学生世代人口推移】

過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移【資料6 過去4年間の当学における高校所在地別志願者数、入学者数推移】をみると、志願者数は、札幌市と石狩(石狩は札幌市が所在する地域で、一般的な通勤・通学圏内である)を合わせた本学既存学部(4年)の4年平均の志願者数は632人(全志願者数964人)で、全志願者数に占める割合は65.6%である。また、入学者数は193人(全入学者数313人)で全入学者のうち61.5%を占める状況である。

このことより、本学志願者や入学者の多くを安定して確保してきた札幌市およびその近郊地域は、大学受験年齢層の減少幅が他地域に比べて低いこと、同時に、大学受験年齢層の他地域から札幌市への流入率が高いことから、札幌周辺における本学の受験者層は中長期的にも底堅いと考えている。

新	旧
<p data-bbox="311 336 598 369">-学生確保の見通し等- 3 ページ</p> <p data-bbox="311 380 718 414">2) 北海道・札幌近郊における受験者層の推移</p> <p data-bbox="311 421 774 683">「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、北海道の人口は平成22(2010)年から令和27(2045)年までの35年間で約150万人減少(減少率28%)し、4,004,973人になると見込まれている。特に15～24歳までの年齢層は、522,715人から45.5%(237,623人)の人口減少が見込まれ、285,092人へ減少されると推計されている。</p> <p data-bbox="311 694 774 1400">しかしながら、本学が所在する札幌市の同35年間に於ける15～24歳までの人口は、205,642人から59,658人減少の145,984人と見込まれるものの、減少率は30%と北海道内の他地域に比して相当程度低い減少率で推移するものと推計されている【資料3】。また、文部科学省の18歳人口に関する予測によれば、平成29(2017)年に120万人と見込まれる同年齢層の人口が、令和22(2040)年には88万人まで減少するとみられる中であって、大学進学率は、平成29(2017)年の52.6%から漸増傾向を辿り、令和15(2033)年には56.7%、令和22(2040)年には57.4%に上昇するものと予測されている。こうした18歳人口の推移は、北海道にあっても同様の傾向を辿るものとされているが、平成29(2017)年の47,624人から、令和22(2040)年には31,499人と大きく減少する一方、大学進学率は、平成29(2017)年の43.9%から、令和22(2040)年には54.4%と10ポイント以上伸長するものと推計されている【資料4】。</p> <p data-bbox="311 1411 774 1556">17歳人口(高校3年生)と翌年の18歳人口(大学1年生)の変化としては、北海道全体では流出数が上回っているが【資料4】、札幌市においては流入数が上回っている【資料5】。</p> <p data-bbox="311 1568 774 1948">過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移【資料6】をみると、志願者数は、札幌市と石狩(石狩は札幌市が所在する地域で、一般的な通勤・通学圏内である)を合わせた本学既存学部4年間の平均の志願者数は632人(全志願者数964人)で、全志願者数に占める割合は65.6%である。また、同じく入学者数は193人(全入学者数313人)で全入学者のうち61.5%を占める状況である。このことより、本学志願者や入学者の多くを安定して確保してきた札幌市およびその近郊地域は、大学受験年齢層の減少幅</p>	<p data-bbox="805 336 1093 369">-学生確保の見通し等- 3 ページ</p> <p data-bbox="805 380 1117 414">2) 北海道における受験者層の推移</p> <p data-bbox="805 421 1268 683">「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、北海道の人口は平成22(2010)年から令和27(2045)年までの35年間で約150万人減少(減少率28%)し、4,004,973人になると見込まれている。特に15～24歳までの年齢層は、522,715人から45.5%(237,623人)の人口減少が見込まれ、285,092人へ減少されると推計されている。</p> <p data-bbox="805 694 1268 1635">しかしながら、本学が所在する札幌市の同35年間に於ける15～24歳までの人口は、205,642人から59,658人減少の145,984人と見込まれるものの、減少率は30%と北海道内の他地域に比して相当程度低い減少率で推移するものと推計されている【資料3】。また、文部科学省の18歳人口に関する予測によれば、平成29(2017)年に120万人と見込まれる同年齢層の人口が、令和22(2040)年には88万人まで減少するとみられる中であって、大学進学率は、平成29(2017)年の52.6%から漸増傾向を辿り、令和15(2033)年には56.7%、令和22(2040)年には57.4%に上昇するものと予測されている。こうした18歳人口の推移は、北海道にあっても同様の傾向を辿るものとされているが、平成29(2017)年の47,624人から、令和22(2040)年には31,499人と大きく減少する一方、大学進学率は、平成29(2017)年の43.9%から、令和22(2040)年には54.4%と10ポイント以上伸長するものと推計されている【資料4】。将来の担い手となる北海道の学生の動向は漸減傾向にあるものの、特に札幌市においては、その減少はより緩やかであり、特に17歳人口と18歳人口を比較すると増加している傾向にあることから、札幌市以外の学生が市内に流入している状況が推測できる【資料5】。</p>

が他地域に比べて低いこと、同時に、大学受験年齢層の他地域から札幌市への流入率が高いことから、札幌周辺における本学の受験者層は中長期的にも底堅いと考えている。

【資料6】 過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移（追加）

過去4年間の本学における高校所在地別志願者数、入学者数推移

志願者数	2019年度				2020年度				2021年度				2022年度			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
札幌	48	15%	51	14%	51	13%	49	12%	51	13%	51	13%	51	13%		
道内	18	6%	19	5%	19	5%	19	5%	19	5%	19	5%	19	5%		
道外	252	78%	252	71%	286	72%	286	73%	286	72%	286	72%	286	72%		
札幌・道外	300	78.6%	303	81.2%	337	83.9%	314	80.2%	337	83.2%	337	83.2%	337	83.2%		

入学者数	2019年度				2020年度				2021年度				2022年度			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
札幌	18	12%	19	13%	19	13%	19	13%	19	13%	19	13%	19	13%		
道内	18	12%	19	13%	19	13%	19	13%	19	13%	19	13%	19	13%		
道外	123	82%	150	105%	147	104%	147	104%	147	104%	147	104%	147	104%		
札幌・道外	141	92.8%	169	120.9%	166	120.1%	166	120.1%	166	120.1%	166	120.1%	166	120.1%		

※ 2022年度は、入学者数（166名）のうち、道内入学者数（38名）は、道内入学者数（19名）と道外入学者数（19名）の合計である。

28 【人材需要の社会的動向・学生確保の見通し】

28 学生確保の見通しの根拠として、高校生を対象に行ったアンケート調査を示しているが、以下の事項のとおり根拠として成り立つとは言い難いので、具体的に説明するか、別途客観的な根拠を用いて改めて説明すること。

- (1) 4年制大学への進学希望者のうち一定数が「マネジメント系資格」に興味を持っていることが示されているが、本学科の進学希望者に直接結びつくものではないと考えられるほか、秘書検定等、本学科の養成する人材像と必ずしも関係ない資格が含まれている。また、受験資格の制限のない検定も含めて「本学科で取得可能な学科」と記載するなど、質問項目も不適切である。
- (2) 本学科に関心を持った層と進学の意向がある層のクロス集計等を行うわけでもなく、4年制大学への進学希望者全体にスクリーニング質問としての設定をすることなくそれぞれの質問を行っており、妥当な内容となっているか判断できない。
- (3) 進学希望者に対してその理由を問うアンケートの中で、「国試合格率」を理由に選んだ者が最大数となっているが、本学科で取得できる資格を特に示しておらず、進学の意向がある層として期待できるか疑義が残る。
- (4) 中長期的な学生確保の見通しがあるか判断できる項目がない。

（是正事項）

〔対応〕

(1) (2) (3) のご指摘をうけ、設問を見直した上で再度アンケート調査を実施、クロス集計等の分析を行い下記の通り説明を追加した。

アンケート調査結果を踏まえた学生確保の見通しの検討

総合福祉学部ソーシャルワーク学科のアンケート調査結果について単純集計に加え、「質問2. 高校卒業後の進路」、「質問3. 進学したい学問分野」、「質問8. 本学科への進学意向」についてクロス集計を実施し、本学科の需要を確認した。【資料14 ソーシャルワーク学科設置計画に係る高校生アンケート結果集計】

アンケートの実施方法については、緊急事態宣言下の北海道における安全なアンケート実施方法を検討した結果、本学既存学科の大学イベント参加者や大学資料請求をしたことのある高校生もしくは既卒の方を対象として実施した。そのため、「質問3. 進学したい学問分野」においては本学の既存学科(看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科)の属する「看護・医療関係(看護師、臨床検査技師、診療放射線技師など)」の選択が多い結果となっているが、この項目については複数選択式であり、ほかの分野への回答についてはアンケート調査結果の根拠として使用できるものと考えている。また、同時期に実施した総合福祉学部介護福祉マネジメント学科とソーシャルワーク学科のアンケート対象者は重複しないよう配慮した。なお、学部学科名称はアンケート開始後に変更したため、下記日程で実施したアンケートでは3月申請時の仮称にてアンケートフォームを作成しており、集計結果の質問中の学部学科名称は3月申請時の仮称のまま記載している。

アンケート概要は以下のとおり

期間：2021年6月1日～7日

対象：本学既存学科のイベント参加や資料請求を行った高校生（既卒生も含む）

方法：対象者への案内DM送付のうえ、Webによる回答

アンケート調査依頼数：4,947人

アンケート回収数（率）：1,926人（38.9%）

①「質問2. 高校卒業後の進路」と「質問3. 進学したい学問分野」のクロス集計

大学進学希望者1,655名（全回答者の85.9%）である大学進学希望者につき、進学したい学問分野とのクロス集計を行った。前述のとおり、本学既存学部の関連分野への関心が高い点についてはアンケート依頼対象の関係から突出しているものの、他の分野について一定の関心があることが確認できた。

本学科に関連する「社会福祉関係」分野については209人（回答者全体の10.9%、大学進学希望者の12.6%）の高校生が本学科の分野に関心があることを確認できた。

②「質問2. 高校卒業後の進路」を大学進学希望した回答者における「質問3. 進学したい学問分野」と「質問8. 本学科への進学意向」のクロス集計

大学進学希望者1,655名（全回答者の85.9%）を対象とし、進学したい学問分野と本学科への進学意向についてクロス集計を行った。

本学科に関連する「社会福祉関係」分野を選んだ回答者のうち142人（回答者全体の7.4%、大学進学希望者の8.6%）が本学への進学可能性を示唆しており、限られたアンケート回答数において、多くの進学希望者が見込めることが確認できた。

なお、「質問8. 本学科への進学意向」の回答については「1. 進学を希望する」「2. 併願校の合否により進学したい」「3. 進学を検討したい」を本学への進学希望がある回答者として取り扱っている。

上記のアンケート調査結果より、ソーシャルワーク学科の学生確保について、アンケー

ト調査対象ではない高校生等からの志願や進学意向も想定されることから、入学定員 80 人を満たす学生は十分に確保できるものとする。【資料 15 本学への志願者推計】

(4) ご指摘の通り、当アンケートでは中長期的な学生確保の見通しの判断は難しく、中長期的な学生確保については「学生確保の見通し-2- の イ定員充足の根拠となる客観的なデータの概要」のとおり考えている。

新	旧
<p>-学生確保の見通し等- 6 ページ</p> <p>b 総合福祉学部ソーシャルワーク学科</p> <p>【アンケート調査の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：新学科設置検討のための、高校生の進学希望分野等のニーズ調査 ・期間：2021 年 6 月 1 日～7 日 ・対象：本学既存学科のイベント参加や資料請求を行った高校生(既卒生も含む) ・方法：対象者への案内 DM 送付のうえ、Web による回答 ・アンケート調査依頼数：4,947 人 ・アンケート回収数(率)：1,926 人(38.9%) <p>【アンケート調査結果】</p> <p>総合福祉学部ソーシャルワーク学科のアンケート調査結果について単純集計に加え、「質問 2 高校卒業後の進路」、「質問 3 進学したい学問分野」、「質問 8 本学科への進学意向」についてクロス集計を実施し、本学科に対するニーズを確認した。</p> <p>①「質問 2 高校卒業後の進路」と「質問 3 進学したい学問分野」のクロス集計</p> <p>大学進学希望者 1,655 名(全回答者の 85.9%)である大学進学希望者につき、進学したい学問分野とのクロス集計を行った。前述のとおり、本学既存学部の関連分野への関心が高い点についてはアンケート依頼対象の関係から突出しているものの、他の分野について一定の関心があることが確認できた。</p> <p>本学科に関連する「社会福祉関係」分野については 209 人(回答者全体の 10.9%、大学進学希望者の 12.6%)の高校生が本学科の分野に関心があることを確認できた。</p> <p>②「質問 2 高校卒業後の進路」を大学進学希望</p>	<p>-学生確保の見通し等- 6 ページ</p> <p>b 医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科</p> <p>【アンケート調査の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的 新学科設置検討のため、アンケート調査を実施し設置検討の資料とする ・調査対象 大学進学層が多いと想定される高等学校に在籍する 2 年生 ・調査方法 調査票による定量調査(アンケート調査) ・実施時期 令和 2(2020)年 12 月 18 日～令和 3(2021)年 1 月 22 日 ・回収状況 本調査では、71 校を対象に調査票を配布し、その結果 38 校 4,103 人の調査票を回収(回収率 53.5%) <p>【アンケート調査結果】</p> <p>①医療福祉に関する資格への興味</p> <p>取得したい資格として「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士」「施設経営士」「医療経営士」「医療事務作業補助者技能検定」「診療事務技能審査検定」「社会福祉主事」について尋ねたところ、進学希望者 3,042 人中 658 人(21.6%)が社会福祉士の資格に関心を示した。</p> <p>②医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科への興味</p> <p>医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科への関心について尋ねたところ、3,042 人中「とても興味を持った」は 197 人(6.4%)、「興味を持った」は 584 人(19.1%)であり、合計すると 781 人(25.6%)が医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科に関心を持っている結果であった。</p>

した回答者における「質問3. 進学したい学問分野」と「質問8. 本学科への進学意向」のクロス集計

大学進学希望者1,655名(全回答者の85.9%)を対象とし、進学したい学問分野と本学科への進学意向についてクロス集計を行った。

本学科に関連する「社会福祉関係」分野を選んだ回答者のうち142人(回答者全体の7.4%、大学進学希望者の8.6%)が本学への進学可能性を示唆しており、限られたアンケート回答数において、多くの進学希望者が見込めることが確認できた。

なお、「質問8. 本学科への進学意向」の回答については「1. 進学を希望する」「2. 併願校の可否により進学したい」「3. 進学を検討したい」を本学への進学希望がある回答者として取り扱っている。

上記のアンケート調査結果より、ソーシャルワーク学科の学生確保について、アンケート調査対象ではない高校生等からの志願や進学意向も想定されることから、入学定員80人を満たす学生は十分に確保できるものとする。【資料15】

【資料14】 ソーシャルワーク学科設置計画に係る高校生アンケート結果集計

(資料番号13→14に変更のうえ、差し替え)

【資料15】 本学への志願者推計

資料番号14→15に変更のうえ、差し替え

③医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科への進学意向

日本医療大学が新たに設置する医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科に進学したいか尋ねたところ、3,042人中「進学を希望する」は112人(3.6%)、「併願校の可否により進学したい」は50人(1.6%)、「進学を検討してみたい」は152人(4.9%)であり、「進学を希望する」で入学定員(80人)の1.4倍、「進学を検討してみたい」まで含めると3.9倍となる。これらを合計すると314人(10.3%)が医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科に進学の意向を持つ結果であった。

④医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科への進学希望理由

進学希望生徒に医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科の魅力について確認したところ、「建学の理念・教育方針」が131人、「国試合格率」が66人、「グループ介護施設多数」が62人、「医療福祉の総合大学」が62人などであり、本学全体の認知度の向上や既存学科の状況等から進学を希望していることが伺える。

⑤医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科への志望人数について

医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科への関心について尋ねた人数を集計したところ、3,042人中「とても興味を持った」は163人(5.3%)、「興味を持った」は452人(14.8%)であり、合計すると615人(20.2%)が医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科に関心を持っている結果であった。

また同様に日本医療大学が新たに設置する医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科に進学したいか尋ねた人数を集計したところ、3,042人中「進学を希望する」は96人(3.1%)、「併願校の可否により進学したい」は36人(1.1%)、「進学を検討してみたい」は120人(3.9%)であり、「進学を希望する」で入学定員(80人)の1.2倍、「進学を検討してみたい」まで含めると3.15倍となる。これらを合計すると252人(8.2%)が医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科に進

〔対応〕

当審査意見を踏まえ医療・福祉における需給動向とソーシャルワーク専門職の必要性につき説明を追加のうえ、再度事業所に対しアンケートを実施し分析結果を追加した。

医療・福祉における将来の需給動向につき、日本医師会が提供する web サイトである地域情報システム（JMAP）より各二次医療圏による差異はあるものの、北海道全体では医療需要は 2025 年頃、介護需要は 2030 年頃まで、札幌二次医療圏では医療需要は 2035 年（2015 年比+20%）、介護需要は 2045 年（2015 年比+70%）まで需要の拡大が見込まれることを確認し、今後も継続的に医療・福祉に従事する人材需要が見込める状況であると分析した。【資料 19 北海道 札幌医療圏における医療介護需要予測】

また、生活課題の複雑化・複合化に伴う高度なソーシャルワーク専門職の必要性としては下記の通り。

①地域共生社会の実現に必要な人材

地域共生社会の実現は、すべての市町村の課題であるが、令和 2 年の社会福祉法改正において、地域包括支援体制の構築に向けて市町村が重層的支援体制事業を実施するにあたっては、社会福祉士および精神保健福祉士を活用するよう努めなければならないことが、参議院の付帯決議で書かれている【資料 25 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】。現実には、従来の対象や領域別での相談や地域づくりを超えて、全世代・全世帯対象での相談や地域づくりを進めていくためには、高度な専門性を有したソーシャルワーカーの養成が不可欠である。

②家族や地域社会での人間関係の希薄さによるソーシャルワーカーの必要性

家族や地域社会での人間関係が希薄化してくる中で、ひきこもりの人々が 100 万人を超えられている。こうした人々には、家族や地域での支え合いを基盤にした、対人的な支援を実施するソーシャルワーカーの果たすべき役割が大きい。一方、子ども、障害者、高齢者、配偶者に向けての虐待や暴力は急増している。こうした人々に対しては、人間への尊厳を基礎にした、人権意識を確立した専門性の高いソーシャルワーカーが求められている。そのため、人権意識をもって個別支援をし、地域支援にまで及ぶ能力をもった専門性の高いソーシャルワーカーが求められている。

③医療ニーズを有した人々の地域生活支援のソーシャルワーカーの必要性

人口の高齢化に伴い、病院を受診する受療者数は増加してきている。また、労働環境の悪化や生活不安などのストレスの増加に伴い、うつ病などの気分障害を中心に精神障害者増加している。こうした増加する患者の生活を支援するソーシャルワーカーの役割が重要となっている。特に、病院完結型から地域完結型の医療への転換が求められ、患者が円滑に退院し、医療や介護だけでなく、様々なフォーマルなサービスやインフォーマルサポートの連携のもとで支えられる在宅生活を支援するためには、ソーシャルワーカーがその役割を担っていかなければならない。そうした人材を病院内外で配置していくことが必要になっている。

医療・福祉における将来の需給動向の拡大や高度なソーシャルワーク専門職の必要性を確認したうえで、下記のとおりアンケートを実施し、事業所の本学卒業生の採用状況等をあらためて確認した【資料 26 総合福祉学部介護福祉マネジメント学科およびソーシャル

ワーク学科設置計画に係る事業所アンケート結果集計】。

(注) 学部学科名称はアンケート開始後に変更したため、下記日程で実施したアンケートでは3月申請時の仮称にてアンケートフォームを作成しており、集計結果の質問中の学部学科名称は3月申請時の仮称のまま記載している。

【アンケート調査の概要】

・ 調査の目的

新学科設置検討のため、アンケート調査を実施し設置検討の資料とする

・ 調査対象

新学科の専攻分野の卒業生の就職先として考えられる北海道内に所在する社会福祉施設・病院等を主とする事業所

・ 調査方法

調査票による定量調査(アンケート調査)

・ 実施時期

2021年6月10日～6月16日

・ 回収状況

404事業所を対象に調査票を配布、その結果123件の回答を得た(回収率30.4%)

【アンケート調査結果】

①養成する人材の事業所における過年度の採用状況と今後の採用の必要性

各事業所の過去3年平均の採用人数は、社会福祉士は38.7人/年、精神保健福祉士は6.0人/年の採用で推移している。

また、各事業所の今後採用したい人材としての必要性は両人材とも7割を超える事業所が「とても必要」もしくは「必要」と回答しており、採用ニーズの高さがうかがえる。

②卒業生に対する採用希望

本学科が養成する介護と経営に関する知識を有する人材について、86.1%の事業所が「とても魅力を感じる」「魅力を感じる」との回答があり、76.4%の事業所が「採用したい」「採用を検討したい」と採用意向を示している。

また、採用を考える人数の合計は111人で、1事業所当たり約1名の採用を希望しており、5年以内の採用計画も一定の数が見込まれる。

アンケートで回答が得られた事業所だけではなく、調査対象外の事業所による採用も想定できることから、総合福祉学部ソーシャルワーク学科の入学定員80人の就職先は十分に確保できるものとする。

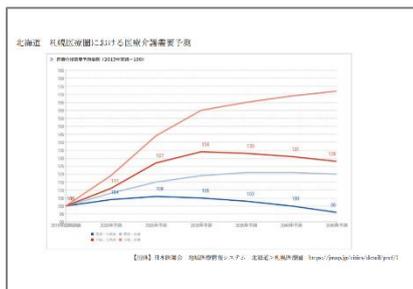
新	旧
-学生確保の見通し等- 12ページ 1) 急激な高齢化の進行と急がれる介護従事者の養成 ①65歳以上人口の増加に伴う介護需要の急増 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推	-学生確保の見通し等- 12ページ 1) 急激な高齢化の進行と急がれる介護従事者の養成 ①65歳以上人口の増加に伴う介護需要の急増 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推

計人口」によれば、平成22(2010)年における全人口：128,057千人は、令和27(2045)年には106,421千人と、30年間で17%減少するとされる一方、65歳以上人口は、29,245千人から39,192千人へと34%上昇すると推計されている。同様に北海道にあっては、平成22(2010)年における全人口：5,506千人が令和27(2045)年には4,004千人に、その内65歳以上人口は、1,358千人から1,713千人と26%上昇すると試算されている【資料3】。

こうした中で、医療・介護における将来の需給動向について、日本医師会が提供するwebサイトである地域情報システム(JAMP)【資料19】により各二次医療圏による差異はあるものの、北海道全体では医療需要は2025年頃、介護需要は2030年頃まで、札幌二次医療圏では医療需要は2035年、介護需要は2045年まで需要の拡大が見込まれる。

また、第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を見ると、高齢化の進行に伴い介護需要が上昇の一途をたどっており、介護職員の有効求人倍率は、平成27(2015)年度の1.92倍から4年後の令和元(2019)年度には3.20倍まで上昇している【資料20】

【資料19】北海道 札幌医療圏における医療介護需要予測 (追加)



【資料20】(資料番号18→20に変更)

-学生確保の見通し等- 14 ページ
2) 生活課題の複雑化・複合化に伴う高度なソーシャルワーク専門職の必要性

①地域共生社会の実現に必要な人材

地域共生社会の実現は、すべての市町村の課題であるが、令和2年の社会福祉法改正において、地域包括支援体制の構築に向けて市町村が重層的支援体制事

計人口」によれば、平成22(2010)年における全人口：128,057千人は、令和27(2045)年には106,421千人と、30年間で17%減少するとされる一方、65歳以上人口は、29,245千人から39,192千人へと34%上昇すると推計されている。同様に北海道にあっては、平成22(2010)年における全人口：5,506千人が令和27(2045)年には4,004千人に、その内65歳以上人口は、1,358千人から1,713千人と26%上昇すると試算されている【資料3】。

また、第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を見ると、高齢化の進行に伴い介護需要が上昇の一途をたどっており、介護職員の有効求人倍率は、平成27(2015)年度の1.92倍から4年後の令和元(2019)年度には3.20倍まで上昇している【資料19】

(追加)

業を実施するにあたっては、社会福祉士および精神保健福祉士を活用するよう努めなければならないことが、参議院の付帯決議で書かれている。【資料 25】現実には、従来の対象や領域別での相談や地域づくりを超えて、全世代・全世代対象での相談や地域づくりを進めていくためには、高度な専門性を有したソーシャルワーカーの養成が不可欠である。

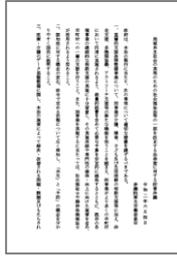
②家族や地域社会での人間関係の希薄さによるソーシャルワーカーの必要性

家族や地域社会での人間関係が希薄化してくる中で、ひきこもりの人々が100万人を超えと言われている。こうした人々には、家族や地域での支え合いを基盤にした、对人的な支援を実施するソーシャルワーカーの果たすべき役割が大きい。一方、子ども、障害者、高齢者、配偶者に向けての虐待や暴力は急増している。こうした人々に対しては、人間への尊厳を基礎にした、人権意識を確立した専門性の高いソーシャルワーカーが求められている。そのため、人権意識をもって個別支援をし、地域支援にまで及ぶ能力をもった専門性の高いソーシャルワーカーが求められている。

③医療ニーズを有した人々の地域生活支援のソーシャルワーカーの必要性

人口の高齢化に伴い、病院を受診する受療者数は増加してきている。また、労働環境の悪化や生活不安等のストレスの増加に伴い、うつ病等の気分障害を中心に精神障害者が増加している。こうした増加する患者の生活を支援するソーシャルワーカーの役割が重要となっている。特に、病院完結型から地域完結型の医療への転換が求められ、患者が円滑に退院し、医療や介護だけでなく、様々なフォーマルなサービスやインフォーマルサポートの連携のもとで支えられる在宅生活を支援するためには、ソーシャルワーカーがその役割を担っていかなければならない。そうした人材を病院内外で配置していくことが必要になっている。

【資料 25】地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（追加）



-学生確保の見通し等- 15 ページ)

3) 人材需要の見通しに対する調査

本学総合福祉学部（介護福祉マネジメント学科・ソーシャルワーク学科）設置にあたり、客観的なデータに基づき人材需要の見通しを検討するため、北海道内の事業所中心にアンケート調査を行った【資料 26】。

アンケート調査の概要およびアンケート調査結果は以下のとおりである。

なお、学部学科名称はアンケート開始後に変更したため、下記日程で実施したアンケートでは3月申請時の仮称にてアンケートフォームを作成しており、集計結果の質問中の学部学科名称は3月申請時の仮称のまま記載している。

【資料 26】介護福祉マネジメント学科およびソーシャルワーク学科設置計画に係る事業所アンケート結果集計（資料番号 24、25→25 に統合、番号変更のうえ、差し替え）

-学生確保の見通し等- 16 ページ

b 総合福祉学部ソーシャルワーク学科

【アンケート調査の概要】

(-学生確保の見通し等- 15 ページ)

) 人材需要の見通しに対する調査

本学医療福祉学部医療福祉マネジメント学科・医療福祉ソーシャルワーク学科設置にあたり、客観的なデータに基づき人材需要の見通しを検討するため、北海道内の事業所を対象にアンケート調査を行った【資料 24】【資料 25】。アンケート調査の概要およびアンケート調査結果は以下のとおりである。

【資料 24】(削除)



【資料 25】(削除)



-学生確保の見通し等- 17 ページ

b 医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科

【アンケート調査の概要】

・調査の目的

新学科設置検討のため、アンケート調査を実施し設置検討の資料とする

・調査対象

新学科の専攻分野の卒業生の就職先として考えられる北海道内に所在する社会福祉施設・病院等を主とする事業所

・調査方法

調査票による定量調査(アンケート調査)

・実施時期

2021年6月10日～6月16日

・回収状況

404事業所を対象に調査票を配布、その結果123件の回答を得た(回収率30.4%)

【アンケート調査結果】

①養成する人材の事業所における過年度の採用状況と今後の採用の必要性

各事業所の過去3年平均の採用人数は、社会福祉士は38.7人/年、精神保健福祉士は6.0人/年の採用で推移している。

また、各事業所の今後採用したい人材としての必要性は両人材とも7割を超える事業所が「とても必要」もしくは「必要」と回答しており、採用ニーズの高さがうかがえる。

②卒業生に対する採用希望

本学科が養成する介護と経営に関する知識を有する人材について、86.1%の事業所が「とても魅力を感じる」「魅力を感じる」との回答があり、76.4%の事業所が「採用したい」「採用を検討したい」と採用意向を示している。

また、採用を考える人数の合計は111人で、1事業所当たり約1名の採用を希望しており、5年以内の採用計画も一定の数が見込まれる。

アンケートで回答が得られた事業所だけではなく、調査対象外の事業所による採用も想定できることから、総合福祉学部ソーシャルワーク学科の入学定員80人の就職先は十分に確保できるものとする。

・調査の目的

新学科設置検討のため、アンケート調査を実施し設置検討の資料とする

・調査対象

新学科の専攻分野から選定した卒業生の就職先として考えられる病院・社会福祉施設等

・調査方法

調査票による定量調査(アンケート調査)

・実施時期

令和2(2020)年12月18日～令和3(2021)年1月22日

・回収状況

本調査では、395事業所を対象に調査票を配布し、その結果195件のアンケートを回収(回収率49.3%)

【アンケート調査結果】

①事業所における各職種の過年度の採用人数

各事業所が過去に採用した社会福祉士の人数は、平成30(2018)年度120人、令和元(2019)年度121人、令和2(2020)年度114人と一定の水準を維持している。

また各事業所が過去に採用した精神保健福祉士の人数は、平成30(2018)年度26人、令和元(2019)年度24人、令和2(2020)年度24人と社会福祉士と同様に一定の水準を維持している。なお令和2(2020)年度のアンケートを実施した企業における社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の構成比率は社会福祉士40.1%、精神保健福祉士8.5%、介護福祉士51.4%であり、医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科で養成する資格である社会福祉士と精神保健福祉士の合算比率は48.6%となる。

②各職種の過不足状況

社会福祉士の過不足状況に関して尋ねたところ、195施設中「不足」は28施設(14.3%)、「やや不足」は37施設(18.9%)であり、合計すると65施設(33.3%)が不足している結果であった。また精神保健福祉士の過不足状況に関して尋ねたところ、195施設中「不足」は28施設(14.3%)、「やや不足」は32施設(16.4%)であり、合計すると60施設(30.7%)が不足している結果であった。

③医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科卒業

生に対する採用希望

日本医療大学が新たに設置する医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科の卒業生に対する採用希望を尋ねたところ、195 施設中「採用する予定」は 70 施設 (35.8%) であり、採用を希望する人数の合計のうち社会福祉士と精神保健福祉士の構成比率から算出される人数は累計103人と入学定員(80人)の1.28倍となった。なお、介護福祉士に関しては採用を希望する人数は110人となった。

④医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科の卒業生に求めるもの

各施設に採用者に求めるものを確認したところ、「コミュニケーション能力」が117施設、「チームで働く力」が113施設、「社会常識」が92施設、「積極性」が64施設などであり、医療福祉ソーシャルワーク学科の養成する人材像にも合致することが伺える。

これらのアンケート結果を踏まえれば、調査対象以外の施設等の採用も想定されることから、医療福祉学部医療福祉ソーシャルワーク学科の入学定員 80 人の就職先は十分に確保できるものと考えられる。

審査意見への対応を記載した書類（6月） 添付資料目次

- 資料1 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン

平成28年3月31日

中央教育審議会大学分科会大学教育部会

《目次》

はじめに～本ガイドラインの位置付け～	1
1 三つのポリシーの一体的な策定の意義	2
2 三つのポリシーの策定に当たり留意すべき事項.....	4
(1) 三つのポリシーの策定単位.....	4
(2) 三つのポリシー相互の関係.....	5
(3) 三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項	5
3 三つのポリシーの運用に当たり留意すべき事項.....	7
(1) 三つのポリシーに基づく大学教育のPDCAサイクル	7
(2) 三つのポリシーに基づく、入学者選抜及び体系的で組織的な教育の実施.....	7
(3) 三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と改善, 情報の積極的な発信.....	8

はじめに～本ガイドラインの位置付け～

- 先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現在の社会において、個人の充実した人生と社会の持続的発展を実現するためには、一人一人がこれまで以上に自らの能力を磨き、高めていくことが不可欠である。そのための鍵として特に重要なのは大学教育である。大学には、学術研究を通じて新たな知を創造するとともに、自らの教育理念に基づく充実した教育活動を展開することにより、生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成することが求められる。
- このような大学教育への質的転換を図るため、各大学において「卒業認定・学位授与の方針¹」（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、「教育課程編成・実施の方針」（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）及び「入学者受入れの方針」（以下「アドミッション・ポリシー」という。）の三つのポリシーを策定することの重要性については、これまでも中央教育審議会における累次の答申等において指摘されてきた。
- このことを踏まえ、各大学においても積極的な取組がなされ、近年多くの大学で三つのポリシーが策定されるようになってきている²が、その内容については、抽象的で形式的な記述にとどまるもの、相互の関連性が意識されていないものも多いことなどが指摘されている。
- 他方、高等学校においては平成 25 年度入学者から現行学習指導要領が順次適用され、平成 28 年度には、その下で教育を受けた学生が大学へ入学することになる。現行学習指導要領では、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度の育成が目指されている。さらに、次期学習指導要領の策定に向けて、高等学校を含む初等中等教育について「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善に関する議論が行われている。
- こうした高等学校教育の変容を受けて、大学教育にもその一層の改革が求められており、特に、各大学の教育理念にふさわしい入学者を受け入れるための大学入学者選抜の在り方をより適切なものに改善すること、単なる授業改善にとどまらず、大学として体系的で組織的な教育活動を展開することや学生の能動的・主体的な学修を促す取組を充実すること、学修成果の可視化やPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立等に取り組むことが急務となっている。これらは、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的な改革の観点からも不可欠の課題である。
- 三つのポリシーは、各大学におけるこのような改革を実現する上での指針として極めて

¹ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条では、「大学（…）は、（…）大学を卒業した者に対し学士の学位を（…）授与するものとする。」とされており、卒業認定と学士の学位授与とは実質的に一体のものとなっている。

² 文部科学省の調査によれば、平成 25 年度時点で、ディプロマ・ポリシーについては 684 大学（93%）、カリキュラム・ポリシーについては 684 大学（93%）、アドミッション・ポリシーについては 709 大学（96%）において策定済みとなっている（いずれも、全ての学部において定めている大学数。（）内は、回答数を母数とした割合。）。

重要な役割を担うものであり、今般、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）が改正され、全ての大学は、三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表するものとされた。

- 本ガイドラインは、今後の各大学における三つのポリシーの策定と運用の指針となるよう、これまでの中央教育審議会答申等の提言も踏まえつつ、各大学に留意いただきたい事項を整理したものである。当然ながら、本ガイドラインに例示されている事項の全てを各大学に求める趣旨のものではない。各大学において、教学を担う学長のリーダーシップの下で、本ガイドラインを積極的に活用しながら、個々の建学の精神や強み・特色等を踏まえ、三つのポリシーが適切に策定され、それらに沿った充実した大学教育が自主的・自律的に展開されることを期待する。

1 三つのポリシーの一体的な策定の意義

- 三つのポリシーの策定の重要性について、例えば、「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申。以下「学士課程答申」という。）では以下のように指摘している。

改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことである。これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。

- また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）においては、我が国の学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待した学位を与える課程（プログラム）としての「学士課程教育」という概念が未定着であることと指摘した上で、以下のように提言している。

成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。

- このように、三つのポリシーは、各大学が自らの理念を常に確認しながら、各大学における教育の不断の改革・改善に向けたサイクルを回す起点となるものである。
- 過去の答申におけるこのような考え方を踏まえると、三つのポリシーを構成する各ポリ

シーについての基本的な考え方は、一般的に以下のように整理することができる。

ディプロマ・ポリシー	各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。
カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
アドミッション・ポリシー	各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すもの。 ※（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- 大学教育の質的転換に向け、各大学には、それぞれの教育理念を踏まえて三つのポリシーを策定し、それらに基づき、「自らの教育理念の実現に向け、どのような学生を受け入れ、求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」という観点から、大学教育の「入り口」（入学選抜）から「出口」（卒業認定・学位授与）までの教育の諸活動を一貫したものとして再構築し、その効果的な実施に努めることにより、学生に対する教育をより密度の濃い、充実したものにすることが期待される。
- 同時に、各大学には、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を、点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ実施することにより、学生の学修成果を向上させ、学位授与にふさわしい人材を育成し、社会へと送り出すことが求められる。
- 三つのポリシーを一体的に策定し、公表することは、例えば以下に示すように、大学自身はもとより、入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、さらには社会にとっても大きな意義があると考えられる。

◇大学にとっての意義

- ・ 大学が、自らの定める目標に照らし、自大学における諸活動について点検・評価を行い、その結果に基づいて改革・改善を行い、その質を自ら保証する営み（内部質保証）を教育活動において確立するための指針となる。
- ・ 体系的で組織的な大学教育の実現に向け、これに関わる全ての教職員が、どのような教育を行い、どのような人材を輩出するのかを共通理解し、連携して取り組むことを可能とする。
- ・ 大学の持つ資源の戦略的・重点的な配分の企画立案、実施に効果的に活用できる。
- ・ 高等学校卒業生だけでなく、留学生や社会人を含め、これまで以上に多様な学生を受け入れるに当たり、大学がどのような個性・特色、魅力を持ち、どのような有為な人材を育成できる

かということを外対的に示すことができる。

◇入学希望者・学生及びその保護者、高等学校関係者にとっての意義

- ・ 大学への入学希望者や学生、保護者、高等学校関係者等にとって、三つのポリシーは相互のコミュニケーションを改善し、接続を円滑化する上で大学からの重要なメッセージとなる。
- ・ 具体的には、例えば、入学希望者にとっては、当該大学でどのような教育研究が行われているのかをあらかじめ認識し、入学後の学修方法・学修過程や卒業までに求められる学修成果についてあらかじめ見通しを持ち、学びたい内容に照らして大学を選ぶことが可能となるとともに、大学が初等中等教育段階におけるどのような学習成果を求めているのか、入学までに何を身に付けなければならないのかが明確になる。
- ・ 学生にとっては、自らの学ぶ教育課程の目標や構造などを十分に理解した上で、個々の学修活動に自覚的に取り組むことで、学問に主体的に向き合い、より密度の濃い学修成果を得ることが可能となる。
- ・ また、高等学校等において、個々の大学の強みや特色等を踏まえ、生徒一人一人の将来目標を実現するという観点からの進路指導が促進される。

◇社会にとっての意義

- ・ 大学がどのような教育を行っているかが可視化されることにより、社会（地域社会、国際社会、産業界等）と大学との間で育成すべき人材像の共有や相互に連携した取組が可能になり、大学と社会との接続や相互の協働が改善される。

- このような三つのポリシーの意義が十全に発揮されるよう、各大学においては、以下に示すような事項に留意しながらその効果的な策定・運用（各ポリシーに基づく教育活動の評価・改善を含む。）に取り組むことが求められる。

2 **三つのポリシーの策定に当たり留意すべき事項**

(1) **三つのポリシーの策定単位**

- 三つのポリシーの策定単位については、具体的には各大学で適切に判断すべきものであるが、「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）等において、今後の大学教育については、学位の取得を目指す学生の視点に立って、学位取得のために求められる知識・能力をあらかじめ明示し、学生が当該知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備することが提言されていることなどを踏まえれば、三つのポリシーは、そのような教育課程（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程（以下「学位プログラム」という。））ごとに策定することを基本とすることが望ましいと考えられる。
- 一方、各大学の実情に応じて、例えば、学位プログラムごとのポリシーとは別に、全学や学部・学科等を策定単位として各ポリシーを策定することも考えられる。この場合、全

学としてのポリシーから教育課程ごとのポリシーまでが一貫性のあるものとして策定されるよう留意することが重要である。

- なお、いずれの場合においても、三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる。教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究³の充実など、より実効性のあるポリシーの策定に向けた体制の整備も有意義である。
- また、当然のことながら、必ずしも三つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、例えば、入学者が幅広い分野の知見に触れながら自らの適性や関心等に基づき専攻分野を決めることができるようアドミッション・ポリシーにおいて入学者の募集単位を学位プログラムを超えて大きくくり化している場合などにおいては、複数のディプロマ・ポリシーに対して一つのアドミッション・ポリシーが対応するなど、ポリシー間で策定単位が異なることとなることも考えられるところである。ただし、このような場合においても、三つのポリシーが全体として一貫性のあるものとして策定されるように設計を行うことが求められる。

(2) 三つのポリシー相互の関係

- 三つのポリシーの中でも、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの二つは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方等を示すものであり、その一体性・整合性が強く求められる。
- アドミッション・ポリシーについても、入学希望者に対し、卒業認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度などを示すという意味では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと一貫性あるものであることが求められる。
- 他方、大学教育においては、多様な学生が、主体的に、また他者と協働して学修に取り組む中で、様々な立場やものの見方についての相互理解を深めたり、切磋琢磨^{せつさたくま}したりすることが重要である。このため、アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りつつも、三者の間の一体性を過度に強調することで、その内容が狭い範囲に限定された硬直的なものとなり、受け入れる学生の多様性を損なったり、大学教育の意義を減じたりすることのないよう、各大学において十分に配慮することが求められる。

(3) 三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項

- 三つのポリシーの策定に当たっては、例えば以下のような点に留意することが重要と考

³ インスティトゥーショナル・リサーチ（IR）と呼ばれる。

えられる。

(総論)

- ・ 各大学における教育研究の特性を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定するとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること。
- ・ 当該大学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような内容と表現とすること。

(ディプロマ・ポリシーについて)

- ・ 各大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するよう、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化すること。
- ・ 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと。その際、学士課程答申で示された「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえるとともに、日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」等も参考とすることが考えられること。
- ・ 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること。

(カリキュラム・ポリシーについて)

- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示すこと。その際、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視すること。
- ・ 卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から検討を行うこと。特に、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする観点から充実を図ること。

(アドミッション・ポリシーについて)

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について、できる限り具体的に示すこと。また、必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示すこと。

- ・ 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すこと。

3 三つのポリシーの運用に当たり留意すべき事項

(1) 三つのポリシーに基づく大学教育のPDCAサイクル

- 大学教育を充実させるためには、三つのポリシーを起点とするPDCAサイクルをポリシーの策定単位ごとに確立し、教育に関する内部質保証を確立することが必要である。例えば、三つのポリシーの策定単位が学位プログラムであったならば、当該学位プログラムの教学マネジメントを担う者において、三つのポリシーの策定を通じて具体化された入学者選抜、教育の実施及び卒業認定・学位授与の各段階における目標（「P」）が、各ポリシーに基づいて実施される入学者選抜及び体系的で組織的な教育（「D」）を通じて達成されたかどうかを自己点検・評価（「C」）し、学位プログラムについて必要な改善・改革（「A」）を行っていくサイクルを回していくことが求められる。
- また、大学教育の充実のためには、こうしたポリシーの策定単位レベルだけでなく、例えば、各授業科目のレベルにおいても、各教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえながら、授業改善に向けたPDCAサイクルを機能させることが重要である。
- さらに、各大学において、三つのポリシーの策定単位ごとの取組全体を俯瞰した全学的な規模での教学マネジメントを構築することも求められる。

(2) 三つのポリシーに基づく、入学者選抜及び体系的で組織的な教育の実施

- 各大学においては、三つのポリシーに基づき、適切な方法で入学者選抜を行うとともに体系的で組織的な教育を展開し、学生の能動的な学修の充実を図ることが求められる。そのために、例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ アドミッション・ポリシーを具現化し、学力の3要素を多面的・総合的に評価するための適切な評価方法の活用
- ・ 多様な背景を持つ学生の受入れに向けた多角的な選抜方法の工夫
- ・ 地域社会、国際社会、産業界等の社会との接続、大学院教育との接続等を見通したカリキュラム編成
- ・ カリキュラムを構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法等を記載したシラバスの作成と組織的なチェックによる、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等の確認、及び教員間や教員と学生間での共有化
- ・ カリキュラム・ポリシーを具体化し、可視化して共有するためのカリキュラム・マップや履修系統図の活用

- ・ ナンバリングの活用等によるカリキュラムの体系的や国際通用性の担保
- ・ 開設授業科目数の精選，履修科目の登録上限（CAP制）の設定など，教員の授業内容の充実や学生の学修時間の増加による単位制度の実質化のための取組の充実
- ・ 学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワーク，集団討論，反転授業等の学修方法の充実，事前事後の学修課題の充実
- ・ 学生の主体的な学修を促すための教材の開発，学修支援の充実
- ・ GPA⁴の進級判定・卒業認定及び学修支援への活用
- ・ ラーニング・コモンズや図書館など，学生の能動的学修を可能とする環境の整備
- ・ 留学，インターンシップ，フィールドワーク等のプログラムの充実

- 各大学においては，大学教育を通じて「学生が何を身に付けたか」という観点を重視して個々の学生の学修成果の把握・評価を行い，どのような評価の基準や方法に基づき大学として卒業を認定し，学位を授与したかについての説明責任を果たせるようにすることが求められる。そのために，例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ 学修成果の具体的な把握・評価方法（ルーブリック，アセスメント・テストのような直接的な方法，学修行動調査のような間接的な方法等），より効果的な公示方法等の開発・実践
- ・ 学修ポートフォリオの活用など個々の学生による学修履歴の記録，振り返り，学修デザインの支援

- 学生の教育に関わる全ての教職員が三つのポリシーを共通理解し，連携して質の高い教育に取り組むことができるようにすることが重要であり，そのために，例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD），スタッフ・ディベロップメント（SD）の充実
- ・ 教員の教育活動に関する評価の充実とその結果の処遇等への反映
- ・ 教学マネジメントに関わる専門的職員の職務の確立・育成・配置
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）等の教育支援スタッフの充実

(3) 三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と改善，情報の積極的な発信

- 各大学においては，三つのポリシーを踏まえ，自らの取組についての点検・評価に取り組む必要がある。
- 自己点検・評価については，まず，三つのポリシーの策定単位ごとに，大学入学者選抜，カリキュラムの内容・学修方法・学修支援，学修成果，教員組織，施設・設備，社会との

⁴ Grade Point Average の略。授業科目ごとの成績について，例えば5段階（A,B,C,D,E）のレター・グレードで評価した上で，それぞれに対して4・3・2・1・0のようにグレード・ポイント（GP）を付与し，その平均を算出して評価を行う制度。

接続などに関して、ポリシーに照らした取組の適切性について行うことが考えられる。その際、例えば、地域社会や産業界など学外の参画を得て客観的な視点を取り入れるなどの工夫を講じることも有効と考えられる。

また、全学的な方針や複数の学位プログラムを横断するような取組事項がある場合は、それらの成果の把握や大学レベルでの点検・評価にも取り組むことが求められる。

さらに、学生の卒業後の追跡調査等を行うことなども考えられる。

- 自己点検・評価に当たっては、教育活動に関しては定量的な評価のみならず定性的な評価も重視することが重要であることに留意しつつ、可能なものについては可視化に努めることが求められる。
- 以上のような自己点検・評価の結果や、定期的な第三者評価（認証評価等）における指摘を踏まえ、改革・改善に取り組むことが求められる。

その際、必要があれば三つのポリシー自体についての見直しを行うことも含め、PDCAサイクルを実効性を持って機能させるための不断の取組が必要である。

- さらに、大学に対する関係者の適切な理解を得るとともに、社会との協働を一層推進して大学教育の充実を図るためには、三つのポリシーに基づく教育の実績に関しての積極的な情報の公開が不可欠である。各大学においては、様々な手段を活用しながら、自らの教育理念やそれを踏まえた教育活動、教育環境等の実情、学生の学修状況等について、より分かりやすく積極的な情報発信に努めることが求められる。

参考資料 1

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

一 卒業の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する
こと

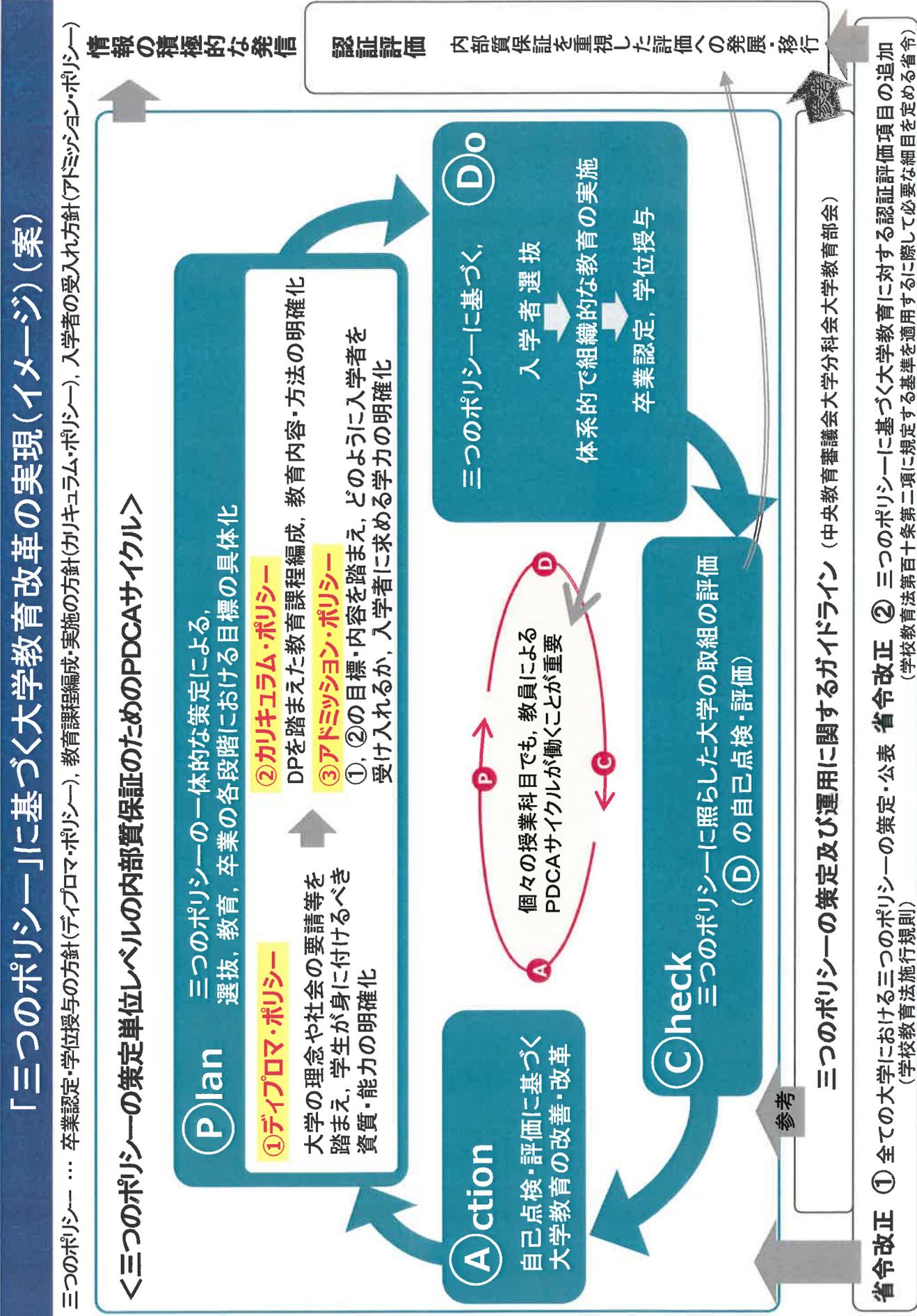
二～三 （略）

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数
及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五～九 （略）

2・3 （略）

※ 下線部は、平成 29 年 4 月 1 日施行分。



参考資料 3

これまでの答申等における関連記述

「我が国の高等教育の将来像」(平成 17 年 1 月 28 日中央教育審議会答申)(抄)

- 各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。
- 入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

「学士課程教育の構築に向けて」(平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申)(概要)

1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

2. 主な内容

【現状・課題】

(1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない



【改善方策の例】

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・国は学士力に関し、参考指針を提示

〔学士力に関する主な内容〕

1. 知識・理解(文化、社会、自然等)
2. 汎用的技能(コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等)
3. 態度・志向性(自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等)
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘



- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

(3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

(4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠



- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）（抄）

- 成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である
- 学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）（抄）

- アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を見直す。
- 各大学は、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要な事項をアドミッション・ポリシーにおいて明確化することが必要であり、高等学校及び大学において育成すべき「生きる力」「確かな学力」の本質を踏まえつつ、入学者に求める能力は何か、また、それをどのような基準・方法によって評価するのかを、アドミッション・ポリシーにおいて明確に示すことが求められる。

- アドミッション・ポリシーの策定に当たっては、各大学の強み、特色や社会的役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのかを明らかにした上で、個別選抜において、様々な能力や得意分野、異なる背景を持った多様な生徒が、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのかを明示する必要がある。
- 各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、(…) アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。

「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日文科科学大臣決定)(抄)

- アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針) の一体的な策定を義務付ける等により各大学の取組を推進する。【中央教育審議会での議論を経て平成27年度中を目途に改正】
- 専門家による検討も踏まえながら、アドミッション・ポリシーに盛り込むことが求められる事項に関するガイドラインを作成し、各大学に提供する。【平成27年度中にガイドラインを作成】

高大接続システム改革会議「中間まとめ」(平成27年9月15日)(抄)

ア 三つのポリシーの重要性

- 各大学が教育を行う上で基本とすべきは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーとそれらの間の緊密な関係である。特に、各大学のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと一体的であると同時に、当該大学の入学者選抜方法に具体化されるものでなければならない。各大学では、これらのポリシーを、全学的なものとして、さらには個々の学部や学科等において、一体的に、かつ明確な内容を持つものとして策定するとともに、三つのポリシーに基づく充実した大学教育の実現に取り組み、責任を持って卒業生を社会に送り出す必要がある。
- あわせて、個々の大学において、どのような力を持つ学生を受け入れ、彼らが大学においてどのように学び、どのような力を身に付けて社会に巣立つこととなるのかを、入学希望者や学生はもとより、保護者や高等学校関係者、さらには社会に対する明確なメッセージとして可視化し、各大学が発信する必要がある。
- 各大学において三つのポリシーを策定するに当たっては、当該大学の持つ様々な資源をどのように重点的に配分すべきかについて、十分な戦略を持つことが重要である。また、大学教育と、高等学校教育、卒業後の人生の舞台となる社会、すなわち地域社会、国際社会、産業界等との関係を一貫した視点で捉え、それらとの関わりを重視する必要がある。

イ 三つのポリシーの策定に関する位置付けの強化

- 各大学に対し、上記の三つのポリシーを一体的に、かつ明確な内容を持つものとして策定するこ

とを求めるに当たって、その法令上の位置付けについて明確化する。

- この点について、現行法制上、「入学者に関する受入方針」の公表が各大学に義務付けられているが、本「中間まとめ」で述べているアドミッション・ポリシーを法令上位置付けるに当たっては、高大接続システム改革の背景と目的を念頭に置き、従来の「入学者に関する受入方針」に関する規定は削除した上で、新たな規定を設ける必要がある。また、本「中間まとめ」で述べているディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、これまで規定は設けられていない。「授業科目、授業の方法及び内容」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」を公表することとされているが、これらはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの概念と一致するものではない。
- 今後、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを各大学が一体的に策定し公表することを法令上義務付けることについて、中央教育審議会において具体的な検討を進め、平成 27 年度中を目途に法令改正を行うべきである。あわせて、三つのポリシーは学生の入学から学位の授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものであり、これらを策定するに当たっては、各方針の関連性や一貫性が確保されるよう、三つのポリシーを一体的に策定し公表することの趣旨を各大学が十分理解する必要がある。

ウ 三つのポリシーに関するガイドラインの策定

- 三つのポリシーについては、既にその策定に取り組んでいる大学も多い一方で、その内容については、抽象的な文言にとどまるものや、相互の関連性が意識されていないものなども多く、全体として、大学教育の指針として十分な役割を果たしているとは言い難い。また、三つのポリシー、さらにはアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との関係が不明である大学が多く見られる。
- 大学教育の充実のためには、各大学における三つのポリシー、及び入学者選抜方法を一体的に、充実したものとして策定することが重要であり、そのためには、三つのポリシーについて、その策定を法令上義務付けることとあわせて、国において三つのポリシーの策定と運用に関するガイドラインを策定することが効果的と考える。
- 当該ガイドラインについては、平成 27 年度中を目途に策定に取り組むべきである。その内容については、中央教育審議会において具体的な検討がなされるべきであるが、例えば次のような方向性を示すことが考えられる。

<総論>

- ・ 当該大学におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、及び入学者選抜方法の間の緊密な関係が外部者に理解できるように表現すること
- ・ 当該大学に関心を持つ人、入学希望者、社会人、外国人等、三つのポリシーを理解しようとする多様な人々が十分理解できるような内容と表現であること

<ディプロマ・ポリシー>

- ・ 当該大学が卒業生を社会に送り出す上で、どのような能力を身に付ければ学位を授与するのかという方針を具体的に示すこと

- ・ 大学教育の質を担保し、授与される学位の信頼性を高めるため、当該大学における学修成果の可視化を図るとともに、在学の水準に合わない学生の退学の基準等、具体的な基準を示し、それに基づく厳格な成績評価・卒業認定を行うこと
- ・ カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの関係を具体的に示すこと

<カリキュラム・ポリシー>

- ・ 当該大学におけるディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを踏まえたカリキュラム編成、そのカリキュラムによる学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと
- ・ 上記において特に、主体性を持つ多様な学生に対して、個々の学生が「自分がどうすれば何を身に付けられるのか」を理解することのできる、カリキュラム編成、学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと
- ・ 主体性を持つ多様な学生の入学・在学を前提として、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとも関係し合う教育を、カリキュラム編成、学生の学修方法・学修過程の在り方等に具体的に位置付けること
- ・ 多様な入学者のそれぞれが自ら学修計画を立て、学修の実践に入っていくための初年次教育を具体化すること

<アドミッション・ポリシー>

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているか等を、具体的に示すこと
- ・ 入学者選抜において、多様な入学希望者に対してアドミッション・ポリシーに明示された様々な能力や入学者に求めていること等の水準を判定するために、どのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すこと

○ 今後、各大学の入学者選抜方法を、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するものへと転換することが必要であり、その出発点として、現状においてはまだまだ抽象的なものにとどまっていることが多い各大学のアドミッション・ポリシーを明確化するとともに、そのアドミッション・ポリシーを実現するための入学者選抜方法を具現化することが不可欠である。各大学における取組を促進するため、2.（2）でも述べたとおり、国においてアドミッション・ポリシーに関するガイドラインを策定し、アドミッション・ポリシーに具体的に盛り込むことが考えられる内容を各大学に示す必要がある。

○ 三つのポリシーに関するガイドラインに盛り込むべき内容については2.（2）でも述べたが、その中でも特にアドミッション・ポリシーに関しては以下の点について重視する必要がある。

- ・ 高大接続改革答申において提言された以下の「学力の3要素」について、具体的にどのような能力をどのレベルで求めるのか。

(ア) 知識・技能

(イ) 思考力・判断力・表現力

(ウ) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・ 上記の三つの要素を大学入学選抜において適切に評価するため、入学選抜においてどのような多様な評価方法を組み合わせ、それらの方法についてそれぞれどのような水準を要求し、どのような比重を置いて評価するか。評価方法としては、例えば次のようなものが考えられる。

1. 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の結果
2. 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法
3. 調査書
4. 活動報告書（個人の多様な活動・ボランティア・部活動・各種団体活動等）
5. 各種大会や顕彰等の記録，資格・検定試験の結果
6. 推薦書等
7. エッセイ，大学入学希望理由書，学修計画書
8. 面接，ディベート，集団討論，プレゼンテーション
9. その他

- このような内容とそれらの間の関係や比重等を各大学がアドミッション・ポリシーに明示し、「学力の3要素」の多面的・総合的な評価方法を提示する。これを通して、個別の大学がディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに合うと考えられる多様な入学選抜ができるようにするとともに、入学希望者にとっては、大学入学選抜を、人生の最終目的に見立てるのではなく、卒業後の自分の人生を開くに値する大学かどうかを見極める有意義な手段にできるようにする。

参考資料 4

第 8 期中央教育審議会大学分科会 大学教育部会

委 員：平成 27 年 2 月 15 日発令

臨時委員：平成 27 年 4 月 21 日発令

(委 員) 5 名

亀 山 郁 夫	名古屋外国語大学長
羽 入 佐和子	お茶の水女子大学前学長， 国立研究開発法人理化学研究所理事
坂 東 眞理子	昭和女子大学学長
日比谷 潤 子	国際基督教大学学長
牧 野 正 幸	株式会社ワークスアプ`리케이션ズ` 代表取締役最高経営責任者

(臨時委員) 14 名

安 部 恵美子	長崎短期大学長
勝 悦 子	明治大学副学長
金 子 元 久	筑波大学特命教授
川 嶋 太津夫	大阪大学未来戦略機構教授
黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
小 畑 秀 文	独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
小 林 雅 之	東京大学大学総合教育研究センター教授
篠 田 道 夫	桜美林大学教授
鈴 木 典比古	国際教養大学学長
二 宮 皓	比治山大学・短期大学学長
長谷山 彰	慶應義塾大学文学部教授，慶應義塾常任理事
濱 名 篤	関西国際大学学長，学校法人濱名学院理事長
前 田 早 苗	千葉大学普遍教育センター教授
美 馬 のゆり	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

計 19 名

※安部，勝，金子，小畑，鈴木，美馬各委員の発令日は平成 27 年 3 月 24 日

※川嶋委員の発令日は平成 27 年 4 月 6 日